

特許庁委託事業

モーリシャスの知的財産制度および  
その運用に関する調査

2023年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

知的財産権部

## 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）が現地調査会社に委託し作成したものであり、調査後の法律改正などによって情報が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは調査委託先の判断によるものであり、情報の正確性や一般的な解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報等に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび調査委託先は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的な損害および利益の喪失について、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたかにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロまたは調査委託先が係る損害等の可能性を知らされていても同様とします。

## TABLE OF CONTENTS

1.	要旨	1
1.1.1	モーリシャス経済の概要	1
2.	モーリシャスにおける知的財産権制度の概要	3
2.1	最近の知財最新情報	3
2.1.1	2019年産業財産法の承認により導入された変更	4
2.2	知財当局の概要	5
2.2.1	知的財産審議会 の設立	6
2.2.2	産業財産裁判所	6
2.2.3	組織構造	7
2.2.4	職員と審査官の人数	7
2.2.5	方式審査と実体審査の存在	7
2.2.6	公報からの情報入手	7
2.2.7	予算	8
2.3	国内知財法と施行規則	8
2.4	知財法はコモン・ロー、シビル・ローまたは双方を基盤としているのか？	9
2.5	審査基準	9
2.6	モーリシャスが加入している国際条約	9
2.7	知財統計データ	10
2.7.1	知財出願統計データ	10
2.7.2	知財権利付与／登録統計データ	11
3.	知財権の定義および適格な出願の要件	12
3.1	特許	12
3.1.1	定義	12
3.1.2	要件	13
3.1.3	保護期間	14
3.1.4	出願／登録手続	14
3.1.5	登録後	23
3.1.6	権利行使	28
3.2	商標	31
3.2.1	定義	31
3.2.2	要件	31
3.2.3	保護期間	33
3.2.4	出願／登録手続	33
3.2.5	登録後	34
3.2.6	権利行使	36
3.3	著作権	40
3.3.1	序文	40
3.3.2	要件	40
3.3.3	保護期間	41

3.3.4	申請／登録手続 .....	41
3.3.5	著作権所有者 .....	42
3.3.6	著作権侵害の形態 .....	42
3.3.7	著作権の許容される使用 .....	43
3.3.8	著作権の移転と関連する方式要件 .....	44
3.3.9	著作権保護に関するベルヌ条約の潜在的影響 .....	44
3.3.10	権利行使 .....	45
3.4	地理的表示 .....	48
3.4.1	定義 .....	48
3.4.2	要件 .....	48
3.4.3	保護期間 .....	48
3.4.4	出願／登録手続 .....	48
3.4.5	登録後 .....	49
3.4.6	権利行使 .....	50
3.5	工業意匠 .....	53
3.5.1	定義 .....	53
3.5.2	要件 .....	53
3.5.3	保護期間 .....	54
3.5.4	出願／登録手続 .....	54
3.5.5	登録後 .....	57
3.5.6	権利行使 .....	59
3.5.7	ハーグ協定に基づく工業意匠 .....	61
3.6	集積回路の回路配置 .....	64
3.6.1	定義 .....	64
3.6.2	要件 .....	64
3.6.3	保護期間 .....	65
3.6.4	出願／登録手続 .....	65
3.6.5	登録後 .....	67
3.6.6	政府機関または第三者による利用 .....	69
3.6.7	権利行使 .....	70
3.7	実用新案 .....	72
3.7.1	定義 .....	72
3.7.2	要件 .....	72
3.7.3	保護期間 .....	73
3.7.4	出願／登録手続 .....	73
3.7.5	登録後 .....	79
3.7.6	権利行使 .....	81
4.	モーリシャスにおける模倣品と侵害品 .....	84
4.1	モーリシャスにおける模倣品と侵害品の定義 .....	84
4.2	模倣品と侵害品の現状 .....	84
4.2.1	市場の名前と場所 .....	84

4.2.2	市場における模倣品と侵害品の対象 .....	85
4.2.3	流通経路.....	85
4.2.4	統計データ .....	86
4.2.5	権利行使.....	86
4.2.6	模倣を取り締まるための対策 .....	87
4.2.7	比較表による効果的な推奨される対策 .....	87
4.2.8	手続とタイムライン／所要期間のフローチャート .....	88
4.2.9	各対策の料金表.....	90
5.	権利取得と権利行使に関する事件.....	94
5.1	有名または重要な訴訟.....	94
6.	成功事例 .....	96
6.1	モーリシャスの中間裁判所における SKECHERS U.S.A, Inc v AMF LTD (事件 No. 170/2020) 97	
6.2	ローワー・プレーン・ウィルヘルム地方裁判所における LACOSTE S.A.S VS MR TASHEEL BOODHOO (事件 No. CN 438/19) .....	97
6.3	モーリシャスの中間裁判所における LACOSTE S.A.S VS T.R.G (Mtius) Ltd (事件 No. CN 75/2020) .....	98
6.4	モーリシャスの中間裁判所における POLICE VS FAST CLICK LTD (事件 No. 1186/2017) 98	
7.	モーリシャスにおける知財問題と利益に関する利害関係者の声 .....	100
8.	総括表 .....	101
9.	参考文献 .....	114
10.	別紙 A.....	115
10.1	特許： .....	115
10.2	実用新案： .....	116
10.3	回路配置.....	116
10.4	工業意匠.....	116

## 1. 要旨

本書の目的は、モーリシャスにおける知的財産の内容、特定、保護および運用について、さらに知的財産がどのような実用的効果をもたらすのかについて、実務的な視点から概観することである。つまり有益な情報を提供し、モーリシャスにおける知的財産とその運用をめぐる特有の問題について認識を深めてもらうことを意図している。

知的財産は、現代のビジネス資産である。知的財産権には、特許、商標、工業意匠とひな型、実用新案、回路配置、著作権、植物育成者権および営業秘密など様々な種類があり、企業のアイデア、技術、名称および製品を保護する役割を担っている。各企業の性質、規模や事業戦略に応じて異なる戦術が求められるため、研究者や事業者にとって、知的財産権に関する知識はますます重要になっている。知的財産の価値は、その利用／事業化の方法と有効性によって決まる。知的財産の効果的な利用と事業化に向けて体系的に取り組んでいくことで、知的財産資産への投資に対する高い収益率が保証されるだろう。

モーリシャスは、世界貿易機関のメンバーであり、1995年に発効した知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（「TRIPS」）を遵守する義務を負っている。モーリシャスの知財法は、国際基準に沿うものである。

モーリシャスにおける知的財産について考慮すべき重要な点として、現時点では特許協力条約（PCT）にも商標に関するマドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）にも加入していないことが挙げられる。ただし、モーリシャスの2019年産業財産法は、特許協力条約およびマドリッド・プロトコルの遵守に関する規定を盛り込んでおり、2022年12月15日にモーリシャス政府は、特許協力条約への加入書を寄託した。これによりPCTは2023年3月15日にモーリシャスで発効する<sup>1</sup>。

### 1.1.1 モーリシャス経済の概要

モーリシャスは、正式名称をモーリシャス共和国といい、インド洋に浮かぶ島国で、砂浜やラグーン、サンゴ礁で知られ、首都はポート・ルイスにある。日常会話では、モーリシャス・クレオール語、フランス語と英語を最もよく耳にする。モーリシャス・クレオール語は、フランス語を基盤とするクレオール語で、人口の約90%が話すと推定される。教育や報道機関ではフランス語が使われる傾向にあるが、議会での公用語は英語である。ただし、ほとんどの議員はフランス語を流暢に話す。行政機関や裁判所の業務では、フランス語と英語が公用語として一般に受け入れられている<sup>2</sup>。

モーリシャスの国土の広さは2,040 km<sup>2</sup>（790平方マイル）で、2019年の推計によれば、多様な民族・言語・宗教グループからなる約126万5000人の人口を有する。モーリシャスの人口の48.54%がヒンズー教、32.71%がキリスト教、17.30%がイスラム教、それ以外が1.45%である<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> [https://www.wipo.int/pct/en/news/2022/news\\_0056.html](https://www.wipo.int/pct/en/news/2022/news_0056.html)

<sup>2</sup> <https://www.nationsonline.org/oneworld/mauritius.htm> November 2022年11月17日にアクセス

<sup>3</sup> <https://en.wikipedia.org/wiki/Mauritius> 17 November 2022年11月17日にアクセス

1968年3月12日にモーリシャスは独立し、英国王を元首とする立憲君主制となった。1991年に立憲君主制は、大統領を元首とする共和国政府に置き換わった。モーリシャスにおける立法権は国民議会に与えられているが、行政権は閣僚評議会が行使している<sup>4</sup>。

モーリシャスは、アフリカ連合、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）および英国連邦のメンバーである。

鉱物がモーリシャスで最も重要な天然資源の一部を占めており、経済に大きく貢献している。この島で採取される主要な鉱物として、玄武岩と石灰がある。モーリシャスの玄武岩は高品質で、主にビルや建造物に用いられる。モーリシャスの石灰は、2つの主要な供給源である島周辺のサンゴ砂と内陸部のサンゴ石灰岩から採取される。モーリシャス周辺の海域には多金属団塊の鉱床が複数存在し、極めて価値が高いと考えられている。調査の結果、この多金属団塊は大量のマンガンと鉄および少量のコバルトを含んでいることが判明した<sup>5</sup>。

1970年以降、モーリシャスでは繊維製品、食品加工、金属と金属製品および化学製品の製造が着実に増加しており、経済的に重要な産業となっている。モーリシャス輸出加工区のおかげで、モーリシャスへの海外投資は増加しており、そのほとんどは、輸出市場に向けた輸入原材料や半製品の労働集約型加工業に集中している<sup>6</sup>。

Stock Exchange of Mauritius Ltd（SEM）は、モーリシャスにおける主要な証券取引所であり、国内で使用される通貨はモーリシャス・ルピーである<sup>7</sup>。モーリシャスの国内総生産（GDP）は、111億5,700万USドルである<sup>8</sup>。

---

<sup>4</sup> <https://www.britannica.com/place/Mauritius> 2022年11月17日にアクセス

<sup>5</sup> <https://www.worldatlas.com/articles/what-are-the-major-natural-resources-of-mauritius.html> - 2022年11月9日にアクセス

<sup>6</sup> <https://www.britannica.com/place/Mauritius/Resources-power-and-manufacturing> - 2022年11月9日にアクセス

<sup>7</sup> <https://www.stockexchangeofmauritius.com/about-us/sem-at-a-glance> 2022年11月17日にアクセス

<sup>8</sup> <https://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.MKTP.CD?locations=MU> 2022年11月17日にアクセス

## 2. モーリシャスにおける知的財産権制度の概要

2017年、世界知的所有権機関（WIPO）の支援を受けて、知的財産推進計画（IPDP）が策定された。このIPDPが策定されたのは、経済と文化の発展に寄与する知的財産（IP）の重要な役割を考慮し、モーリシャスの知的財産政策を強化するためであった。

つまりIPDPの目的は、知財権利行使（知財エンフォースメント）に關与する潜在的利用者と組織および知財創出者が、研究、イノベーション、投資および経済成長を促進するツールとして知財を利用する専門的能力とノウハウを獲得できるようにすることである<sup>9</sup>。

以下の目標がIPDPにより推奨され、後に実施されている。

- 産業財産法案を完成させ成立させる。
- マドリッド・プロトコルとハーグ協定への加入手続を迅速に進める。
- 国際的に最良の経験に基づき単一の知財当局を設立する。
- 新しい植物品種を保護する法的枠組を強化する。

IPDPは以下の目標の実施も推奨しており、現在進行中である。

- PCTへの加入手続を迅速に進める。
- PANORAMA マルチメディアツールキットやWIPOコミック誌など、知財促進資料を提供し、国内言語への翻訳を支援する。
- 法執行官のニーズに合わせて知的財産意識向上プログラムを策定し実施すると共に、知的財産権侵害の悪影響について、消費者の関心を促し理解を深める。

### 2.1 最近の知財最新情報

2019年産業財産法（以下、「本法」という）は、2019年7月30日にモーリシャス議会により可決された。本法の目的は、現在のグローバル経済において直面している課題に対処するため、知的財産保護を刷新・強化することである。本法は2019年8月9日にモーリシャス共和国の暫定大統領により承認され、2019年8月10日にモーリシャス政府公報で公表された。その後2022年1月31日に本法が公布され、モーリシャスで施行されている。本法に基づき 2022年産業財産施行規則も策定され、同じく2022年1月31日に施行された<sup>10</sup>。

2019年産業財産法は、モーリシャス知的財産制度を研究者、発明者および起業家のニーズに適合させる複数の措置を盛り込んでいる。2019年産業財産法は現在、特許、意匠、実用新案、商標、地理的表示および植物品種を含む、産業財産に關連する全ての主題を網羅する統合された法律であり、これにより以下の法律は廃止された。

- 地理的表示法
- 集積回路の回路配置（トポグラフィー）法

<sup>9</sup> <https://www.mauritiustrade.mu/en/intellectual-property-policy> 2022年11月17日にアクセス

<sup>10</sup> <https://www.kashishworld.com/blog/introduction-of-the-industrial-property-act-2019-mauritius/>



- 2002 年特許・工業意匠・商標法<sup>11</sup>

## 2.1.1 2019 年産業財産法の承認により導入された変更

### 2.1.1.1 商標

本法第 2 条に従い、標章の定義は以下のように改定された。

「(a) 標章とは、特定の企業の商品または役務を他の企業のものから識別可能にする、視覚的に認識可能な標識または標識の組合せをいい；さらに

(b) 以下のものを含む：

(i) 証明標章と団体標章；および

(ii) 単語、文字、数字、図形、絵、色の組合せ、商品／その部分の形状、または商品のパッケージその他の体裁。」

この商標の定義変更により、証明標章、色および形状標章が認められると共に、パッケージも標章として明確に認められている。

施行規則が定める標章の種類には、文字標章、図形標章、形状標章、位置標章と色標章があり、色標章は単一の色または色の組合せでもよい。

また、本法により導入された重要な変更として、以下が含まれる。

- 地理的表示 (GI) の保護。
- 本法は、マドリッド・プロトコルによる商標出願についても規定している。ただし、モーリシャスは現在、マドリッド・プロトコルの加入国ではないことに注意すべきである。
- 承認された善意の同時使用者<sup>12</sup>。
- 証明標章の登録<sup>13</sup>。
- 出願の分割が許される<sup>14</sup>。
- 6 か月の更新猶予期間<sup>15</sup>。
- ライセンスの登録と公示。
- 公定料金の値上げ。
- 産業財産裁判所は現在、登録出願の拒絶に対する審判請求、産業財産登録への異議申立の拒絶に対する審判請求；およびとりわけ標章や地理的表示の無効を求める利害関係者による請求に関して、明確な管轄権を有する。ただし、施行規則によれば、不使用による取消請求や登録取消請求は長官に提出しなければならない。
- 第三者の権利を根拠とする標章の相対的拒絶理由と、絶対的拒絶理由とを分離する<sup>16</sup>。

<sup>11</sup> <https://www.mondaq.com/patent/842718/the-industrial-property-act-2019> - 2022 年 11 月 17 日にアクセス

<sup>12</sup> 本法第 91(3)(b) 条

<sup>13</sup> 本法第 102 条

<sup>14</sup> 本法第 95 条

<sup>15</sup> 本法第 97(3)条

<sup>16</sup> 本法第 122 条と第 123 条

- 絶対的拒絶理由として現在、次のものが挙げられる：識別性のない標章；取引において商品または役務の種類・品質・数量・用途・価値・地理的原産地・商品製造時期・役務提供時期その他の特徴を示す役割を担う標識または表示のみで構成される標章；現在の言語表現や善意の取引慣行において一般名称となっている、または商品や役務の一般的な／承認された技術名や学名である標識または表示のみで構成される標章；商品の性質上の結果である形状、または商品に技術的成果・機能的効果・実質的価値を与える形状のみで構成される標章。
- 相対的拒絶理由には現在、先の登録および周知の権利の他に、「法律に基づきモーリシャスで当該標章を使用できない」という一般的理由が含まれており、先使用のみを根拠とする異議申立（登録または係属中の出願がない場合）や、先使用の証拠が提出される場合が考慮の対象となる。
- 商標登録の無効理由は、登録商標が「標章」の定義に適合していないことに基づく無効理由と、3.2.2 項で述べたように商標が法律の要件に適合していない場合の無効理由に拡大されている。

### 2.1.1.2 特許／意匠

本法は、旧法では保護されなかった植物品種と実用新案の保護に関する規定を盛り込んでいる。

さらに驚くことに、ハーグ協定を通して登録された意匠と、特許協力条約（PCT）経由の特許の保護に関する規定も含まれている。モーリシャスは現在、ハーグ協定の加入国であるが、本法の公布から 2 年以上経つ現在も PCT の加入国ではない。2022 年 12 月 15 日にモーリシャス政府は、特許協力条約への加入書を寄託した。PCT は 2023 年 3 月 15 日にモーリシャスで発効する予定である<sup>17</sup>。

最後に、2022 年産業財産施行規則には、すべての知的財産主題について支払うべき公定料金の値上げが示されており、さらに特許権者にとって大きな安心材料として、更新料の不払で登録簿から削除された特許の回復に関する規定も導入されている<sup>18</sup>。

## 2.2 知財当局の概要

本法は、省内の一部門として長官により管理されるモーリシャス産業財産庁（IPOM）について規定している。長官は公益事業委員会により任命された公務員であり、IPOM の日常業務の管理・運用・運営について責任を負う。この新しい IPOM は本法を実施・管理すると共に、本法に準拠する産業財産の推進・振興・保護を支援する<sup>19</sup>。

モーリシャス産業財産庁の詳細は以下のとおりである。

住所	11th Floor, Sterling House, Lislet Geoffroy Street, Port Louis, Republic of Mauritius
電話	(230) 213 8231, 208 5714, 208 7352
Fax	(230) 210 9702
メール	<a href="mailto:rbeergaunot@govmu.org">rbeergaunot@govmu.org</a> (Ranjive Beergaunot – Acting Controller)
Website	<a href="http://foreign.govmu.org/English/AboutUs/Pages/International-Trade-Division.aspx">http://foreign.govmu.org/English/AboutUs/Pages/International-Trade-Division.aspx</a>

<sup>17</sup> [https://www.wipo.int/pct/en/news/2022/news\\_0056.html](https://www.wipo.int/pct/en/news/2022/news_0056.html)

<sup>18</sup> 本法第 22(3)条

<sup>19</sup> <https://foreign.govmu.org/Pages/Industrial%20Property%20Office/ABOUT-US0409-2313.aspx>

IPOM の他の職務として、産業財産の推進に向けた戦略と措置を実施する、産業財産データベースを編集・維持する、産業財産に関する教育・意識向上プログラムを計画し、その準備を支援する、さらに産業財産の調査を支援することが挙げられる。

### 2.2.1 知的財産審議会の設立

本法は、モーリシャスにおける独立した包括的機関として、すべての知財関連の問題を考察する、知的財産審議会の設立についても規定している。この審議会は、知財資産の創出・権利行使・保護およびポートフォリオサービスに関与する複数の部門、省庁および民間セクターからの代表者で再編成される予定である<sup>20</sup>。

知的財産審議会は、知的財産に関連する問題について大臣に助言し、知的財産政策の策定と知的財産権の行使における官民連携を保証する<sup>21</sup>。

### 2.2.2 産業財産裁判所

本法は、産業財産裁判所の設立についても規定している。この裁判所は、以下について審理・裁定する管轄権を有する。

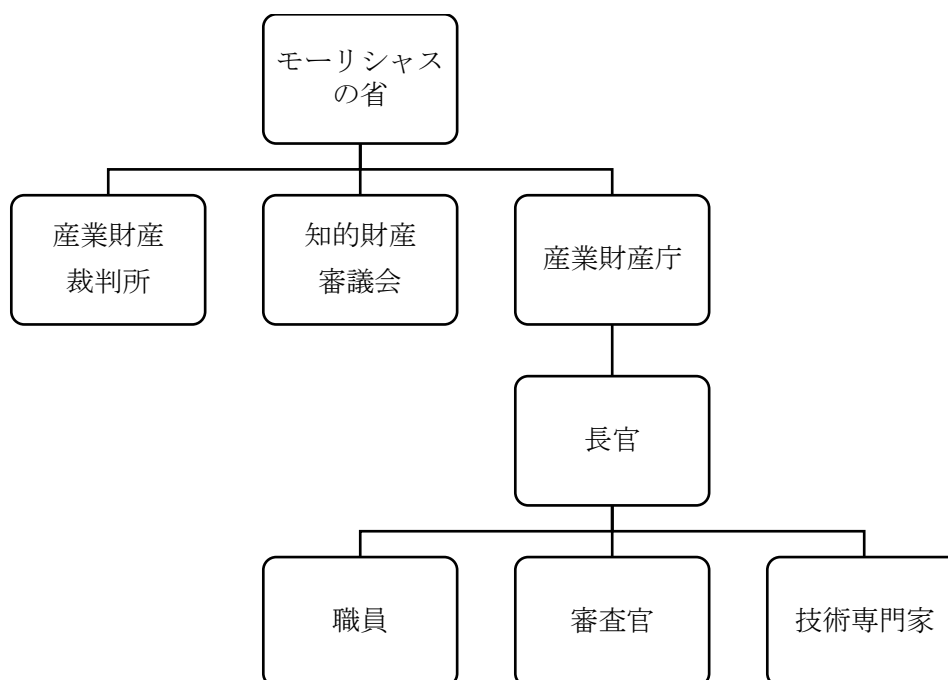
- 登録出願を拒絶する長官の決定を不服とする出願人による審判請求
- 産業財産登録への異議申立を拒絶する長官の決定を不服とする異議申立人による審判請求
- 利害関係者が当裁判所へ提起した、特許の付与、植物品種の保護または実用新案・回路配置・工業意匠・標章・地理的表示の登録に対する無効請求

---

<sup>20</sup> <https://foreign.govmu.org/Pages/Industrial%20Property%20Office/ABOUT-US0409-2313.aspx>

<sup>21</sup> <https://foreign.govmu.org/Pages/Industrial%20Property%20Office/ABOUT-US0409-2313.aspx>

### 2.2.3 組織構造



### 2.2.4 職員と審査官の人数

職員と審査官の人数に関して入手可能な最新のデータは、2016年に公表されたものであり、その時点で10名の技術専門職員と7名のサポート職員で構成されていた。

本法の規定によれば、大臣の承認を前提として、長官が自ら定める条件により審査官と技術専門家を任命する。

### 2.2.5 方式審査と実体審査の存在

本法は、モーリシャスにおける知財の実体審査と方式審査の双方を規定している。本書の作成時に集めた情報によれば、方式審査のみが現在行われており、実体審査がいつ開始されるかは定かではない。

知的財産権の種類によって審査の過程が異なるため、それぞれの知的財産権の項目で審査過程を考察していく。

### 2.2.6 公報からの情報入手

他のアフリカ法域とは異なり、IPOMには独自の公報がない。IPOMはシステムから作成された公示を準備し、それが政府公報によるすべての公示に責任を負う国内のモーリシャス政府印刷局に送られる。利害関係者は印刷局に適切な料金を支払うことで、公報を購入できる<sup>22</sup>。モーリシャスにおける法定代理人は、依頼人のために印刷局から公報を入手できる。

モーリシャスには、オンライン登録簿やオンライン公報はない。

<sup>22</sup> [https://www.wipo.int/edocs/mdocs/africa/en/wipo\\_ip\\_mpt\\_16/wipo\\_ip\\_mpt\\_16\\_t\\_8\\_j.pdf](https://www.wipo.int/edocs/mdocs/africa/en/wipo_ip_mpt_16/wipo_ip_mpt_16_t_8_j.pdf)

## 2.2.7 予算

モーリシャス産業財産庁の現在の予算に関する情報は、一般に入手できない。

## 2.3 国内知財法と施行規則

主要な知財法<sup>23</sup>

- 2019年産業財産法（2019年法律第15号）
- 2014年著作権法（2014年法律第2号）

知財関連法<sup>24</sup>

- 1988年関税法（1988年法律第47号、2020年法律第7号に改正）
- 2018年商法（改正）法（2018年法律第9号）
- 1998年消費者保護（価格・供給統制）法（1998年法律第12号、2016年施行規則第115号に改正）
- 2002年会社登記法（2002年法律第40号、2012年施行規則第231号に改正）
- 1991年消費者保護法（1991年法律第11号、2013年法律第27号により改正）
- 2010年モーリシャスオープン大学法（2010年法律第2号）
- 2007年競争法（2007年法律第25号、2012年法律第27号により改正）
- 1979年公正取引法（1979年法律第26号、2007年法律第25号に改正）
- 2004年遺伝子組換え作物法
- 2002年不正行為防止（産業財産権）法
- 1998年情報技術（雑則）法

知的財産関連の施行規則<sup>25</sup>

- 2020年著作権施行規則
- 1989年関税施行規則（1989年施行規則第46号、2020年施行規則第247号に改正）
- 1998年消費者保護（消費財）（最大利幅）施行規則（1998年施行規則第150号、2016年施行規則第212号に改正）
- 日用品（原産地表示）（改正）施行規則（2005年施行規則第50号）
- 1981年日用品（原産地表示）施行規則（1981年施行規則第170号、2005年施行規則第50号に改正）
- 2022年産業財産施行規則

<sup>23</sup> [WIPO Lex, Member Profile, Mauritius](#) 2020年11月11日にアクセス

<sup>24</sup> [WIPO Lex, Member Profile, Mauritius](#) 2020年11月11日にアクセス

<sup>25</sup> [WIPO Lex, Member Profile, Mauritius](#) 2020年11月11日にアクセス

## 2.4 知財法はコモン・ロー、シビル・ローまたは双方を基盤としているのか？

世界貿易機関（「WTO」）のメンバーであるモーリシャスは、1995年に発効した知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（「TRIPS」）を遵守する義務を負っている。モーリシャスの知財法は、国際基準に沿うものである。

モーリシャス法の基本となる実体的内容部分は、フランス法典に起源を有する。即ち、国内の状況に合わせて長年にわたり改正されてきた民法典、刑法典として再制定された刑事法典、および適用範囲は少ないものの商法典である。その一方で、手続と証拠に関する法律は英国法を基盤としているが、フランス民事訴訟法の規定が今も有効である。このような状況は、コモン・ローの伝統的な裁判所構造と救済手段を採用した必然的結果である。モーリシャス憲法は、「ウェストミンスター・モデル」を手本としている。モーリシャスの法律制度は、通商貿易、海運、財務、金融、会社法、流通証券と破産証書に関する法律を借用している。立法と法解釈は主に英国法と判例に依拠している。モーリシャス法は、英国法とフランス法の双方が混じり合って生まれたものであり、ゆえに独自の個性を持っている。

## 2.5 審査基準

特許、工業意匠および実用新案に関する実体審査は行われていないため、審査ガイドラインはない。法律では実体審査について規定されているが、現在、実体審査は行われていない。

## 2.6 モーリシャスが加入している国際条約<sup>26</sup>

モーリシャスは、知的財産に関する以下の国際条約と協定に加入している。

- 文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約
- 世界知的所有権機関を設立する条約
- 国際植物防疫条約
- 工業所有権の保護に関するパリ条約
- 1952年9月6日にジュネーブで署名された万国著作権条約に付随する、無国籍者および亡命者の著作物に対する同条約の適用に関する第一議定書
- 1952年9月6日にジュネーブで署名された万国著作権条約に付随する、ある種の国際機関の著作物に対する同条約の適用に関する第二議定書
- 1952年9月6日にジュネーブで署名された万国著作権条約に付随する、同条約の条件付きの批准、受諾または加入に関する第三議定書
- 1952年9月6日の万国著作権条約、および第XVII条に関する付属宣言と第XI条に関する決議
- 世界貿易機関（WTO）－知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）（1994年）

<sup>26</sup> [WIPO Lex, Member Profile, Mauritius](#) 2020年11月11日にアクセス

## 2.7 知財統計データ<sup>27</sup>

### 2.7.1 知財出願統計データ

年	特許			商標			工業意匠		
	居住者	非居住者	合計	居住者	非居住者	合計	居住者	非居住者	合計
2011	1	19	20	826	1058	1884	62	20	82
2012	4	14	18	839	997	1836	19	52	71
2013	2	18	20	787	971	1758	10	5	15
2014	3	18	21	855	1000	1855	0	0	0
2015	1	20	21	991	1058	2049	0	0	0
2016	2	36	38	1110	1218	2328	0	0	0
2017	1	18	19	1035	1057	2092	0	0	0
2018	16	13	29	2523	2704	5227	75	24	99
2019	4	23	27	2565	2048	4613	115	11	126
2020	6	19	25	2466	1968	4434	84	2	86

表1：モーリシャス知財出願統計データ

上記の表1は、2011年から2020年の特許、工業意匠および商標出願の統計データを示している。モーリシャスの居住者により提出された出願を表す居住者出願と、外国出願人により提出された出願を表す非居住者出願に分けて示されている。

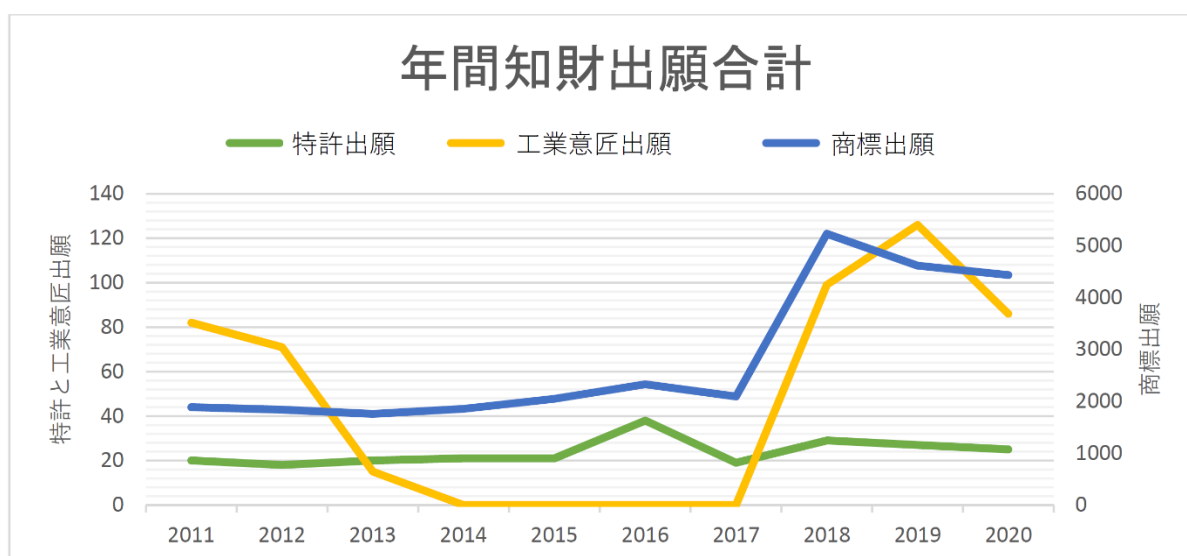


図1：2011年から2020年のモーリシャスにおける知財出願

<sup>27</sup> [https://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country\\_profile/profile.jsp?code=MU](https://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/profile.jsp?code=MU)

図1は、2011年から2020年にモーリシャスに出願された特許（緑色）、工業意匠（オレンジ色）および商標（青色）の合計を示している。

## 2.7.2 知財権利付与／登録統計データ

年	特許			商標			工業意匠		
	居住者	非居住者	合計	居住者	非居住者	合計	居住者	非居住者	合計
2011	0	2	2	828	1118	1946	47	12	59
2012	0	6	6	736	834	1570	25	10	35
2013	0	5	5	747	1050	1797	14	52	66
2014	0	9	9	717	833	1550	0	0	0
2015	0	4	4	907	1018	1925	0	0	0
2016	0	2	2	914	1147	2061	0	0	0
2017	0	4	4	1048	953	2001	0	0	0
2018	0	7	7	2315	2549	4864	7	16	23
2019	3	1	4	2219	1752	3971	86	20	106
2020	1	16	17	2180	1957	4137	98	4	102

表2：モーリシャスの知財権利付与／登録統計データ

上記の表2は、2011年から2020年に権利付与／登録された特許、工業意匠および商標を示している。モーリシャスの居住者により提出された出願を表す居住者出願と、外国出願人により提出された出願を表す非居住者出願に分けて示されている。

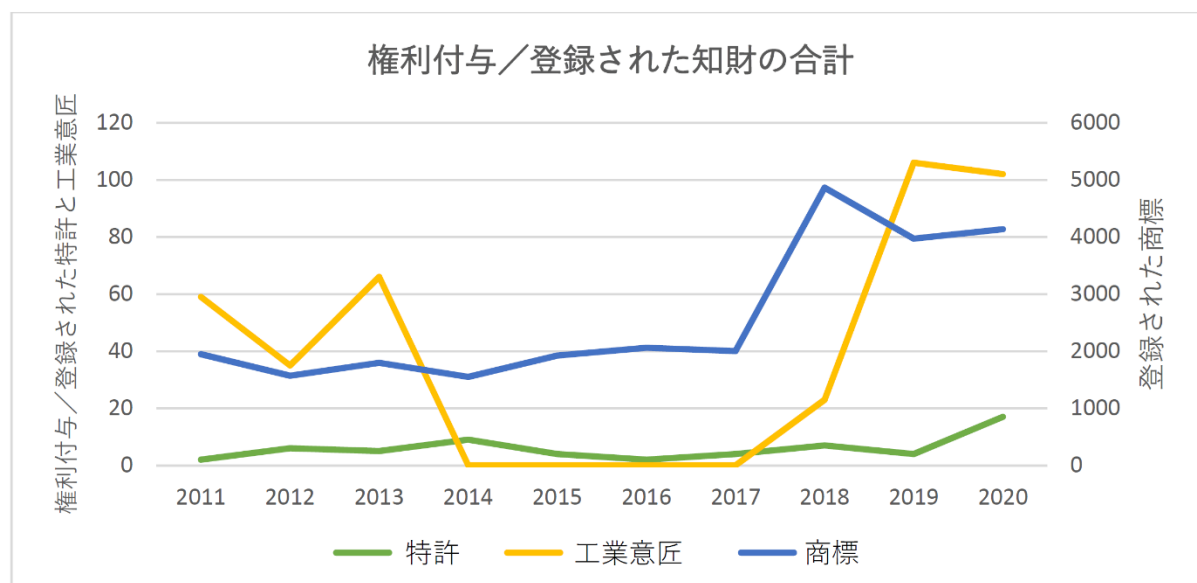


図2：2011年から2020年にモーリシャスで権利付与／登録された知財



### 3. 知財権の定義および適格な出願の要件

#### 3.1 特許

モーリシャスにおける特許は、2019 年産業財産法と 2022 年産業財産施行規則に準拠しており、2002 年特許・工業意匠・商標法は廃止された。

モーリシャスは、WIPO 条約のストックホルム改正条約（1967 年）による世界知的所有権機関（WIPO）のメンバーである<sup>28</sup>。モーリシャスは以下の加入国でもある。

- 工業所有権の保護に関するパリ条約（1976 年 9 月 24 日以降）<sup>29</sup>
- アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）<sup>30</sup>

モーリシャスは、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）の署名国でもある<sup>31</sup>。

注意すべき点として、2022 年 11 月現在、モーリシャスは国際特許登録に関する特許協力条約（PCT）の加入国ではない。しかし、2019 年産業財産法は、モーリシャスが特許協力条約を遵守する規定を盛り込んでいる。PCT への加入手続は、近いうちにモーリシャス政府により開始されると見込まれている。それゆえ PCT への加入手続が完了するまで、出願人は PCT 出願に基づきモーリシャスに国内段階出願を提出できない。特筆すべき点として、モーリシャス政府は 2022 年 12 月 15 日、特許協力条約への加入書を寄託した。PCT は 2023 年 3 月 15 日にモーリシャスで発効する予定である<sup>32</sup>。

とはいえ、特許協力条約に基づく国際特許出願（「PCT 出願」）は、今までどおり ARIPO を通してモーリシャスを指定国として提出可能である。2023 年 3 月 15 日以降、出願人は PCT 出願に基づきモーリシャスに国内段階出願を提出する、またはモーリシャスを指定して ARIPO 広域出願を提出することが可能になる。

最初の国内出願またはパリ条約に基づく出願は、モーリシャス産業財産庁に提出しなければならない。出願は提出された後、方式に関する審査と実体審査の双方を受ける。

モーリシャスを指定国とする ARIPO 広域出願は、ARIPO 特許庁またはいずれかの締約国の産業財産庁に提出できる。

##### 3.1.1 定義

特許とは、発明を保護するために付与される権原である。この権原は暫定的に与えられるものすぎず、特許出願日から 20 年後に満了する<sup>33</sup>。

<sup>28</sup> <https://wipolex.wipo.int/en/treaties/ShowResults?code=MU> 2022 年 11 月 17 日にアクセス

<sup>29</sup> <https://wipolex.wipo.int/en/treaties/ShowResults?code=MU> 2022 年 11 月 17 日にアクセス

<sup>30</sup> <https://www.aripo.org/member-states/> 2022 年 11 月 17 日にアクセス

<sup>31</sup> <https://wipolex.wipo.int/en/treaties/ShowResults?code=MU> 2022 年 11 月 17 日にアクセス

<sup>32</sup> [https://www.wipo.int/pct/en/news/2022/news\\_0056.html](https://www.wipo.int/pct/en/news/2022/news_0056.html)

<sup>33</sup> 本法第 2 条に従う特許の定義

モーリシャス法に従い、特許は、製品またはプロセスに相当または関連する、技術分野における特定の課題への解決策を実際にもたらす、発明者のアイデアとして定義される発明に与えられる<sup>34</sup>。

### 3.1.2 要件

発明は、以下のすべての要件を満たす場合に特許を受けられる。

- 新規である；
- 進歩性がある；さらに
- 産業上利用可能である<sup>35</sup>。

#### 3.1.2.1 新規性

モーリシャスでは絶対的新規性が要求されており、発明は先行技術により開示されていない場合に、新規とみなされる<sup>36</sup>。

先行技術には、出願日より前または該当する場合は優先日より前に、有形の形式による公表、口頭による開示、使用その他の方法で、世界中のいずれかの場所で一般に開示されたあらゆるものが含まれる。

以下の場合、開示は先行技術とはみなされない。

- 出願日または優先日に先行する 12 か月以内に開示された；さらに
- 出願人やその前権利者による行為の結果として、または出願人やその前権利者に対する第三者の不正行為の結果として開示された場合<sup>37</sup>。

したがってモーリシャスは、出願人やその前権利者による開示、または第三者の不正行為による開示に関して、12 か月の新規性喪失の猶予期間を設けている。

#### 3.1.2.2 進歩性

クレームされた発明と先行技術との相違点および類似点を考慮して、クレームされた発明が全体として、その発明の出願日または該当する場合は優先日の時点で、当業者にとって自明ではなかった場合に、その発明は進歩性があるとみなされる<sup>38</sup>。

#### 3.1.2.3 産業上の利用可能性

発明は、いずれかの産業において製造または使用できる場合に、産業上利用可能とみなされる<sup>39</sup>。

#### 3.1.2.4 特許を受けられない主題

以下の発明は、特許保護から除外される<sup>40</sup>。

---

<sup>34</sup> 本法第 2 条に従う発明の定義

<sup>35</sup> 本法第 11(1)条

<sup>36</sup> 本法第 11(2)条

<sup>37</sup> 本法第 2 条に従う先行技術の定義

<sup>38</sup> 本法第 11(3)条

<sup>39</sup> 本法第 11(4)条

<sup>40</sup> 本法第 10(a)-(h)条

- 発見、科学理論、数学的方法；
- 文学・演劇・音楽・芸術作品および他の美的創作物；
- 事業、純粋に精神的な行為およびゲームを行うための計画、規則または方法；
- コンピュータ・プログラム；
- 人間または動物の体の手術または治療による処置方法、および人間または動物の体の診断方法；
- 新規用途が発見された既知の物質であって、その用途自体は適用されていなかったが、当該物質が特許性のある発明とみなされる場合；
- 微生物を除く、植物と動物およびこれらの部分、さらに非生物学的方法と微生物学的方法を除く、植物と動物およびこれらの部分を生産するための本質的に生物学的方法；
- その主要な用途または意図される用途が公序良俗に反する発明、およびその商業利用が法律で禁じられている発明；

### 3.1.3 保護期間

特許は、以下に説明される年金の支払を前提として、その出願日から 20 年後に満了する。モーリシャスでは、グレゴリオ暦が用いられる<sup>41</sup>。

PCT 出願の優先権を主張する、モーリシャスを指定した ARIPO 広域出願の場合、その特許は PCT 出願日から 20 年後に満了する。

### 3.1.4 出願／登録手続

#### 3.1.4.1 出願の場所

発明の特許出願は、所定のフォームによりモーリシャス産業財産庁 (IPOM) の長官に提出し、同時に現在 10,000 MUR (30,245.63 日本円) の出願料を支払わなければならない<sup>42</sup>。出願は、ポート・ルイスの 11<sup>th</sup> Floor, Sterling House, Lislet Geoffroy Street にある産業財産庁に手作業で提出しなければならない。

#### 3.1.4.2 適格性

特許を受ける権利は発明者に帰属する<sup>43</sup>。複数の人が共同で発明を創出した場合、特許を受ける権利は彼らに共同で帰属する<sup>44</sup>。別段の合意がない限り、各発明者は当該特許を受ける権利に関して平等かつ不可分の持分を有する。

複数の人がそれぞれ別個に同一の発明を創出した場合、最先の出願日または優先権が主張されている場合は最先の有効な優先日を有する出願人が、特許を受ける権利を有する。ただし、その出願が取消、放棄または拒絶の対象にならないことを前提とする<sup>45</sup>。

<sup>41</sup> 本法第 22(1)条

<sup>42</sup> 2022 年 1 月 9 日時点の 1 MUR = 3.02456 日本円の為替レートに基づく

<sup>43</sup> 本法第 12(1)条

<sup>44</sup> 本法第 12(2)条

<sup>45</sup> 本法第 12(3)条

雇用契約の履行中に、または雇用契約に基づいて、発明が創出された場合、特許を受ける権利は、別段の契約規定がない限り、雇用主に帰属する。注意すべき点として、雇用主が得た経済的利益が当該従業員の給料と比べて不釣り合いに大きく、当該従業員を雇った時点で当該従業員の独創性から雇用主が抱いた合理的な利益の期待よりも不釣り合いに大きい場合、当該従業員は、当該発明の利用から雇用主が直接的または間接的に得た純利益の3分の1以上の適切な報酬を受ける権利を有する<sup>46</sup>。

- 雇用契約の履行中ではなく、雇用契約に基づかない状況で、従業員が発明を創出したが、
- 当該従業員が当該発明を創出する際に、雇用主の材料、データまたはノウハウを使用した場合、
- 特許を受ける権利は、別段の契約規定がない限り、雇用主に帰属するが、当該従業員は、当該発明の利用から雇用主が直接的または間接的に得た純利益の3分の1以上の適切な報酬を受ける権利を有する<sup>47</sup>。

雇用契約の終了日から1年以内に従業員が提出した特許出願においてクレームされた発明は、元雇用主の主要事業の範囲内にある場合には、終了した雇用契約に基づいて創出されたと推定される。ただし、当該従業員が反証を提出する場合を除く<sup>48</sup>。

重要な点として、発明者が上記に基づき受ける権利のあるあらゆる報酬を放棄するという約束を雇用主に対して行っていたとしても、そのような約束は無効とみなされる<sup>49</sup>。

報酬を支払う雇用主の義務は、特許性のある発明の創出と利用から生じる。雇用主が特許を獲得できない、または獲得しないことを理由に、従業員に報酬を支払う義務が免除されることはない<sup>50</sup>。

雇用主は、従業員から発明の創出に関する連絡を受けた日から60日以内に、その発明には関心がないため、当該従業員が独占的に特許を受ける権利を得てよいという趣旨の書面通知を当該従業員に送ることができる。雇用主がこのような通知を送付しない場合、その発明に関心があるとみなされる<sup>51</sup>。

従業員が発明の商業利用を行う場合、雇用主は、当該従業員がその発明を創出する際に使用した材料、データまたはノウハウの経済的価値に比例した報酬を受ける権利がある<sup>52</sup>。

雇用主が従業員から発明の創出に関する連絡を書面で受けた日から1年以内に、特許出願を提出しない場合、特許を受ける権利は当該従業員に帰属する<sup>53</sup>。

特許を受ける権利は譲渡できる、または継承により移転できる<sup>54</sup>。

---

<sup>46</sup> 本法第12(4)(a)条と第12(4)(b)条

<sup>47</sup> 本法第12(5)条

<sup>48</sup> 本法第12(6)条

<sup>49</sup> 本法第12(7)条

<sup>50</sup> 本法第12(8)(a)条

<sup>51</sup> 本法第12(8)(b)条

<sup>52</sup> 本法第12(8)(c)条

<sup>53</sup> 本法第12(9)条

<sup>54</sup> 本法第12(10)条

発明者は特許に発明者として名前を記載されるが、長官にそうしないよう書面で要求する場合を除く。発明者が発明者として名前を記載されないよう長官に要求するという約束をいずれかの人に対して行っていたとしても、そのような約束は無効とみなされる<sup>55</sup>。

### 3.1.4.3 要件

発明の特許出願は、所定のフォームを用いてモーリシャス産業財産庁の長官に手作業で提出し、同時に現在 10,000 MUR (30,245.63 日本円) の出願料を支払わなければならない。出願料が支払われない場合、長官は出願人に書面で通知し、この通知の受領日から 2 か月以内に出願料を支払わない場合、当該出願は提出されなかったものとみなされる<sup>56</sup>。

特許出願には、以下のものを含めなければならない。

- 委任状（公証されたもの）（出願と一緒に提出しなければならない、または出願時に委任状を入手できない場合は、出願日から 2 か月以内に提出する）。
- 発明の名称、明細書およびクレームに加え、あらゆる図面と英語による要約（出願日に必要）。
- 該当する場合は、発明の譲渡証（後日提出できるが、期限は設定されていない）。
- 宣誓書付き英訳文が添付された優先権証明書（後日提出する場合、出願人は優先権証明書の提出を求める長官の書面要求から 3 か月以内に提出する。この 3 か月の期限は、正当な理由を示せば長官により延長可能。優先権証明書が英語ではない場合、要求日から 6 か月以内に英訳を提出しなければならない）<sup>57</sup>。

出願人の住所または主たる営業地がモーリシャス以外の場合、モーリシャスに居住し開業している弁護士、または大臣により承認された代理人が、当該出願人の代理を務めなければならない<sup>58</sup>。

出願人やその前権利者による行為の結果として、または出願人やその前権利者に対する第三者の不正行為の結果として開示が生じた場合、出願人は出願フォームにおいて指摘し、出願時または出願日から 1 か月以内に、その開示の十分な詳細を書面で提出する<sup>59</sup>。

展示会で開示された場合、出願人は、当該展示会の主催者または責任者により発行され、正式に認証された証明書を提出する。この証明書には、当該展示会の詳細に加え、その発明が実際にそこで展示されたという表明が記載されなければならない<sup>60</sup>。

#### 3.1.4.3.1 明細書の内容

明細書は、以下に従う。

- 発明を当業者が実施できるように十分に明瞭かつ完全な方法で発明を説明し開示する；さらに
- 出願日または該当する場合は優先日の時点で発明者が認識している、発明を実施するベストモードを示す<sup>61</sup>。

---

<sup>55</sup> 本法第 12(11)条

<sup>56</sup> 本法第 13(1)条と第 13(7)条

<sup>57</sup> 本法第 12(2)条

<sup>58</sup> 本法第 136 条

<sup>59</sup> 産業財産施行規則の規則 10(1)

<sup>60</sup> 産業財産施行規則の規則 10(2)

<sup>61</sup> 本法第 12(3)(a)条

発明に対して特許が請求されており、別の特許出願の明細書の説明によるものを含め、その発明を実施するプロセスが一般に知られていない場合、その特許出願は、当業者が当該プロセスを実施できるように十分に明確かつ完全な方法で、当該プロセスを説明しなければならない<sup>62</sup>。

その明細書において、出願日の時点で当業者が不当な実験を必要とせずに当該発明を実施・使用できる十分な情報が示されている場合、そのクレームされた発明の明細書は十分に明瞭かつ完全であるとみなされる<sup>63</sup>。

明細書は、該当する場合は以下を明確に特定する。

- その発明を創出する際に直接的または間接的に使用された、モーリシャスで収集された遺伝資源または生物資源の出所；および
- モーリシャスの事前の十分な情報に基づく同意を得て、そのクレームされた発明を創出する際に直接的または間接的に使用された上記資源に関連する、または関連しない伝統的知識のあらゆる要素<sup>64</sup>。

長官は、特許付与前のあらゆる時点で、技術の普及を保証するために、外国特許出願の明細書をモーリシャス国民の当業者に適応させるよう要求できる<sup>65</sup>。

#### 3.1.4.3.2 クレーム

出願のクレームは、以下に従う。

- 保護を求める主題を定義する；
- 明瞭簡潔に表現する；さらに
- 出願日の時点で出願人がクレームされた発明を所有していたことを当業者に合理的に伝達しているクレームの場合、明細書に十分な裏付けを含める<sup>66</sup>。

#### 3.1.4.3.3 図面

出願人は、発明を理解するのに必要であれば、図面を出願に添付する<sup>67</sup>。出願が添付されていない図面に言及している場合、長官は欠落した図面の提出を出願人に要求できる。出願人がこの要求に応じない場合、長官は当該図面へのあらゆる言及を存在しないものとして扱う<sup>68</sup>。

#### 3.1.4.3.4 要約

明細書の要約は、以下に従う。

- 明瞭簡潔に表現する；
- 技術情報としての役割のみを果たす；

---

<sup>62</sup> 本法第 13(3)(b)条

<sup>63</sup> 本法第 13(3)(c)条

<sup>64</sup> 本法第 13(3)(d)条

<sup>65</sup> 本法第 13(3)(e)条

<sup>66</sup> 本法第 13(4)条

<sup>67</sup> 本法第 13(5)条

<sup>68</sup> 産業財産施行規則の規則 37(6)(b)

- 保護の範囲を解釈する目的で考慮されることはない；さらに
- 長官から別段の指示がない限り、50 語以上 150 語以内とする<sup>69</sup>。

#### 3.1.4.3.5 微生物の寄託<sup>70</sup>

特許保護を求める発明が、一般に入手できない微生物を使用する、またはこれに関係しており、特許出願において当業者が発明を実行可能な方法で当該微生物を説明できない場合、以下の要件を満たさなければならない。

- ブダペスト条約に従い、国際寄託機関にサンプルを寄託しなければならない；
- その出願において、寄託した微生物に関して出願人が知っているすべての情報を記載しなければならない；
- 出願人はその国際寄託機関の名称を示し、当該機関により発行された寄託受領書のコピーを添付しなければならない。

国際寄託機関の寄託受領書のコピーは、出願日から 3 か月以内に提出すべきである。早期公開請求を提出する場合、当該請求の提出前に寄託受領書のコピーを提出しなければならない<sup>71</sup>。

#### 3.1.4.3.6 外国出願に関する情報<sup>72</sup>

出願人は、当該出願にクレームされたものと同一または本質的に同一の発明に関して、自己または自己の前権利者が外国に提出したあらゆる特許出願の日付と詳細を提出するよう、産業財産庁長官から要求される場合がある。

出願人は、上記外国出願に関して、以下のコピーを提出する。

- 当該外国出願について行われたあらゆる調査または審査の結果に関して、出願人が受領したあらゆる通知；
- 当該外国出願に基づき付与された特許；
- 当該外国出願を拒絶する、またはその特許付与を拒絶する最終決定；および
- 当該特許を無効にする最終決定。

出願人は上記要求の日から 3 か月以内に、当該外国出願に関する情報を提出しなければならない。正当な理由を示せば、長官は当該 3 か月の期間を自己が定める期間だけ延長することができる。

#### 3.1.4.3.7 出願日

出願が所定料金と一緒に提出され、以下を含んでいる場合：

- 特許付与を求めるという明示的または黙示的な表示；
- 出願人を特定できる情報および産業財産庁が出願人に連絡可能な場所の表示；さらに
- 第 3.1.4.3 項に基づき記載された発明の明細書<sup>73</sup>；

<sup>69</sup> 本法第 13(6)条

<sup>70</sup> 本法第 13(f)条

<sup>71</sup> 産業財産施行規則の規則 11(2)

<sup>72</sup> 本法第 16 条

<sup>73</sup> 本法第 17(1)条

産業財産庁長官は提出日から1週間以内に、出願日の通知書を発行する。出願の受領日が出願日とみなされる。

出願が受領時に上記の要件を満たしていない場合、長官は自己が定める期間内に必要な補正を提出するよう出願人に要求する<sup>74</sup>。出願人がこの期間内に必要な補正を提出しない場合、その出願は放棄されたとみなされる<sup>75</sup>。

出願が添付されていない図面に言及する場合、長官は欠落した図面の提出を出願人に要求できる。長官は、欠落した図面の受領日を出願日として認める。出願人が欠落した図面を提出しない場合、長官は、出願の受領日を出願日として認め、当該図面へのあらゆる言及を存在しないものとして扱う<sup>76</sup>。

長官は出願に出願日を与えた後、国際分類に従い発明を分類する<sup>77</sup>。

#### 3.1.4.3.8 出願の取下

出願人は、出願に特許が付与される前に、現在1,000 MUR (3,024.56 日本円)の所定料金の支払により出願を取り下げることができる。所定のフォームを手作業で産業財産庁長官に提出することにより、出願を取り下げることができる<sup>78</sup>。

出願が一般閲覧のために公開されることなく取り下げられ、その出願に関連していかなる権利も主張されていない、または未処理の権利が存在しない場合、同一の発明に関して後に出願を提出することができる<sup>79</sup>。ゆえにこの取り下げられた出願は、後の出願に対する先行技術にはならない。

後の出願の提出時に、この取り下げられた出願の優先権を主張することはできない<sup>80</sup>。

#### 3.1.4.4 審査

長官は、必要なあらゆる方式情報が提出されているかどうかを確認するために、方式審査を行う<sup>81</sup>。すべての出願書類が揃っている場合、産業財産庁長官は提出日から1週間以内に、出願日の通知書を発行する。

本法に従い、産業財産庁長官は発明を分類した後、その発明が新規であり、進歩性を有し、産業上利用可能であることを確認するために実体審査を行う。現時点で産業財産庁長官は実体審査を行っていないものの、特許出願においてクレームされた発明が実際に新規で進歩性を有するかどうかを判断するため、他の法域における実体審査に関する情報を要求している。

産業財産庁長官は、追加の調査を行い、追加の情報を要求することもできる。

出願が要件を満たしていない場合、産業財産庁長官は、長官が定める期間内に、出願の不備を補正するよう出願人に要求する。出願人が要求された期間内にこの要求に応じない場合、その出願は放棄されたとみなされる<sup>82</sup>。

---

<sup>74</sup> 本法第17(2)(a)条

<sup>75</sup> 本法第17(2)(b)条

<sup>76</sup> 本法第17(3)条、第17(4)条と第17(5)条

<sup>77</sup> 本法第17(6)条

<sup>78</sup> 本法第13(8)(a)条

<sup>79</sup> 本法第13(8)(b)条

<sup>80</sup> 本法第13(8)(v)条

<sup>81</sup> 本法第19(1)条

<sup>82</sup> 本法第19(2)条と第19(3)条



#### 3.1.4.5 公開

出願日から 18 か月後、産業財産庁長官は、特許出願を一般閲覧のために公開し、出願の公開を公報において公示する<sup>83</sup>。

公報による公示には、以下のものが含まれる<sup>84</sup>。

- 出願番号と出願日
- 発明の名称
- 該当する場合は、優先日
- すべての出願人と発明者の名前
- 承認された代理人（いる場合）の名前と住所
- 国際分類
- 発明の主要な要素を示す 1 つの図面（ある場合）
- 要約

一般閲覧のために公開された後、あらゆる利害関係者は現在 1 ページにつき 300 MUR (907.37 日本円) の所定料金を支払うことにより、公開された特許出願のコピーを入手できる<sup>85</sup>。

特許出願人は、現在 5,000 MUR (15,122.80 日本円) の所定料金の支払により、出願日から上記に言及された 18 か月間の末日までのあらゆる時点で、出願を一般閲覧のために公開し、公報において公示するよう産業財産庁長官に請求できる<sup>86</sup>。

モーリシャスには、オンライン登録簿やオンライン公報はない。利害関係者は現在 25 MUR (75.61 日本円) の適切な料金を印刷局に支払うことにより、公報のコピーを購入できる。モーリシャスにおける法定代理人は通常、印刷局から公報のコピーを入手する。

#### 3.1.4.6 出願の補正

出願人は、産業財産庁に補正請求を手作業で提出し、現在 5,000 MUR (15,122.80 日本円) の所定料金を支払うことにより、特許の明細書と図面を変更することができる。ただし、出願人により請求される変更は、与えられた保護の範囲を減縮するためだけに行うことができる<sup>87</sup>。

産業財産庁長官は、出願当初にクレームされた保護の範囲を超えて、特許に基づき与えられた保護を拡大するような変更は行わない<sup>88</sup>。

#### 3.1.4.7 異議申立

モーリシャスでは 3 か月の異議申立期間が利用可能であり、この期間中に利害関係者は特許付与に異議を申し立てることができる。利害関係者は、特許出願が一般閲覧のために公開された日から 3 か月以内に、行政手続に定めるフォームにより異議申立通知を提出できる。

---

<sup>83</sup> 本法第 18(1)(a)条

<sup>84</sup> 本法第 18(1)(b)条

<sup>85</sup> 本法第 18(d)条

<sup>86</sup> 本法第 18(2)条

<sup>87</sup> 本法第 20(4)(a)条

<sup>88</sup> 本法第 20(4)(b)条

この異議申立通知は、異議申立人を特定できる情報に加え、異議申立人が特許付与に反対する上で重要と考える理由およびすべての関連証拠を示すと共に：

- 利害関係の内容を明記し；
- 正副 2 通を提出し；
- 現在 5,000 MUR（15,122.80 日本円）の適切な料金を同時に支払わなければならない。

特許出願人は、異議申立通知の受領日から 3 か月以内に、答弁書を提出する。答弁書は、出願人が自己の出願に関して依拠する理由を明記すると共に、すべての関連証拠を添付しなければならない。産業財産庁長官は、出願人と異議申立人がお互いの立場を主張し、可能であれば口頭証拠を含む、追加の証拠を提出するための聴聞を開くことができる。

異議申立通知が代理人により提出される場合、当該通知を提出する権限を与える委任状を添付しなければならない。

#### **3.1.4.8 特許付与または拒絶**

特許出願が実体要件と方式要件を満たしている場合、特許が付与される。出願が拒絶される場合、出願人は書面による拒絶通知を受領する。

特許が付与される場合：

- 出願人は特許証と特許のコピーを受領する；
- 当該特許が適切な登録簿に登録される；
- 当該特許付与が公報で公告される。

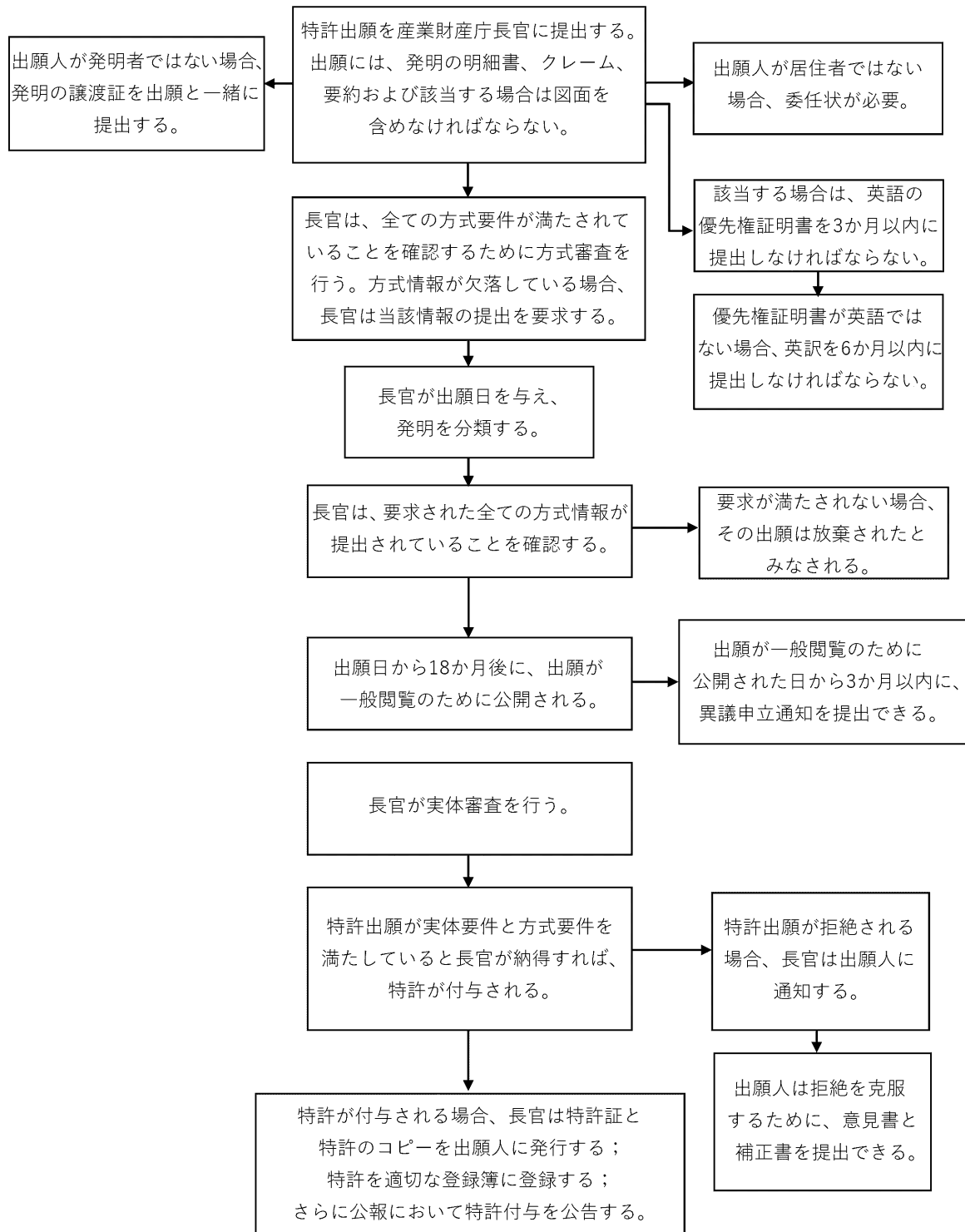
利害関係者は、現在 1 ページにつき 300 MUR（907.37 日本円）の所定料金を支払うことにより、特許のコピーを入手できる。

#### **3.1.4.9 登録手続全体の期間**

2019 年産業財産法および 2022 年産業財産施行規則は、2022 年 1 月 31 日に施行されたばかりであるため、最初のオフィスアクションが予想される時期、出願人の応答期限、またはオフィスアクションへの応答方法についてはまだ分からない。

出願から特許付与までに要する期間は、個々の事例によって異なる上に、産業財産庁が要求するすべての書類が提出されたかどうかによっても変わるため、予想するのは難しい。特許証を受け取るまで少なくとも 3 年を要するだろう。

### 3.1.4.10 登録手順のフローチャート



### 3.1.5 登録後

#### 3.1.5.1 登録料

現在、特許が付与される際に登録料を支払う必要はない。本法においても、公定登録料に関する規定はない。

#### 3.1.5.2 特許権者の権利

特許はその所有者に対し、当該特許発明を他者に利用させない権利を与える<sup>89</sup>。

利用とは、以下のことを意味する。

- 特許発明が製品である場合：
  - 当該製品を製造、輸入、販売申込、販売または使用すること；
  - 上記に言及したいずれかの目的のために、当該製品を保管すること。
- 特許発明がプロセスである場合：
  - 当該プロセスを活用すること；
  - 当該プロセスにより直接得られた製品を製造、輸入、販売申込、販売または使用すること<sup>90</sup>。

当該所有者の権利は、特許出願に明記されたクレームにより定義される<sup>91</sup>。

特許付与により与えられた権利は、以下の行為には適用されない。

- 特許権者により、またはその同意を得てモーリシャスまたは外国の市場に置かれた物品に関する行為；
- 一時的または偶発的にモーリシャスの領空、領土または領海に入った他国の航空機、陸上車両または船舶における物品の使用；
- 非商業的規模または非商業的目的で個人的に行われる行為であって、特許権者の経済的利益を著しく害さないもの；
- 登録された医師、歯科専門医または歯科医による処方箋に従う、個人用薬剤に関する薬局における必要に応じた調剤行為；
- 特許発明の主題に関する実験的および科学的研究のための行為；
- 学術環境における行為であって、その活動の成果を公共利用に提供することを目的としており、特許権者の経済的利益を著しく害さないもの；
- 特許が付与された出願の出願日または該当する場合は優先日より前に、善意でモーリシャスにおいて当該発明を使用していた、または使用するために実際に本格的な準備をしていた人による行為；

---

<sup>89</sup> 本法第 21(1)(a)条

<sup>90</sup> 本法第 2 条による利用の定義

<sup>91</sup> 本法第 21(1)(b)条

- いずれかの製品の製造・組立・使用・販売に適用されるモーリシャスまたは外国の法律に基づき要求される情報の開発と提出に合理的に関連する使用のみを目的とした、あらゆる人による特許発明の製造・組立・使用・販売のための行為<sup>92</sup>。

### 3.1.5.3 登録に関連する料金

現在、付与された特許の登録時に支払うべき料金はない。本法においても、公定登録料に関する規定はない。

登録後に特許を維持するために維持年金のみを支払う必要がある。2023年1月11日時点における維持年金については、第3.1.5.5項を参照していただきたい。

### 3.1.5.4 ライセンス

#### 3.1.5.4.1 強制実施権

第三者は大臣の事務次官に対し、強制実施権の発動を申請できる。現在、強制実施権の料金は100,000 MUR (30,2456.00 日本円)である。

大臣の事務次官は、以下のいずれかの基準が満たされている場合に、強制実施権を許諾する。

- 国家安全保障、栄養摂取、健康その他の国民経済に不可欠な分野の発展を含む、公共の利益のために必要である；
- 特許権者またはそのライセンシーによる利用方法が反競争的であり、強制実施権による当該発明の利用がそのような反競争的行為を是正することになると、司法または行政機関が判断した；
- 特許権者が自己の排他的権利を不正に行使している、または自己のライセンシーによる当該権利の不正な行使を防止する措置を取ろうとしない；
- 当該発明がモーリシャスにおいて十分な数量や品質で、または所定の合理的価格で利用可能ではない場合、事務次官は特許権者の同意なしに、政府機関または第三者に当該特許発明の利用を許諾できる。

モーリシャスにおいて実施義務はないが、次のことに注意すべきである。

- 特許出願の出願日から4年後；または
- 特許付与日から3年後のうち、いずれか遅く満了する期間後に；

第三者は不十分な利用可能性を理由に、強制実施権を申請できる。

特許権者が自分の無為または不十分な措置を論理的な理由により正当化できる場合、強制実施権の申請は拒絶される。

特許権者または利害関係者は、大臣の事務次官が強制実施権の申請の可否を決定する前に、事務次官による聴聞を請求できる。

強制実施権が許諾される場合、当該発明の利用は；

- 許諾された目的に限定される；さらに

---

<sup>92</sup> 本法第21(2)条

- 各事例の状況に応じて大臣の事務次官により決定される、適切な報酬を特許権者に支払うことを条件とする。

大臣の事務次官は、上記の報酬を決定する際、以下を考慮に入れる。

- 自分の決定の経済的価値；および
- 反競争的行為を是正する必要性。

大臣の事務次官は、医薬品または医薬品の製造方法をクレームする特許の強制実施権に関して報酬を決定する際に、同じ医薬品を製造する公知／利用可能ではない代替方法を指示する。

特許権者または強制実施権者は、両当事者の聴聞後の状況の変化を理由に、大臣の事務次官に対し、特許発明の利用を許諾する決定の条件を変更するよう請求できる。

特許権者は、大臣の事務次官に対し、強制実施権の終了を求める請求書を提出できる。

両当事者の聴聞後に、大臣の事務次官が以下のいずれかを認めた場合：

- 強制実施権を許諾する決定の根拠となった状況が存在しなくなり、再発のおそれもないこと；
- 強制実施権者が決定の条件を遵守しなかったこと；
- 強制実施権者の正当な利益を十分に保護する必要性が、決定を維持する正当な理由ではなくなったこと；

事務次官は強制実施権を終了させる。

強制実施権は、以下に対してのみ移転できる。

- 強制実施権者の企業または事業；あるいは
- 当該特許発明が利用されている企業または事業の部分。

強制実施権は非排他的であり、以下を排除するものではない。

- モーリシャスにおける製造、輸入または双方による、特許権者自身による発明の利用；
- 特許権者によるライセンス契約の締結；および
- 特許権者自身による、当該特許に基づき与えられた権利の継続的行使。

強制実施権者による発明の利用は、主としてモーリシャスの市場への供給を目的とするが、以下の場合を除く。

- 司法または行政機関により反競争的と判断された行為を是正するために、強制実施権が許諾される場合；
- その強制実施権が、医薬品または医薬品の製造方法をクレームする特許に関するものであり、強制実施権の目的が当該特許製品を輸出することである場合；
- 2003年8月30日の決定の条件に従い、特許方法により製造された製品が、製造能力のない、または不十分な他の国または地域に向けられたものである場合。

強制実施権が許諾される場合：

- 第一特許の所有者は、第二特許にクレームされた発明を合理的な条件で使用するクロスライセンスを受ける権利がある；さらに

- 第一特許に関して許諾された使用は、第二特許の譲渡を伴う場合を除き、譲渡できない。

特許出願人または特許権者は、強制実施権の許諾または支払われる報酬に関する大臣の事務次官の決定を不服として、司法審査を求めて最高裁判所に上訴できる。

#### 3.1.5.4.2 従属特許

新規特許の出願人は、その新規特許が第一特許を侵害する場合、強制実施権を申請できる。ただし、この出願人は、新規特許の発明が第一特許にクレームされた発明に対して相当な経済的重要性のある技術的進歩を備えていることを証明しなければならない。大臣の事務次官がそのことを認める場合、事務次官は第一特許権者の同意なしに、所定料金の支払を条件として、その新規特許の発明者に強制実施権を発動する可能性がある<sup>93</sup>。

強制実施権の発動を求める申請は、行政手続に定めるフォームにより大臣の事務次官に提出し、同時に所定の払戻不可の料金を支払わなければならない<sup>94</sup>。

この強制実施権を求める申請には、第一特許権者が当該強制実施権の申請者から第二特許の利用許諾を求める要求を受領したにもかかわらず、大臣の事務次官が例外的状況において別途定める合理的期間を除き、第二特許の利用許諾を求める要求の提出日から6か月とされる合理的期間内に、当該申請者が商業上合理的な条件で利用許諾を得られなかったことを示す証拠を添付しなければならない<sup>95</sup>。

ただし、国家の非常事態、緊急を要する状況、非営利の公共利用の場合や、司法または行政手続の後に反競争的と判断された行為を是正するために強制実施権が許諾される場合は、合理的範囲で速やかに大臣の事務次官の決定が第一特許権者に通知されることを条件として、上記の証拠を添付する必要はない<sup>96</sup>。

#### 3.1.5.5 登録の更新

モーリシャスにおいて、特許または特許出願を維持するには、更新料を毎年支払わなければならない<sup>97</sup>。現在の年金は以下のとおりである。

年金	MUR	日本円
1年度	なし	なし
2年度	なし	なし
3年度	3,000	9,073.68
4年度	3,000	9,073.68
5年度	10,000	30,245.60
6年度	10,000	30,245.60
7年度	10,000	30,245.60
8年度	10,000	30,245.60
9年度	10,000	30,245.60

<sup>93</sup> 本法第 23(2)(a)条

<sup>94</sup> 本法第 23(2)(b)条

<sup>95</sup> 本法第 23(3)条

<sup>96</sup> 本法第 23(4)条

<sup>97</sup> 本法第 22(2)(a)条

10 年度	30,000	90,736.80
11 年度	30,000	90,736.80
12 年度	30,000	90,736.80
13 年度	30,000	90,736.80
14 年度	30,000	90,736.80
15 年度	50,000	151,228.00
16 年度	50,000	151,228.00
17 年度	50,000	151,228.00
18 年度	50,000	151,228.00
19 年度	50,000	151,228.00

特許または特許出願を維持するための年金は、各年度が満了する 2 週間前までに支払わなければならない<sup>98</sup>。

上記の年金が所定の期間内に支払われない場合、出願人は年金と所定の延滞料を支払うための 6 か月の延長を受けることができる<sup>99</sup>。現在、年金の延滞料は 2,000 MUR (6,049.12 日本円) である。

所定の年金が上記に従い支払われない場合、特許出願は取り下げられたとみなされ、特許は失効する<sup>100</sup>。

### 3.1.5.6 失効した特許の回復

年金の不払により特許または特許出願が失効した場合、出願人は失効した特許の回復を申請できる。ただし、年金の不払に正当な理由があり、第三者のいかなる権利も不当に侵害していないことを条件とする。失効した特許の回復料は現在、10,000 MUR (30,245.60 日本円) である<sup>101</sup>。

特許権者は、行政手続に定めるフォームにより、失効した特許の回復申請を長官に提出できる<sup>102</sup>。

年金の不払に正当な理由があるかどうかを判断するため、長官は自ら適切と考える説明書、情報および書類の提出を出願人に要求することができる<sup>103</sup>。

失効した特許を回復できると長官が認める場合、長官は適宜に出願人に通知し、長官が指定する期間内に現在 10,000 MUR (30,245.30 日本円) である適切な料金を支払うよう要求する。この料金の支払により、長官は失効した特許を回復し、適切な登録簿に失効した特許の回復を記録し、その回復を公示させる<sup>104</sup>。

### 3.1.5.7 実施義務

モーリシャス法は、使用義務を規定していないが、第 3.1.5.4.1 項で説明したように、不十分な使用は強制実施権の許諾の理由となり得る。

<sup>98</sup> 本法第 22(2)(a)条

<sup>99</sup> 本法第 22(2)(b)条

<sup>100</sup> 本法第 22(2)(c)条

<sup>101</sup> 本法第 22(2)(d)条

<sup>102</sup> 産業財産施行規則の規則 26(1)

<sup>103</sup> 産業財産施行規則の規則 26(2)

<sup>104</sup> 産業財産施行規則の規則 26(3)



### 3.1.5.8 特許の無効

利害関係者は、以下のいずれかの場合には、特許の無効を産業財産裁判所に請求できる。

- その特許においてクレームされた発明は、特許保護から除外されている；
- その出願は新規ではない、進歩性がない、または産業上利用可能ではない；
- その特許権者は、発明者ではなく発明者の権利承継人でもない；
- その特許権者は、当該特許の付与を得るために、不正な行為に関与したことが証明される<sup>105</sup>。

無効理由が発明の一部に関して証明された場合、その対応するクレームだけが無効となる<sup>106</sup>。ただし、無効になった特許は、初めから無効であったとみなされる。

産業財産裁判所の判決は、産業財産庁長官に通知され、長官はそれを記録し、直ちに公報において当該判決を公示する<sup>107</sup>。

産業財産裁判所の判決が法律上間違っていると不服を抱くあらゆる人は、最高裁判所に上訴できる。この上訴は、最高裁判所の規則が定める方法に従い提起される。最高裁判所へのあらゆる上訴は、産業財産裁判所の判決から 21 日以内に提起しなければならない<sup>108</sup>。

### 3.1.6 権利行使

実際に特許侵害事件において、刑事と民事双方のルートを利用することが可能である。特許侵害に関連した事件では、裁判所と法執行当局が頻繁に利用されている。先述したように、2019 年産業財産法は 2022 年 1 月 31 日に施行されたばかりであるため、この新法に基づく特許侵害事件は存在しない。我々が知る限り、モーリシャスにおいて旧法に基づく特許侵害関連の事件も存在していない。

権利行使は、産業財産庁レベルでは行われたい。状況に応じて、被害者は自己の知財権を行使するために、裁判所に訴訟を提起する、または警察に訴えることができる。並行輸入または違法輸入を差し止めるため、モーリシャス歳入庁に水際措置を申請することもできる。司法制度、法執行当局、および民事と刑事の権利行使に基づく異なる救済手段について、以下に考察する。

#### 3.1.6.1 法執行当局

先述したように、特許権の行使は産業財産庁では行われたい。民事訴訟の場合、被害者はモーリシャスの地方裁判所、中間裁判所または最高裁判所の商事部のいずれかに訴訟を提起する、あるいは警察に訴えて被疑侵害者に対する刑事訴訟を開始することができる。また、並行輸入または違法輸入を差し止めるため、モーリシャス歳入庁に水際措置を申請することもできる。

#### 3.1.6.2 知財保護に関する司法制度と裁判所<sup>109</sup>

モーリシャスは、最高裁判所と下位裁判所の 2 段階で構成される単一構造の司法制度を有する。第一審裁判所としての最高裁判所は、管轄権を行使する様々な部門で構成されており、補助裁判官法廷

---

<sup>105</sup> 本法第 25(1)条

<sup>106</sup> 本法第 25(2)条

<sup>107</sup> 本法第 25(4)条

<sup>108</sup> 本法第 138 条

<sup>109</sup> 本法第 137 条

(Master's Court)、家事部、商事部、刑事部、調停部があり、さらに上訴管轄権（下位裁判所の判決に対する民事&刑事上訴を審理・裁定する）として、民事上訴裁判所と刑事上訴裁判所（民事と刑事事件において第一審管轄権を行使する最高裁判所の判決に対する上訴を審理・裁定する）が存在する。下位裁判所は、中間裁判所、産業裁判所、地方裁判所、保釈・差戻裁判所およびロドリゲス裁判所で構成される。

#### **3.1.6.2.1 最高裁判所**

最高裁判所は、最高裁判所長官、主任普通裁判官および 19 名の普通裁判官からなる。上位の正式記録裁判所であり、あらゆる民事と刑事事件を審理・裁定する無制限の管轄権を有する。英国高等法院と同様の第一審管轄権を有し、エクイティ裁判所として管轄権を行使するために必要な権限と権能を与えられている。さらに最高裁判所は、正義が十分に果たされるように、下位裁判所に対する監督的管轄権も行使する。最高裁判所は、議会により制定されたあらゆる法律が憲法の規定に抵触するかどうかを判断する権限を含む、憲法の規定に抵触するかどうかを判断する唯一の権限を有する。

#### **最高裁判所の商事部**

最高裁判所の商事部は、2009 年に行政的に設立された。この部門には、最高裁判所長官により任命された 2 名の普通裁判官がいる。商事部は、2009 年破産法と会社法に基づいて生じる事件、金融・為替手形・海外事業・特許・商標・詐称通用に関する紛争、トレーダー間の紛争と関連事件を検討・審理・裁定すると共に、商業的性質のあらゆる問題を全般的に処理する。

#### **最高裁判所の刑事部**

刑事管轄権を行使する最高裁判所は、犯罪または軽罪を犯して告発された人を審理する権限を有する。

刑事事件の場合、被害者は公訴局長官に訴状を提出し、公訴局長官は国家を代表して国家の費用で訴追できる。公訴局長官が訴追を拒否した場合、被害者またはその代理人が訴追できる。刑事裁判は、裁判長と 9 名の陪審員の前で、または陪審員がいない裁判長の前で行われる。最も一般的な模倣品に関する刑事裁判は、陪審員がいない裁判長の前で行われる。

#### **3.1.6.2.2 下位裁判所**

##### **中間裁判所**

中間裁判所は、裁判所法に基づいて設立され、ロドリゲス島を含む、島全体の民事と刑事管轄権を有する。2 名の首席裁判官、2 名の副首席裁判官および民事制定法に基づき定められた人数の中間裁判所裁判官からなる。

##### **中間裁判所の民事管轄権**

中間裁判所は、勘定残高その他によるかどうかを問わず、係争対象の請求または主題が 500,000 MUR (1,512,280 日本円) を超えないすべての民事事件において管轄権を有する。中間裁判所の法廷は、首席裁判官により決定される 1 名またはそれ以上の裁判官で構成される。

##### **刑事管轄権**

中間裁判所は、刑法典の特定の条項に基づき公訴局長官により付託された重大な刑事犯罪、および他のあらゆる法令に基づき中間裁判所が審理できる他の犯罪について、審理・裁定する管轄権を有する。

有罪判決を受けた犯罪者に対し、15年を超えない期間の重懲役および10年を超えない期間の禁錮を科す権限を有する。

### 3.1.6.2.3 地方裁判所

地方裁判所は、モーリシャス島に10件、ロドリゲス島に1件ある。地方裁判所は、法律の規定に従い民事と刑事双方の事件を審理・裁定する管轄権を有する。各地方裁判所は、1名の地方裁判官と、最高裁判所長官により決定された人数の地方裁判官で構成される。

#### 地方裁判所の民事管轄権

地方裁判所は、係争対象の請求または主題が50,000 MUR（151,228 日本円）を超えないすべての民事事件において管轄権を有する。

#### 刑事管轄権

地方裁判所は、5年を超えない禁錮期間および100,000 MUR（302,456 日本円）を超えない罰金の処罰に値する刑事事件を審理・裁定する権限と管轄権を有する。

### 3.1.6.2.4 枢密院司法委員会

英国における枢密院司法委員会は、モーリシャスの最終的な上訴管轄権である。枢密院司法委員会に上訴するには、当事者が不服とする判決を下した下級裁判所による許可が必要となる。この許可がない場合、委員会による上訴許可が必要である。場合によっては、正当な権利としての上訴があり、わずかに異なる手続が適用される。

民事事件では、当事者の主張が一般的に重要な問題点を提起していると下級裁判所が認める場合、下級裁判所は通常、当事者に上訴を許可する。

### 3.1.6.3 救済手段<sup>110</sup>

特許はその所有者に対し、当該特許発明を他者に利用させない権利を与える。特許権者の権利は、特許出願に明記されたクレームにより定義される。本法第139条の観点から、保護権原の保有者またはライセンス以外の人による、当該保有者の同意のないモーリシャスにおける特許発明の利用は、違法である。故意に特許発明を利用するあらゆる人は、罪を犯しており、有罪判決を受けると、250,000 MUR（756,140.00 日本円）を超えない罰金および5年を超えない期間の禁錮を科せられる。

本法第140条に従い、特許発明の利用行為は、不公正な行為にも相当し、損害賠償請求を引き起こす可能性があり、2002年不正行為防止法に従い訴追される。2002年不正行為防止法の観点から、あらゆる産業または商業活動の過程において誠実な慣行に反するあらゆる行為または慣行は、違法である。有罪判決を受けると、そのような行為または慣行に及んだ人は、250,000 MUR（756,140.00 日本円）を超えない罰金および5年を超えない期間の禁錮を科せられる。

---

<sup>110</sup> 本法第139条と第140条

## 3.2 商標

### 3.2.1 定義

商標の保護は、モーリシャスですでに使用されているか使用予定かどうかを問わず、2019 年法律第 15 号の産業財産法および対応する 2022 年施行規則に基づく登録により取得できる<sup>111</sup>。

本法第 2 条に従い、標章は以下のように定義されている。

「標章」とは：

(a) 特定の企業の商品または役務を他の企業のものから識別可能にする、視覚的に認識可能な標識または標識の組合せをいい；さらに

(b) 以下のものを含む：

(i) 証明標章と団体標章；および

(ii) 単語、文字、数字、図形、絵、色の組合せ、商品／その部分の形状、または商品のパッケージその他の体裁」

施行規則は、モーリシャスのポート・ルイスに所在する産業財産庁における各段階に伴う様々な実務的問題と手段について規定している。その中には、長官による出願の調査、出願の許可または拒絶、出願の公告、料金、使用すべきフォーム、および他の実務上の留意点が含まれている<sup>112</sup>。施行規則は、本法に言及された他の各種問題に対応する権限を長官に与えており、自由裁量権<sup>113</sup>、費用を裁定する権限、および商標登録を求める出願人に当該商標に対する権原の証拠を提出するよう要求する権限などが挙げられる。

### 3.2.2 要件

モーリシャスは、1883 年工業所有権の保護に関するパリ条約（改正版に従う）の署名国であり加入国である。それゆえ、別のパリ条約加入国における国内出願の出願日から 6 か月以内に国際条約優先権をモーリシャスで主張できる。

モーリシャスは現在、マドリッド・プロトコルに署名していない。しかし、モーリシャスは数か月後にはマドリッド・プロトコルの署名国になると見込まれており、国内法はすでに、マドリッド・プロトコルに事実上加入することを規定している。つまり、現時点では国際登録の指定国としてモーリシャスを含めることはできないが、同プロトコルを批准する国内法が導入されているため、近い将来にこのような指定が可能になるだろう。

本法は、商品と役務に関する伝統的および非伝統的標章保護について、さらにモーリシャスにおいても周知の国際的な周知標章、容器標章および団体標章について規定している<sup>114</sup>。より具体的には、容器標章とは、商品が入っているボトルなどを保護する標章であって、例えば独創的で識別性のある香水瓶は、商品の容器として保護することができ、その容器に収容されている商品の区分である香水区分で保護される。団体標章は、団体のメンバーにより使用され、その商品がその特定の団体の基準と

<sup>111</sup> 2019 年法律第 15 号、産業財産法、および 2022 年の対応する施行規則

<sup>112</sup> 2022 年産業財産施行規則

<sup>113</sup> 2019 年法律第 15 号、産業財産法第 4 条

<sup>114</sup> 2019 年法律第 15 号、産業財産法第 77(3)条

規定に従うことを示すものである<sup>115</sup>。団体標章の目的は、当該団体のメンバーの商品の品質またはサービスマークを他者の商品や役務から識別することである<sup>116</sup>。本法は、色標章、立体形状標章を含む形状標章、ホログラムおよび音標章の出願を明確には認めていないが、実際は許されている。ただし、匂い標章、即ち特定の香りと匂いは、本法の観点からも実際面でも商標として出願することは認められていない。さらに本法は、制定法上の商標とコモン・ロー商標の双方を認めている<sup>117</sup>。

モーリシャスにおける商標の登録要件は、ほとんどが消去法によるもので、以下に示す種類の標章は、本法第 91(2) 条に従い登録可能な商標とはみなされない。本法は次のように述べている。

以下のいずれかに該当する標識は、標章として登録されない<sup>118</sup>。

- a) 識別性がないもの、または特定の企業の商品や役務を他の企業のものから識別できないもの。
- b) 取引において商品または役務の種類・品質・数量・用途・価値・地理的原産地・商品製造時期・役務提供時期その他の特徴を示す役割を果たす標識または表示のみで構成されるもの。
- c) 現在の言語表現や善意の取引慣行において一般名称となっている、または商品や役務の一般的な／承認された技術名や学名である標識または表示のみで構成されるもの。
- d) 商品の性質上の結果である形状、または商品に技術的成果・機能的効果・実質的価値を与える形状のみで構成されるもの。
- e) 公序良俗に反するもの。
- f) とりわけ商品または役務の地理的原産地または性質、品質その他の特徴に関して、誤認を招くおそれのあるもの。
- g) パリ条約の加入国や国際機関の紋章、旗その他の象徴としてその国や組織により採用された管理保証を表す公的標識を含んでいるもの、または紋章学の観点から当該標識の模倣に相当するもの。

さらに本法第 91(3) 条は、次のように述べている<sup>119</sup>。

- a) モーリシャスで有効な第三者の権利に抵触する標章、とりわけ以下のいずれかに該当する標章は、登録されない。
  - i. 類似の商品や役務に関して先に登録されている、または先の出願日／優先日を有する標章に類似しているもの、あるいは当該標章と混同を生じるほど類似しているもの。
  - ii. 類似の商品や役務に関してモーリシャスで周知である他企業の標章と混同を生じるおそれのある複製、模倣または翻訳に相当するもの。
  - iii. 出願対象の商品または役務とは同一でも類似でもない商品または役務に関してモーリシャスで登録されている周知標章が存在し、出願対象の商品または役務に関して出願標章を使用すれば、出願対象の商品または役務と周知標章の所有者との関連性を示すことになり、周知標章の所有者の利益を損なうおそれがあるもの。
  - iv. 法律に基づきモーリシャスで使用できないもの。

上記の第 91(2)条と第 91(3)条に基づく絶対的および相対的拒絶理由は、上記の潜在的な不登録事由を取り扱うものであり、本法の観点から登録できない標章を含んでいる。ただし、第 91(2)条と第 91(3)

<sup>115</sup> 2019 年法律第 15 号、産業財産法第 77(3)条

<sup>116</sup> 2019 年法律第 15 号、産業財産法第 77(3)条

<sup>117</sup> 2019 年法律第 15 号、産業財産法第 91(4)条

<sup>118</sup> 2019 年法律第 15 号、産業財産法第 91(2)条

<sup>119</sup> 2019 年法律第 15 号、産業財産法第 91(3)条

条にかかわらずこのような標章が登録された場合、当該標章は後に商標登録簿から削除されるおそれがある。

### 3.2.3 保護期間

商標出願の登録後、その登録は登録出願日から 10 年間有効に存続し、その登録出願日が登録の発効日となり、10 年ごとの更新期日（またはその「応当日」）を決定する<sup>120</sup>。

### 3.2.4 出願／登録手続

#### 3.2.4.1 出願の場所

商標出願を管理するモーリシャス産業財産庁は、ポート・ルイスの 11th Floor, Sterling House, Lislet Geoffroy Street に所在し、すべての商標登録出願は、所定の方法に従い英語で同庁に手作業で提出しなければならない。

#### 3.2.4.2 適格性

モーリシャスにおける送達宛先は、標章の登録時に提示しなければならない。この送達宛先により、商標出願人に代わりモーリシャスで商標出願を提出する権限が与えられる。例えば、モーリシャスに所在する法律事務所または出願人自身の名前と住所を出願に明記しなければならない。商標局長は、モーリシャス以外に所在する法律事務所とは連絡を取らないため、モーリシャスにある法律事務所だけが、出願人に代わり登録出願を提出する際の送達宛先として行動できることに注意すべきである。あるいは、商標所有者自身が産業財産庁に直接、商標を出願することができる。

#### 3.2.4.3 出願の要件または方法

商標または出願にラテン文字以外の言葉または数字（アラビア数字／ローマ数字以外）が含まれている場合、その標章には翻訳に加え、当該標章の各要素の正確な言語の詳細を添付しなければならない<sup>121</sup>。

所定の出願フォーム（TM1）に記入して提出しなければならない。産業財産庁は、マルチクラス出願を認めている。それゆえ標章ごと区分ごとに別個の出願を提出する必要はない。局長は、当該出願と抵触する標章の存在を確認するために調査を行う。出願要件として、出願には以下を明記しなければならない<sup>122</sup>。

- 登録を求める出願人の正式名称、および出願人が所在する国と正式な住所。
- 該当する場合は、標章の種類とその種類の標章に適用される特有の要件を示す陳述。
- 標章自体の見本。
- 所定の料金を同時に支払わなければならない。
- 該当する区分、および指定される商品と役務。
- 該当する場合は、優先権の詳細。

<sup>120</sup> 2019 年産業財産法第 84 条

<sup>121</sup> 2022 年産業財産施行規則の規則 75

<sup>122</sup> 2019 年産業財産法第 92(2)(a)条および 2022 年産業財産施行規則の規則 74(3)

### 3.2.4.4 審査

産業財産庁長官は、商標出願日から約 2 か月後、絶対的および相対的拒絶理由に関して商標出願の完全な審査を行う。

長官は、出願の登録を許可する審査報告を発行する；または長官が必要と判断する補正・修正・条件・制限を前提として出願の登録を許可する；または暫定的に出願を拒絶する。審査報告に応答する手続期間は 2 か月であり、さらに 2 か月の延長が可能である（正当な理由が示された場合）。

長官により要求される一般的な条件は、明細書に含まれた商品または役務の補正に関するものである。その目的は、誤認や混同を避けるため、出願において指定された特定の商品または役務のみに商標の使用を制限することである。あるいは、特定の区分における当該標章の一般的な要素または合理的に必要な要素に対して、登録官が権利不要求の提出を要求する場合もある。

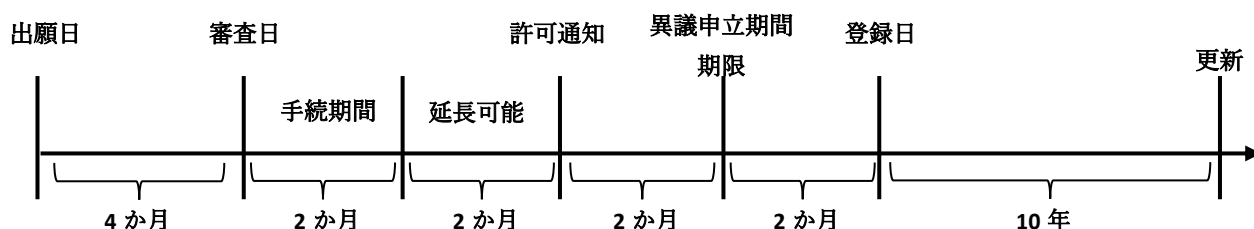
長官の条件が満たされた場合、許可通知が発行される。審査条件が満たされると、長官はその出願を公告させ、公衆からの異議申立を促す。公告は、審査条件の遵守が承認されたことを知らせるものである。当該標章は公報において公告される。

公報において公告された各出願は、2 か月にわたり第三者からの異議申立を受け付ける。

出願に対する異議申立が提出されなかった場合、または異議申立期間の延長が請求されなかった場合、その出願は権利付与と登録段階へ進み、長官は適時に公式登録証を発行する。

### 3.2.4.5 登録手続全体の期間

出願日から登録までの期間は、審査と公告期間中に登録への障害が生じないと想定して約 12 か月から 18 か月を要する。



## 3.2.5 登録後

### 3.2.5.1 登録料

1 区分の 1 つの標章に関して出願から登録までの公定料金は、US\$150 である。同一標章の追加区分ごとに、US\$55 の料金が適用される。注意すべき点として、これらの料金は法律により義務づけられた「すべて込みの料金」として同時に支払われ、当該標章の公告後は、いかなる追加料金も要求されない。

### 3.2.5.2 権利者の権利

登録商標権者は、モーリシャスの高等法院に提起される侵害訴訟により、商標権者の登録された権利を侵害する第三者に対して行動を起こすことができる。商標権者が自分の名前で商標侵害訴訟を提起しないことを選択する場合、登録使用者として指名されているライセンシーが自らの名前で侵害訴訟を提起できる。

### 3.2.5.3 登録に関連する料金

登録に関するすべて込みの料金が、上記に詳述されている。

### 3.2.5.4 ライセンス

商標権者は、商標登録を通して獲得した権利を第三者にライセンス供与できる。モーリシャスでは、独占的および非独占的ライセンスの双方が認められている。

ライセンスが第三者に対して効力を生じるには、商標登録簿にライセンスを登録しなければならない。ライセンス登録の申請には、以下を含めなければならない<sup>123</sup>。

- ライセンサーによる委任状（署名のみ）；および
- 双方の当事者により署名されたライセンス契約書（または認証されたコピー）。

### 3.2.5.5 登録の更新

商標出願の登録後、その登録は出願日から 10 年間にわたり有効に存続し、その出願日が登録の発効日となり、10 年ごとの更新期日（またはその「応当日」）を決定する<sup>124</sup>。

登録はその後 10 年ごとに更新できる。更新期日の 6 か月前までに所定の更新料を長官に支払うことができる<sup>125</sup>。

譲渡の形式による所有権の変更が正当化される場合、本法は所有権の変更を可能にする手続について規定している。譲渡を有効にするには、書面にして長官に提出しなければならない。

重要な点として、該当する商品または役務の性質・出所・製造方法・特徴・目的適合性に関して、譲渡の登録が誤認または混同を生じるおそれがある場合、本法は所有権の変更を無効にする。

登録の更新時に、登録された商品または役務の分類または指定を変更または補正することができる。このような補正により、新規の商標出願の提出が正当化される可能性がある。

更新料が適時に支払われない場合、その登録は失効し、商標登録簿から削除される。商標権者は、更新期日から 6 か月の猶予期間を与えられ、この猶予期間中に延滞料を支払わなければならない<sup>126</sup>。他者により提出されたあらゆる登録出願の目的上、失効した／削除された標章は、商標局データベースに表示されていても、第三者の標章の登録を妨げることはない。

登録が失効した場合、その商標権者が登録を登録簿に復活させる機会はない（上記の 6 か月の猶予期間を除く）。6 か月の猶予期間内に更新されなかった場合、その商標出願を再提出する必要がある。

商標登録を維持するには、当該標章の権利者による善意の継続的使用も要求される。不使用による商標の取消は、モーリシャスにおける 3 年以上にわたる当該標章の不使用を根拠とする<sup>127</sup>。上記の商標の不使用の結果として、利害関係を有する第三者が当該登録の商標登録簿からの削除を請求する可能性がある。

---

<sup>123</sup> 2019 年産業財産法第 135(2)条

<sup>124</sup> 2019 年産業財産法第 84 条

<sup>125</sup> 2019 年産業財産法第 84 条

<sup>126</sup> 2019 年産業財産法第 84 条

<sup>127</sup> 2019 年産業財産法第 85 条



本法は、担保証書による商標の担保設定について規定していないようであり、ゆえに管轄権を確立または確認するために標章を結びつけることはできない。

### 3.2.6 権利行使

先述したように、2019年産業財産法は2022年1月31日に施行されたばかりであるため、この新法に基づく商標侵害事件は存在しない。

#### 3.2.6.1 法執行当局

権利行使は、産業財産庁レベルでは行われたい。状況に応じて、被害者は自己の知財権を行使するために、裁判所に訴訟を提起する、または警察に訴えることができる。並行輸入または違法輸入を差し止めるため、モーリシャス歳入庁に水際措置を申請することもできる。司法制度、法執行当局、および民事と刑事の権利行使に基づく異なる救済手段について、以下に考察する。

#### 3.2.6.2 知財保護に関する司法制度と裁判所

モーリシャスは、最高裁判所と下位裁判所の2段階で構成される単一構造の司法制度を有する。第一審裁判所としての最高裁判所は、管轄権を行使する様々な部門で構成されており、補助裁判官法廷（Master's Court）、家事部、商事部、刑事部、調停部があり、さらに上訴管轄権（下位裁判所の判決に対する民事&刑事上訴を審理・裁定する）として、民事上訴裁判所と刑事上訴裁判所（民事と刑事事件において第一審管轄権を行使する最高裁判所の判決に対する上訴を審理・裁定する）が存在する。下位裁判所は、中間裁判所、産業裁判所、地方裁判所、保釈・差戻裁判所およびロドリゲス裁判所で構成される。

##### 3.2.6.2.1 最高裁判所

最高裁判所は、最高裁判所長官、主任普通裁判官および19名の普通裁判官からなる。上位の正式記録裁判所であり、あらゆる民事と刑事事件を審理・裁定する無制限の管轄権を有する。英国高等法院と同様の第一審管轄権を有し、エクイティ裁判所として管轄権を行使するために必要な権限と権能を与えられている。さらに最高裁判所は、正義が十分に果たされるように、下位裁判所に対する監督的管轄権も行使する。最高裁判所は、議会により制定されたあらゆる法律が憲法の規定に抵触するかどうかを判断する権限を含む、憲法の規定に抵触するかどうかを判断する唯一の権限を有する。

#### 最高裁判所の商事部

最高裁判所の商事部は、2009年に行政的に設立された。この部門には、最高裁判所長官により任命された2名の普通裁判官がいる。商事部は、2009年破産法と会社法に基づいて生じる事件、金融・為替手形・海外事業・特許・商標・詐称通用に関する紛争、トレーダー間の紛争と関連事件を検討・審理・裁定すると共に、商業的性質のあらゆる問題を全般的に処理する。

#### 最高裁判所の刑事部

刑事管轄権を行使する最高裁判所は、犯罪または軽罪を犯して告発された人を審理する権限を有する。

刑事事件の場合、被害者は公訴局長官に訴状を提出し、公訴局長官は国家を代表して国家の費用で訴追できる。公訴局長官が訴追を拒否した場合、被害者またはその代理人が訴追できる。刑事裁判は、裁判長と9名の陪審員の前で、または陪審員がいない裁判長の前で行われる。最も一般的な模倣品に関する刑事裁判は、陪審員がいない裁判長の前で行われる。

### 3.2.6.2.2 下位裁判所

#### 中間裁判所

中間裁判所は、裁判所法に基づいて設立され、ロドリゲス島を含む、島全体の民事と刑事管轄権を有する。2名の首席裁判官、2名の副首席裁判官および民事制定法に基づき定められた人数の中間裁判所裁判官からなる。

#### 中間裁判所の民事管轄権

中間裁判所は、勘定残高その他によるかどうかを問わず、係争対象の請求または主題が 500,000 MUR (1,512,280 日本円) を超えないすべての民事事件において管轄権を有する。中間裁判所の法廷は、首席裁判官により決定される 1 名またはそれ以上の裁判官で構成される。

#### 刑事管轄権

中間裁判所は、刑法典の特定の条項に基づき公訴局長官により付託された重大な刑事犯罪、および他のあらゆる法令に基づき中間裁判所が審理できる他の犯罪について、審理・裁定する管轄権を有する。有罪判決を受けた犯罪者に対し、15 年を超えない期間の重懲役および 10 年を超えない期間の禁錮を科す権限を有する。

### 3.2.6.2.3 地方裁判所

地方裁判所は、モーリシャス島に 10 件、ロドリゲス島に 1 件ある。地方裁判所は、法律の規定に従い民事と刑事双方の事件を審理・裁定する管轄権を有する。各地方裁判所は、1 名の地方裁判官と、最高裁判所長官により決定された人数の地方裁判官で構成される。

#### 地方裁判所の民事管轄権

地方裁判所は、係争対象の請求または主題が 50,000 MUR (151,228 日本円) を超えないすべての民事事件において管轄権を有する。

#### 刑事管轄権

地方裁判所は、5 年を超えない禁錮期間および 100,000 MUR (302,456 日本円) を超えない罰金の処罰に値する刑事事件を審理・裁定する権限と管轄権を有する。

### 3.2.6.2.4 枢密院司法委員会

英国における枢密院司法委員会は、モーリシャスの最終的な上訴管轄権である。枢密院司法委員会に上訴するには、当事者が不服とする判決を下した下級裁判所による許可が必要となる。この許可がない場合、委員会による上訴許可が必要である。場合によっては、正当な権利としての上訴があり、わずかに異なる手続が適用される。

民事事件では、当事者の主張が一般的に重要な問題点を提起していると下級裁判所が認める場合、下級裁判所は通常、当事者に上訴を許可する。

### 3.2.6.3 救済手段

#### 3.2.6.3.1 民事救済手段

当事者は、知財権の侵害に関して次の救済手段または救済を中間裁判所／最高裁判所に請求できる：

(i) 不正行為または違法行為を阻止する差止命令；(ii) 損害賠償；および (iii) 裁判所が適切と考える場合は、不正行為に使用された、または不正行為を引き起こしたあらゆる物品または事物の没収と廃棄。

#### 3.2.6.3.2 刑事訴訟

刑事事件の場合、被害者は公訴局長官に訴状を提出し、公訴局長官は国家を代表して国家の費用で訴追できる。公訴局長官が訴追を拒否した場合、被害者またはその代理人が訴追できる。刑事裁判は、裁判長と9名の陪審員の前で、または陪審員がいない裁判長の前で行われる。最も一般的な模倣品に関する刑事裁判は、陪審員がいない裁判長の前で行われる。

2019年産業財産法：250,000 MUR（756,140 日本円）を超えない罰金、および5年を超えない期間の禁錮。

2014年著作権法：300,000 MUR（907,368 日本円）（初犯）または500,000 MUR（1,512,280 日本円）（再犯）を超えない罰金、および2年（初犯）または8年（再犯）を超えない期間の禁錮。

2002年不正行為防止（産業財産権）法：250,000 MUR（756,140 日本円）を超えない罰金、および5年を超えない期間の禁錮。

#### 3.2.6.4 比較表による救済手段の要約

<u>民事救済手段</u>	<u>刑事訴訟</u>
差止命令 損害賠償 侵害物品の没収と廃棄	2019年産業財産法および2002年不正行為防止（産業財産権）法：250,000 MUR（756,140 日本円）を超えない罰金および5年を超えない期間の禁錮  2014 著作権法： 初犯－300,000 MUR（907,368 日本円）を超えない罰金および2年を超えない期間の禁錮 再犯－500,000 MUR（1,512,208 日本円）を超えない罰金および8年を超えない期間の禁錮

#### 3.2.6.5 権利行使プロセスのフローチャート

侵害行為 → 著作権・特許・工業意匠・標章・集積回路の回路配置・地理的表示を保護するモーリシャスの関連法に従い、訴訟を提起する

侵害行為



著作権・特許・工業意匠・標章・  
集積回路の回路配置・地理的表示  
を保護するモータリシヤスの関連法  
に従い、訴訟を提起する

### 3.3 著作権

#### 3.3.1 序文

モーリシャスの著作権は、2017年法律第13号の著作権（改正）法により修正された、2014年法律第2号の著作権（改正）法に準拠し規定されている<sup>128</sup>。この著作権法の規定に従い、著作者として名前が表示されている人は、著作権または著作隣接権（異なるカテゴリーの著作物に関して存在する権利）を与えられる。当該権利には、特定の著作物に関する経済的権利と著作者人格権が含まれる。著作者は、自己の著作物に関連した様々な行為を実行、禁止または許可する独占的権利を与えられ、当該著作物に関する著作者人格権と経済的権利の最初の所有者である。

保護される著作物の著作者は、当該著作物に関して、以下の行為を実行または許可する独占的な経済的権利を有する<sup>129</sup>。

- あらゆる方法または形式による著作物の複製
- 著作物の翻訳
- 著作物の翻案、編曲その他の改変であって、映画化を含む
- 著作物の公演
- 著作物の放送
- 著作物の公衆への伝達
- 著作物の原作または固定された複製の公衆への配布
- 著作物の原作または固定された複製の公衆へのレンタル

著作者の経済的権利とは別に、これらの権利を移転した後であっても、著作者は以下の行為を行う独占的な著作者人格権を有する<sup>130</sup>。

- 当該著作物の著作者であることを主張する。
- 著作者の名誉または評判を損なうおそれのある、当該著作物に関するあらゆる歪曲、切除その他の変更または侮辱的行為に異議を唱える。

著作物に関する著作者人格権は、著作者の死後も存続し、当該著作物に与えられた経済的権利の満了まで存続する<sup>131</sup>。

#### 3.3.2 要件

著作物は、当該著作物が何らかの有形の形式に固定されている場合は、その表現方法または形式に関係なく、著作権保護を受ける資格があるとみなされる<sup>132</sup>。

---

<sup>128</sup> 2014年法律第2号の著作権（改正）法、およびその改正版である2017年法律第13号の著作権（改正）法

<sup>129</sup> 2014年法律第2号著作権（改正）法の第6条

<sup>130</sup> 2014年法律第2号著作権（改正）法の第7条

<sup>131</sup> 2014年法律第2号著作権（改正）法の第7条

<sup>132</sup> 2014年法律第2号著作権（改正）法の第3条と第5条

著作権が存在するために著作物が満たさなければならない最低限の芸術性要件はなく、作者がその著作物を創作した目的が著作権保護の適格性に影響を及ぼすこともない。

著作権保護は、アイデア、概念、手続、方法その他の同様の性質のものには適用されないが、そのアイデア、概念、手続、方法その他の同様の性質のものの具体的な表現のみに与えられ、その表現が事実上独創的とみなされる必要がある<sup>133</sup>。

### 3.3.3 保護期間

一般に、著作権法に別途定める場合を除き、著作物は作者の生存中と死後 70 年わたり保護される。共有著作物の場合、経済的権利と著作者人格権は、最後に生存する作者の生存中とその死後 70 年にわたり保護される<sup>134</sup>。

具体的なカテゴリーの著作物の保護期間を以下に示す<sup>135</sup>。

- 映像・音響著作物または録音物：経済的権利は、当該著作物が創作された日、または公表その他の方法により最初に公衆に提供された日のうち、遅い方の日から 70 年にわたり保護される。
- 匿名または仮名で公表された著作物の場合、経済的権利と著作者人格権は、当該著作物が創作された日、または公表その他の方法により最初に公衆に提供された日のうち、遅い方の日から 70 年にわたり保護されるが、当該期間の満了前に作者の身元が知られた、または明確になった場合には、上記の規定が適用される。
- 応用美術の著作物の場合、経済的権利と著作者人格権は、当該著作物の創作から 25 年間にわたり保護される。

上記に基づき規定された各期間は、その期間が満了する暦年の末日まで継続する。

### 3.3.4 申請／登録手続

#### 3.3.4.1 申請の場所

モーリシャスで著作権を登録することはできない。むしろ著作権は、その著作物が著作権保護の要件を満たしていれば、自動的に著作物に存在する。

#### 3.3.4.2 著作権保護を受けられる著作物のカテゴリー

以下のいずれかの著作物の作者、共著者または共同著者は、当該著作物に与えられる著作権と保護を受ける権利がある。

- 言語著作物
- 美術著作物
- 学術著作物
- 二次的著作物

---

<sup>133</sup> 同上

<sup>134</sup> 2014 年法律第 2 号著作権（改正）法の第 15 条

<sup>135</sup> 2014 年法律第 2 号著作権（改正）法の第 15 条

### 3.3.5 著作権所有者

著作権法に基づく基本的な立場として、著作物の著作者が当該著作物に関する著作権と他の権利（当該著作物の共同所有権を含む）の最初の所有者とみなされる。ただし、現在はこの立場に特定の例外が存在する。その例外の一部を以下に示す<sup>136</sup>。

- 職務著作者：相反する契約がない限り、従業員著作者または委託された著作者が雇用または委託の過程で著作物を創作した場合には、当該著作物の経済的権利は、雇用主または委託者に帰属する。
- 映像・音響著作物：経済的権利の最初の所有者は、著作権法に別段の定めがない限り、当該著作物の製作者である。
- 映像・音響著作物の共同著作者および既存著作物の著作者：これらの者はそれぞれ自己の貢献または既存著作物に関する経済的権利を維持する。

### 3.3.6 著作権侵害の形態

著作権法は、違法であって著作者の権利侵害にも当たるとみなされる複数の行為を規定している。以下のいずれかの行為に及んだあらゆる人は、罪を犯した責任を負う。

(a) 著作者または著作権者の明示的な許可なしに<sup>137</sup>：

- (i) 商業目的に著作物を公表、配布または複製すること；
- (ii) 利益のため、または報酬と引き換えに著作物を公演すること；
- (iii) 利益のため、または報酬と引き換えに著作物を公衆に伝達すること；
- (iv) 利益のため、または報酬と引き換えに著作物を放送すること；
- (v) 利益のため、または報酬と引き換えに二次的著作物を作成すること；
- (vi) 著作権者の著作権侵害に相当する、または著作物の複製がモーリシャスで作成された場合は侵害に相当する著作物の複製を、私的かつ個人的使用だけを目的とする輸入を除き、輸入する、販売する、展示する、販売／賃貸の申出をする、または取引の過程で保有すること。

(b) 著作隣接権者の明示的な許可なしに、利益のため、または報酬と引き換えに実演家、レコード（録音物）製作者および放送機関の独占的権利を侵害すること。

(c) 以下に該当するいずれかの装置または手段を製造する、販売／レンタル目的で輸入する、またはその販売・レンタル・配布を申し出るサービスを提供すること：

- (i) 著作物の複製を防止・制限する、または著作物の複製の品質を損なうための装置または手段を回避する目的で、明確に設計または改造された装置や手段；あるいは
- (ii) プログラムを受信する権利のない人が、放送その他により公衆に伝達される暗号化されたプログラムを受信または再配布できるようにする、またはそれを支援できるようにする装置や手段。

<sup>136</sup> 2014 年法律第 2 号著作権（改正）法の第 9 条

<sup>137</sup> 2014 年法律第 2 号著作権（改正）法の第 56 条

(d) 著作物の侵害複製を作成するために使用される、または上記 (b) に言及された目的のために使用されることを知りながら、特定の装置、物品または事物を取引の過程で保有すること。

(e) 利益のため、または報酬と引き換えに、意図的または無謀に著作権者または著作者から権利を奪うこと。

### 3.3.7 著作権の許容される使用

著作権法の規定に従い、以下の状況では、著作権者の許可なしに、著作者の権利を侵害せずに、特定の著作物の使用が許容される<sup>138</sup>。

- 合法的に入手した公表された著作物の個人的な単一の複製。
- 著作物の一時的複製。
- 公正な慣行に沿った著作物からの引用であって、その目的により正当化される範囲を超えない、または風刺画・パロディ・混成画に使用される場合。
- 情報提供を目的とした公衆への複製、放送その他の伝達は、その出所と著作者名が明示される場合は許容される。
- 著作物が教育目的の刊行物、音声や映像記録物の放送において実例として公共利用されており、当該著作物の目的、教育目的の伝達、教育機関で使用される放送、または職業訓練や公衆教育のための利用に必要な範囲を超えないことを条件として：
  - 芸術または建築の著作物の複製であって、恒久的に公共空間に配置されるもの、あるいは映画やテレビ用の映像・音響著作物における、またはテレビ放送や公衆伝達における背景または偶発的表示によってのみ使用されるもの；
  - 新しい事件または新しい情報を報告するためだけに使用される場合は、公衆に向けた政治演説、訴訟中に公開で行われた発言、または公衆に向けた同様の性質の著作物の報道または公衆伝達における複製。ただし、個々の状況において必要なものだけに使用が制限されなければならない。
- 複製または改変されたコンピュータプログラムに関して、当該コンピュータプログラムの著作権者による単一の複製または改変は、以下の場合には、侵害ではない。
  - コンピュータによる当該コンピュータプログラムの使用が、当該コンピュータプログラムを入手した目的と範囲またはアーカイブ目的のものであり、さらに当該コンピュータプログラムの紛失、破損または使用不能が生じた際に、その合法的に所有する複製と交換される場合。ただし、かかる複製または改変の継続的所有が違法となる場合には、廃棄されなければならない。
- 視覚に障害がある人は、著作物の著作者または著作権者の許可なしに、盲目、視覚障害その他により印刷物を読めない人のために、そのような人が楽しめる方法で、公表された著作物を複製できる。

<sup>138</sup> 2014 年法律第 2 号著作権（改正）法の第 16 条 - 第 28 条



- 直接的にも間接的にも営利目的ではない図書館と記録保管所は、著作者の許可なしに、当該図書館と記録保管所の恒久的収蔵物の一部として、コンピュータプログラム以外の著作物の複製を公衆に貸し出すことができる。
- ニュース放送、新しい事件または新しい情報の報告に偶発的または付随的に著作物が含まれることは侵害には当たらず、さらに人の肖像の公表は、科学的・教育的・文化的目的全般または社会的に生じる事実や事件に関しては、当該肖像に利害関係を有する著作者その他の人の権利を侵害するものではない。
- 一時的な記録物に関して、以下の場合には、侵害は存在しない：
  - 著作物が放送番組である場合、当該放送局は、例外的なドキュメンタリー性のものを除き、その製作から6か月後に複製を廃棄することを条件として、当該放送局自身の設備で自身が使用するために、当該放送番組の記録物を製作できる。
- 自然人が自身の個人的な目的で著作物の複製を輸入することは、著作者または著作権者の同意を必要とせずに許容される。
- 録音物の製作に関して：
  - 著作権者または承認された集中管理団体に通知することにより、録音物の製造業者、製作者または製作会社は、あらゆる音楽著作物または類似の翻案物の複製を作成できる。ただし、当該音楽著作物または類似の翻案物の複製が、すでにモーリシャスにおいて小売販売のために製造または輸入されており、さらに当該複製が、著作者または承認された集中管理団体により輸入された、またはそのライセンスを受けて製造されたことを条件とする。上記の著作権法第24条の規定は、当該録音物の複製ごとにロイヤルティが自動的に著作権者または承認された集中管理団体に支払われることを前提としている。

### 3.3.8 著作権の移転と関連する方式要件

著作権者は、著作権の経済的権利を全体的または部分的に別の人へ移転できる。その一方で、著作者人格権は、まさにその性質上、移転することはできない。

著作権の移転は、書面にされ、双方の契約当事者が署名した譲渡契約書により可能となる<sup>139</sup>。経済的権利の譲渡契約が譲渡の期間に言及していない場合、当該譲渡は10年後に終了する。

著作権が共同著作の対象である場合、当該著作物に関する譲渡またはライセンスは、共同著作者の許可を必要とする。いずれかの共同著作者が許可を留保する場合、その問題は高等法院に付託され、当該譲渡またはライセンスに関して許可を与えるべきかどうかについて判断される。

### 3.3.9 著作権保護に関するベルヌ条約の潜在的影響

モーリシャスはベルヌ条約の加入国である。ベルヌ条約の目的は、加入国に最低限の著作権保護の規定を義務づけることである。モーリシャスは、世界貿易機関（WTO）協定および知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（「TRIPS」）も遵守している。TRIPS協定に基づく義務の観点から、モーリシャ

<sup>139</sup> 2014年法律第2号著作権（改正）法の第12条

スは他の加入国の著作物に対し、モーリシャスの著作物に与えるものと同じ保護を与えなければならない。このことは、内国民待遇の原則として言及されている。

### 3.3.10 権利行使

#### 3.3.10.1 知財保護に関する司法制度と裁判所

モーリシャスは、最高裁判所と下位裁判所の2段階で構成される単一構造の司法制度を有する。第一審裁判所としての最高裁判所は、管轄権を行使する様々な部門で構成されており、補助裁判官法廷（Master's Court）、家事部、商事部、刑事部、調停部があり、さらに上訴管轄権（下位裁判所の判決に対する民事&刑事上訴を審理・裁定する）として、民事上訴裁判所と刑事上訴裁判所（民事と刑事事件において第一審管轄権を行使する最高裁判所の判決に対する上訴を審理・裁定する）が存在する。下位裁判所は、中間裁判所、産業裁判所、地方裁判所、保釈・差戻裁判所およびロドリゲス裁判所で構成される。

著作権法の観点から、中間裁判所の裁判官が、第3.3.6項に定義された違法行為で告発された人を第一審で審理する専属管轄権を有する。

##### 3.3.10.1.1 最高裁判所

最高裁判所は、最高裁判所長官、主任普通裁判官および19名の普通裁判官からなる。上位の正式記録裁判所であり、あらゆる民事と刑事事件を審理・裁定する無制限の管轄権を有する。英国高等法院と同様の第一審管轄権を有し、エクイティ裁判所として管轄権を行使するために必要な権限と権能を与えられている。さらに最高裁判所は、正義が十分に果たされるように、下位裁判所に対する監督的管轄権も行使する。最高裁判所は、議会により制定されたあらゆる法律が憲法の規定に抵触するかどうかを判断する権限を含む、憲法の規定に抵触するかどうかを判断する唯一の権限を有する。

#### 最高裁判所の商事部

最高裁判所の商事部は、2009年に行政的に設立された。この部門には、最高裁判所長官により任命された2名の普通裁判官がいる。商事部は、2009年破産法と会社法に基づいて生じる事件、金融・為替手形・海外事業・特許・商標・詐称通用に関する紛争、トレーダー間の紛争と関連事件を検討・審理・裁定すると共に、商業的性質のあらゆる問題を全般的に処理する。

#### 最高裁判所の刑事部

刑事管轄権を行使する最高裁判所は、犯罪または軽罪を犯して告発された人を審理する権限を有する。

刑事事件の場合、被害者は公訴局長官に訴状を提出し、公訴局長官は国家を代表して国家の費用で訴追できる。公訴局長官が訴追を拒否した場合、被害者またはその代理人が訴追できる。刑事裁判は、裁判長と9名の陪審員の前で、または陪審員がいない裁判長の前で行われる。最も一般的な模倣品に関する刑事裁判は、陪審員がいない裁判長の前で行われる。

### 3.3.10.1.2 下位裁判所

#### 中間裁判所

中間裁判所は、裁判所法に基づいて設立され、ロドリゲス島を含む、島全体の民事と刑事管轄権を有する。2名の首席裁判官、2名の副首席裁判官および民事制定法に基づき定められた人数の中間裁判所裁判官からなる。

#### 中間裁判所の民事管轄権

中間裁判所は、勘定残高その他によるかどうかを問わず、係争対象の請求または主題が 500,000 MUR (1,512,280 日本円) を超えないすべての民事事件において管轄権を有する。中間裁判所の法廷は、首席裁判官により決定される 1 名またはそれ以上の裁判官で構成される。

#### 刑事管轄権

中間裁判所は、刑法典の特定の条項に基づき公訴局長官により付託された重大な刑事犯罪、および他のあらゆる法令に基づき中間裁判所が審理できる他の犯罪について、審理・裁定する管轄権を有する。有罪判決を受けた犯罪者に対し、15 年を超えない期間の重懲役および 10 年を超えない期間の禁錮を科す権限を有する。

### 3.3.10.1.3 地方裁判所

地方裁判所は、モーリシャス島に 10 件、ロドリゲス島に 1 件ある。地方裁判所は、法律の規定に従い民事と刑事双方の事件を審理・裁定する管轄権を有する。各地方裁判所は、1 名の地方裁判官と、最高裁判所長官により決定された人数の地方裁判官で構成される。

#### 地方裁判所の民事管轄権

地方裁判所は、係争対象の請求または主題が 50,000 MUR (151,228 日本円) を超えないすべての民事事件において管轄権を有する。

#### 刑事管轄権

地方裁判所は、5 年を超えない禁錮期間および 100,000 MUR (302,456 日本円) を超えない罰金の処罰に値する刑事事件を審理・裁定する権限と管轄権を有する。

### 3.3.10.1.4 枢密院司法委員会

英国における枢密院司法委員会は、モーリシャスの最終的な上訴管轄権である。枢密院司法委員会に上訴するには、当事者が不服とする判決を下した下級裁判所による許可が必要となる。この許可がない場合、委員会による上訴許可が必要である。場合によっては、正当な権利としての上訴があり、わずかに異なる手続が適用される。

民事事件では、当事者の主張が一般的に重要な問題点を提起していると下級裁判所が認める場合、下級裁判所は通常、当事者に上訴を許可する。

### 3.3.10.2 特別救済手段

著作権法第 52 条の観点から、最高裁判所は、他の法令にかかわらず、さらに他の法令に基づき著作者や著作権者が有する他の措置を損なうことなく、最高裁判所が適切と考える場合は、損害賠償、差止

命令、侵害複製の没収、および侵害複製の作成その他に使用された装置・物品・事物の没収による救済手段を許可することができる。その命令には、以下を含めることができる。

- あらゆる侵害複製または侵害複製の作成に使用されたあらゆる装置・物品・事物の没収または押収；
- 著作権者または著作者へのあらゆる侵害複製の引渡。

著作権者または著作者は、自己が行使可能なあらゆる措置または請求を損なうことなく、自己の権利を侵害から守るために、差止命令または状況に応じて適切な場合は仮保全措置命令を裁判官室で裁判官に請求できる。

下記のいずれかの行為に及んだあらゆる人は、罪を犯した責任を負う。

(a) 著作者または著作権者の明示的な許可なしに<sup>140</sup>：

- (i) 商業目的に著作物を公表、配布または複製すること；
- (ii) 利益のため、または報酬と引き換えに著作物を公演すること；
- (iii) 利益のため、または報酬と引き換えに著作物を公衆に伝達すること
- (iv) 利益のため、または報酬と引き換えに著作物を放送すること；
- (v) 利益のため、または報酬と引き換えに二次的著作物を作成すること；
- (vi) 著作権者の著作権侵害に相当する、または著作物の複製がモーリシャスで作成された場合は侵害に相当する著作物の複製を、私的かつ個人的使用だけを目的とする輸入を除き、輸入する、販売する、展示する、販売／賃貸の申出をする、または取引の過程で保有すること。

(b) 著作隣接権者の明示的な許可なしに、利益のため、または報酬と引き換えに実演家、レコード（録音物）製作者および放送機関の独占的権利を侵害すること；

(c) 以下に該当するいずれかの装置または手段を製造する、販売／レンタル目的で輸入する、またはその販売・レンタル・配布を申し出るサービスを提供すること：

- (i) 著作物の複製を防止・制限する、または著作物の複製の品質を損なうための装置または手段を回避する目的で、明確に設計または改造された装置や手段；あるいは
- (ii) プログラムを受信する権利のない人が、放送その他により公衆に伝達される暗号化されたプログラムを受信または再配布できるようにする、またはそれを支援できるようにする装置や手段。

(d) 著作物の侵害複製を作成するために使用される、または上記（b）に言及された目的に使用されることを知りながら、特定の装置、物品または事物を取引の過程で保有すること。

(e) 利益のため、または報酬と引き換えに、意図的または無謀に著作権者または著作者から権利を奪うこと。

罪を犯したあらゆる人は、以下の処罰を科せられる。

- 初犯の場合は、300,000 MUR を超えない罰金、および2年を超えない期間の禁錮。
- 再犯以降の場合は、500,000 MUR を超えない罰金、および8年を超えない期間の禁錮。

---

<sup>140</sup> 2014年法律第2号著作権（改正）法の第56条

## 3.4 地理的表示

### 3.4.1 定義

地理的表示とは、特定の国の領土または地域や産地に由来する商品を識別する表示であって、その商品の特定の品質、評判その他の特性が本質的にその地理的原産地に起因する場合をいう<sup>141</sup>。

一定の状況において長官は、独立した二人の所有者の名前で登録された1つの地理的表示の同時使用を許可するが、その共存が取引の過程で誤認や混同を生じないことを条件とする<sup>142</sup>。

### 3.4.2 要件

地理的表示は、所定のフォームにより出願しなければならず、払戻不可の料金の支払を条件とする。

### 3.4.3 保護期間

地理的表示の保護期間は、通常の商標出願に関する本書の解説と同じである。

### 3.4.4 出願／登録手続

#### 3.4.4.1 出願の場所

モーリシャス産業財産庁は、ポート・ルイスの 11th Floor, Sterling House, Lislet Geoffroy Street に所在しており、すべての商標登録出願は、所定の方法に従い英語で同庁に手作業で提出しなければならない。

#### 3.4.4.2 適格性

地理的表示の場合、その商標出願は、商業分野における特定の集団に制限されており、指定された商品を生産するために指定された地理的地域で活動する生産者グループや、当該生産者を分類する法人、または当該生産者グループや法人を代表する政府機関を含む、特定の集団が、地理的表示の登録を出願できる<sup>143</sup>。

#### 3.4.4.3 要件

本法は、地理的表示が商標としての登録資格を得るために満たさなければならない極めて具体的な要件を定めている。その登録要件は、以下のとおりである<sup>144</sup>。

地理的表示の登録出願は、以下のものを含まなければならない。

- 出願を提出する人の名前、住所と本拠地；
- 登録を求める地理的表示；
- 地理的表示を申請する地理的地域；
- 地理的表示により指定される商品；

---

<sup>141</sup> 2019年産業財産法第2条

<sup>142</sup> 2019年産業財産法第106条

<sup>143</sup> 2019年産業財産法第106条

<sup>144</sup> 2019年産業財産法第106条

- 地理的表示が使用される商品の固有の特性；
- 商品の生産地域と生産方法；
- 商品の特性とその生産地域・方法との関連性；
- その固有の特性を管理する方法；
- 地理的表示の使用規則を定める実務指針；
- 原産国でその商品の名前が保護されている証拠；
- 地理的表示に関する内部管理計画。

出願人はいつでも地理的表示の登録出願を取り下げることができる。

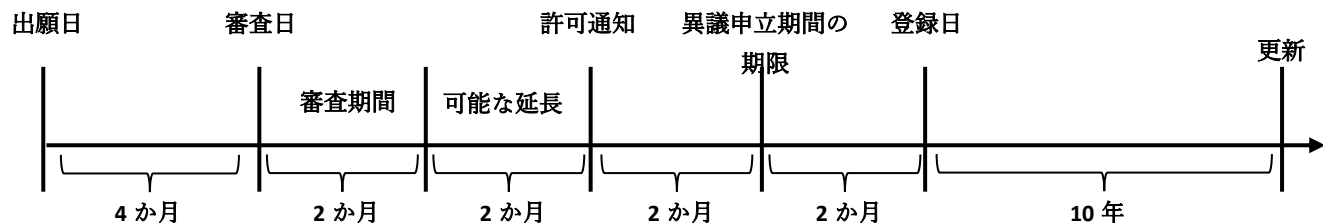
さらに地理的表示の出願日は、上記すべての要件が満たされた日とみなされる<sup>145</sup>。要件が適時に満たされなかった場合、その出願は放棄されたとみなされる。

#### 3.4.4.4 審査

地理的表示の審査手続は、長官が商標登録の通常要件と制限に加えて、上記の要件と不登録事由も検討するため、通常の商標出願とはわずかに異なっている<sup>146</sup>。さらに長官は、その地理的表示が地理的表示の定義を満たしているかどうかも検討する<sup>147</sup>。

#### 3.4.4.5 登録手続全体の期間

出願から登録までの手続は通常、審査と異議申立期間中に登録への障害が生じないと想定して約 6 か月から 12 か月を要する。



### 3.4.5 登録後

#### 3.4.5.1 登録料

1つの区分における1つの標章の出願から登録までの公定料金は、US\$150である。同一標章の1つの追加区分ごとにUS\$55の料金が適用される。注意すべき点として、これらの料金は法律により義務づけられた「すべて込みの料金」として同時に支払われ、後の当該標章の公告日には、いかなる追加料金も要求されない。

<sup>145</sup> 2019年産業財産法第107条

<sup>146</sup> 2019年産業財産法第108条

<sup>147</sup> 2019年産業財産法第108条

### 3.4.5.2 権利者の権利

地理的表示の権利範囲は極めて独特であるため、該当する地理的地域で活動する生産者グループ、または当該生産者を分類する法人以外は、いかなる人も、該当する登録簿に指定された商品に関して登録された地理的表示を取引の過程で使用する権利を与えられない<sup>148</sup>。

上記に照らし、この要件を満たさない所有者は、地理的表示の登録を受けられない<sup>149</sup>。

### 3.4.5.3 登録に関連する料金

登録までのすべて込みの料金は、上記に詳述されている。

### 3.4.5.4 ライセンス

商標権者は、商標登録を通して獲得した権利を第三者にライセンス供与できる。モーリシャスでは、独占的ライセンスと非独占的ライセンスの双方が認められている。

ライセンスが第三者に対して効力を生じるには、商標登録簿にライセンスを登録しなければならない。ライセンス登録の申請には、以下を含めなければならない<sup>150</sup>。

- ライセンサーによる委任状（署名のみ）；および
- 双方の当事者により署名されたライセンス契約書（または認証されたコピー）。

### 3.4.5.5 登録の更新

地理的表示の登録は、登録出願日から 10 年間有効である<sup>151</sup>。最初の 10 年の満了時、地理的表示は、所定料金の支払を条件として、10 年ごとの登録期間で無期限に更新される<sup>152</sup>。

## 3.4.6 権利行使

先述したように、2019 年産業財産法は 2022 年 1 月 31 日に施行されたばかりであるため、この新法に基づく地理的表示の侵害事件は存在しない。

### 3.4.6.1 法執行当局

権利行使は、産業財産庁レベルでは行われたい。状況に応じて、被害者は自己の知財権を行使するために、裁判所に訴訟を提起する、または警察に訴えることができる。並行輸入または違法輸入を差し止めるため、モーリシャス歳入庁に水際措置を申請することもできる。司法制度、法執行当局、および民事と刑事の権利行使に基づく異なる救済手段について、以下に考察する。

### 3.4.6.2 知財保護に関する司法制度と裁判所

モーリシャスは、最高裁判所と下位裁判所の 2 段階で構成される単一構造の司法制度を有する。第一審裁判所としての最高裁判所は、管轄権を行使する様々な部門で構成されており、補助裁判官法廷（Master's Court）、家事部、商事部、刑事部、調停部があり、さらに上訴管轄権（下位裁判所の判決に対する民事&刑事上訴を審理・裁定する）として、民事上訴裁判所と刑事上訴裁判所（民事と刑事

---

<sup>148</sup> 2019 年産業財産法第 109 条

<sup>149</sup> 2019 年産業財産法第 109 条

<sup>150</sup> 2019 年産業財産法第 135(2)条

<sup>151</sup> 2019 年産業財産法第 111 条

<sup>152</sup> 2019 年産業財産法第 111 条

事件において第一審管轄権を行使する最高裁判所の判決に対する上訴を審理・裁定する)が存在する。下位裁判所は、中間裁判所、産業裁判所、地方裁判所、保釈・差戻裁判所およびロドリゲス裁判所で構成される。

#### **3.4.6.2.1 最高裁判所**

最高裁判所は、最高裁判所長官、主任普通裁判官および 19 名の普通裁判官からなる。上位の正式記録裁判所であり、あらゆる民事と刑事事件を審理・裁定する無制限の管轄権を有する。英国高等法院と同様の第一審管轄権を有し、エクイティ裁判所として管轄権を行使するために必要な権限と権能を与えられている。さらに最高裁判所は、正義が十分に果たされるように、下位裁判所に対する監督的管轄権も行使する。最高裁判所は、議会により制定されたあらゆる法律が憲法の規定に抵触するかどうかを判断する権限を含む、憲法の規定に抵触するかどうかを判断する唯一の権限を有する。

#### **最高裁判所の商事部**

最高裁判所の商事部は、2009 年に行政的に設立された。この部門には、最高裁判所長官により任命された 2 名の普通裁判官がいる。商事部は、2009 年破産法と会社法に基づいて生じる事件、金融・為替手形・海外事業・特許・商標・詐称通用に関する紛争、トレーダー間の紛争と関連事件を検討・審理・裁定すると共に、商業的性質のあらゆる問題を全般的に処理する。

#### **最高裁判所の刑事部**

刑事管轄権を行使する最高裁判所は、犯罪または軽罪を犯して告発された人を審理する権限を有する。

刑事事件の場合、被害者は公訴局長官に訴状を提出し、公訴局長官は国家を代表して国家の費用で訴追できる。公訴局長官が訴追を拒否した場合、被害者またはその代理人が訴追できる。刑事裁判は、裁判長と 9 名の陪審員の前で、または陪審員がない裁判長の前で行われる。最も一般的な模倣品に関する刑事裁判は、陪審員がない裁判長の前で行われる。

#### **3.4.6.2.2 下位裁判所**

##### **中間裁判所**

中間裁判所は、裁判所法に基づいて設立され、ロドリゲス島を含む、島全体の民事と刑事管轄権を有する。2 名の首席裁判官、2 名の副首席裁判官および民事制定法に基づき定められた人数の中間裁判所裁判官からなる。

##### **中間裁判所の民事管轄権**

中間裁判所は、勘定残高その他によるかどうかを問わず、係争対象の請求または主題が 500,000 MUR (1,512,280 日本円) を超えないすべての民事事件において管轄権を有する。中間裁判所の法廷は、首席裁判官により決定される 1 名またはそれ以上の裁判官で構成される。

##### **刑事管轄権**

中間裁判所は、刑法典の特定の条項に基づき公訴局長官により付託された重大な刑事犯罪、および他のあらゆる法令に基づき中間裁判所が審理できる他の犯罪について、審理・裁定する管轄権を有する。有罪判決を受けた犯罪者に対し、15 年を超えない期間の重懲役および 10 年を超えない期間の禁錮を科す権限を有する。



### 3.4.6.2.3 地方裁判所

地方裁判所は、モーリシャス島に 10 件、ロドリゲス島に 1 件ある。地方裁判所は、法律の規定に従い民事と刑事双方の事件を審理・裁定する管轄権を有する。各地方裁判所は、1 名の地方裁判官と、最高裁判所長官により決定された人数の地方裁判官で構成される。

#### 地方裁判所の民事管轄権

地方裁判所は、係争対象の請求または主題が 50,000 MUR (151,228 日本円) を超えないすべての民事事件において管轄権を有する。

#### 刑事管轄権

地方裁判所は、5 年を超えない禁錮期間および 100,000 MUR (302,456 日本円) を超えない罰金の処罰に値する刑事事件を審理・裁定する権限と管轄権を有する。

### 3.4.6.2.4 枢密院司法委員会

英国における枢密院司法委員会は、モーリシャスの最終的な上訴管轄権である。枢密院司法委員会に上訴するには、当事者が不服とする判決を下した下級裁判所による許可が必要となる。この許可がない場合、委員会による上訴許可が必要である。場合によっては、正当な権利としての上訴があり、わずかに異なる手続が適用される。

民事事件では、当事者の主張が一般的に重要な問題点を提起していると下級裁判所が認める場合、下級裁判所は通常、当事者に上訴を許可する。

### 3.4.6.3 救済手段

#### 3.4.6.3.1 民事救済手段

登録された権利者の書面による同意なしに、登録対象の商品と役務に関して登録標章を使用する人は、地理的表示を侵害している。

本法第 139 条の観点から、保護権原の保有者またはライセンシー以外の方がモーリシャスで、当該保有者の同意なしに当該標章を利用すれば、違法である。登録標章を故意に利用するあらゆる人は、罪を犯しており、有罪判決を受けると、250,000 MUR (756,140.00 日本円) を超えない罰金および 5 年を超えない期間の禁錮を科せられる。

本法第 140 条に従い、登録標章を使用することは、不正行為にも該当し、損害賠償請求を引き起こす可能性があり、さらに 2002 年不正行為防止法に従い訴追される。2002 年不正行為防止法の観点から、あらゆる産業または商業活動の過程において誠実な慣行に反するあらゆる行為または慣行は、違法である。有罪判決を受けると、そのような行為または慣行に及んだ人は、250,000 MUR (756,140.00 日本円) を超えない罰金および 5 年を超えない期間の禁錮を科せられる。

## 3.5 工業意匠

モーリシャスの工業意匠は、2019年産業財産法、2022年産業財産施行規則および工業意匠の国際登録に関するハーグ協定に準拠している。工業意匠は、物品の装飾的側面に相当する。さらに工業意匠は、物品の形状などの立体的特徴、または模様、線や色などの平面的特徴で構成されていてもよい。

工業意匠は、パッケージや容器から調度品や日用品まで、照明器具から宝飾品まで、さらに電子機器から繊維製品まで、手工芸品や工業製品を含む幅広い種類の物品に応用できる。

注意すべき点として、2022年11月現在、モーリシャスは工業意匠の国際登録に関するハーグ制度に加入していない。しかし、2019年産業財産法は、モーリシャスがハーグ制度を遵守することを規定している。ハーグ制度への加入手続きは、近いうちにモーリシャス政府により開始される見込みである。モーリシャスがハーグ制度に加入すれば、出願人はモーリシャスを指定して90以上の国において、最大100までの意匠の登録を求めて工業意匠の国際登録を出願できるようになる。

### 3.5.1 定義

工業意匠とは、物品の特徴、特に物品またはその装飾の形状、線、輪郭、色、質感または材料からもたらされる物品の外観をいう<sup>153</sup>。

### 3.5.2 要件

工業意匠は、新規で独創的である場合に保護される<sup>154</sup>。

新規性と独創性を判断する上で、以下に該当する工業意匠の開示は考慮に入れない。

- 出願日または該当する場合は優先日より前の12か月以内に開示されており；さらに
- 次のいずれかの理由で、またはその結果として開示された場合：
  - 出願人またはその前権利者に対する第三者の不正行為；
  - 当該工業意匠の登録その他の法的保護を求める産業財産当局への出願行為を除く、出願人またはその前権利者による行為<sup>155</sup>。

#### 3.5.2.1 新規性

工業意匠は、有形の形式による公表、展示、取引での使用その他のあらゆる方法により、世界のいずれかの場所で一般に開示されていない場合、新規とみなされる。上記に述べたように、モーリシャスにおいて工業意匠は、12か月の新規性喪失の猶予期間を与えられる<sup>156</sup>。

複合製品の構成部分である物品に応用または体现された工業意匠は、その複合製品の通常の使用時に当該構成部分が視認可能である場合に、新規とみなされる。「通常の使用」とは、エンドユーザーによる使用を意味し、保守、アフターサービスまたは修理作業は含まない<sup>157</sup>。

---

<sup>153</sup>本法第2条に従う定義

<sup>154</sup>本法第73(1)(a)条

<sup>155</sup>本法第73(2)条

<sup>156</sup>本法第73(1)(b)条

<sup>157</sup>本法第73(1)(c)条

### 3.5.2.2 独創性

工業意匠は、公知意匠または公知意匠の特徴の組合せと比較して有意な差異がない場合、独創的とはみなされない<sup>158</sup>。

### 3.5.2.3 工業意匠としての登録から除外される主題<sup>159</sup>

工業意匠は、以下のいずれかの場合には、登録されない。

- その特徴が、技術的または機能的な考慮事項によってのみ決定づけられている。
- その商業利用が、公序良俗に反するおそれがある。

## 3.5.3 保護期間

工業意匠登録は、登録出願日から5年間有効である。工業意匠登録は、さらに3回の連続する5年間の更新が可能である<sup>160</sup>。

## 3.5.4 出願／登録手続

### 3.5.4.1 出願の場所

工業意匠の登録出願は、産業財産庁長官が定めるフォームと方法に従い、現在 4,000 MUR (12,098.24 日本円) である料金と一緒に、長官に提出する<sup>161</sup>。出願は、ポート・ルイスの 11th Floor, Sterling House, Lislet Geoffroy Street に所在する産業財産庁に手作業で提出しなければならない。

### 3.5.4.2 適格性<sup>162</sup>

工業意匠を使用する独占的権利は、登録により与えられる。

工業意匠を受ける権利は：

- 当該意匠の創作者に帰属する；
- 譲渡できる、または継承により移転できる。

複数の人が同一の工業意匠を創作した場合、当該工業意匠を受ける権利は、彼らに共同で帰属する。

複数の人がそれぞれ独自に同一の工業意匠を創作した場合、最先の出願日または優先権が主張された場合は最先の有効な優先日を有する出願人が、当該工業意匠を受ける権利を有する。ただし、その出願が取下、放棄または拒絶の対象にならないことを前提とする。

工業意匠が雇用契約の履行中に創作され、同契約の目的が1つ以上の意匠を創作することである場合、当該工業意匠を受ける権利は、別段の契約規定がない限り、雇用主に帰属する。

---

<sup>158</sup> 本法第 73(1)(d)条

<sup>159</sup> 本法第 74 条

<sup>160</sup> 本法第 84 条

<sup>161</sup> 本法第 76(1)(a)条

<sup>162</sup> 本法第 75 条

工業意匠の創作者は、当該工業意匠に創作者として名前を記載されるが、名前を記載されることを希望しない旨の宣言書を産業財産庁に提出する場合を除く。工業意匠の創作者が上記の宣言書を提出するという約束をしたとしても、そのような約束は無効とみなされる。

### 3.5.4.3 要件<sup>163</sup>

工業意匠の登録出願は、以下に従う。

- 産業財産庁長官が定めるフォームと方法に従い、長官に手作業で提出する；
- 当該工業意匠の視覚的表現物を含める；
- 当該工業意匠を構成する物品または当該工業意匠が用いられる物品を示す；さらに
- 所定の払戻不可の料金を出願時に支払う。

出願人が工業意匠の創作者ではない場合、当該工業意匠の登録を受ける出願人の権利を正当化する陳述書を出願に添付しなければならない。

さらに意匠登録出願には、以下を含めることができる。

- すべての意匠が国際分類の同一区分に属する物品に関するものであることを条件として、最大 100 までの工業意匠；および
- 出願日または該当する場合は優先日から 12 か月を超えない特定の期間にわたり、工業意匠の公告延期を求める請求<sup>164</sup>。

工業意匠の登録出願には、提出された意匠の表現物または見本に従い当該工業意匠を特徴づける、色を含む特有の特徴について、100 文字以内の簡単な説明を含めるべきである。ただし、当該工業意匠を組み込んでいる製品の操作、潜在的用途または製造材料に関連した技術的詳細に言及してはならない。

工業意匠の視覚的表現物または図面は、10 cm×20 cm を超えるべきではない。図面、写真または視覚的表現物は、当該工業意匠または当該工業意匠が用いられる物品を表示すべきであり、他のあらゆる物、付属物、人または動物を排除する。

寸法や説明文を含んでいる工業意匠の視覚的表現物は、受理されない。

#### 3.5.4.3.1 先行開示

出願人が出願の提出時に何らかの先行開示に気づき、新規性と独創性を判断する先行技術に関する例外規定を利用したい場合、当該出願人は、出願フォームにおいてその先行開示に言及し、当該開示の十分な詳細を提出すべきである<sup>165</sup>。

#### 3.5.4.3.2 優先権<sup>166</sup>

出願人またはその前権利者がいずれかのパリ条約加入国または世界貿易機関メンバー国において／関して提出した、同一の工業意匠に関する 1 つまたはそれ以上の先の出願の出願日から 6 か月以内であれば、パリ条約に従い先の出願の優先日を主張する宣言書を登録出願に含めることができる。

---

<sup>163</sup> 本法第 76 条

<sup>164</sup> 産業財産施行規則の規則 57

<sup>165</sup> 産業財産施行規則の規則 59

<sup>166</sup> 本法第 78 条

出願が優先権を主張する場合、出願人は次のものを提出すべきである。

- 外国当局により真正なものと証明された、先の出願のコピー；
- 先の出願の出願日を示す外国当局からの証明書；および
- これらの書類の英訳。

優先権の条件または優先権主張の要件が満たされていないと長官が認定した場合、その優先権主張の宣言書は提出されなかったとみなされる。

出願が優先日を主張する宣言書を含んでいる場合：

- その出願は、パリ条約に定める 6 か月の期間中の行為を理由に拒絶されることはない；さらに
- かかる行為は、いかなる第三者の権利または私的所有権も生じることではない。

#### **3.5.4.3.3 出願日<sup>167</sup>**

出願の提出時に所定の料金が支払われ、以下のものが含まれている場合：

- 出願人の身元を証明し、出願人との連絡を可能にする表示；および
- 登録を求める工業意匠の視覚的表現物；

長官はその提出日から 1 週間以内に出願日の通知を発行する。出願の受領日が出願日とみなされる。

#### **3.5.4.3.4 出願の補正と取下**

出願人は、出願が処理されている期間中のあらゆる時点で補正請求を IPOM に手作業で提出することにより、出願を補正できる。ただし、登録出願に含まれているいずれかの意匠に対する変更または追加を伴う補正は、受理されない<sup>168</sup>。

出願人は、工業意匠が登録される前のあらゆる時点で、現在 1,000 MUR (3,024.56 日本円) である所定料金を支払うことにより、出願を全体的に、または任意の数の意匠に関して取り下げることができる<sup>169</sup>。

#### **3.5.4.4 審査**

長官は、工業意匠の登録出願が新規性と独創性の要件、および上記に述べた工業意匠の定義を満たしているかどうかについて、審査し判断する<sup>170</sup>。

出願が新規性と独創性の要件および上記の定義を満たしていない場合、長官は出願人に書面で通知し、当該通知の受領日から 2 か月以内または長官が定める追加期間内に出願を補正するよう要求する<sup>171</sup>。

要求された補正が指定された期間内に行われない場合、その出願は取り下げられたとみなされる<sup>172</sup>。

現在は産業財産庁により方式審査のみが行われており、実体審査が実施される日はまだ確定していない。

---

<sup>167</sup> 本法第 79 条

<sup>168</sup> 本法第 77(1)条

<sup>169</sup> 本法第 77(2)条

<sup>170</sup> 本法第 80(1)(a)条

<sup>171</sup> 本法第 80(1)(b)条

<sup>172</sup> 本法第 80(1)(c)条

### 3.5.4.5 登録と公告

新規性と独創性の条件が満たされている場合、その工業意匠は 6,000 MUR (18,147.36 日本円) の登録料の支払により登録される。工業意匠が登録されると、その詳細が公告され、出願人は工業意匠登録証を受領する<sup>173</sup>。

出願が新規性と独創性の要件を満たしていない場合、その出願は拒絶される<sup>174</sup>。

公告延期を求める請求が提出されている場合、出願人は以下のことを保証すべきである。

- 当該出願および当該意匠の表現物は、一般閲覧のために公開されていない；さらに
- 当該出願は延期期間の満了まで公表されない<sup>175</sup>。

長官は、延期期間の満了時に、当該出願を公報において公告する<sup>176</sup>。

## 3.5.5 登録後

### 3.5.5.1 登録料

工業意匠の登録料は現在、6,000 MUR (18,147.36 日本円) である。登録料は、出願が登録されると知らされた時点で支払わなければならない。

### 3.5.5.2 権利者の権利

登録された権利者以外の人が、モーリシャスで登録された工業意匠を利用する場合、登録された権利者の書面による同意を求めなければならない<sup>177</sup>。

工業意匠が、製品の不可欠かつ不可分の部分に関して登録されている場合、当該登録意匠の侵害は、その部分のみを単独ではなく、当該登録意匠を体現している製品全体の外観を考慮して評価される<sup>178</sup>。

工業意匠の登録により与えられた権利は、以下の行為を禁じるものではない。

- 登録された権利者、当該権利者の同意を得て行動する人、または当該権利者と経済的つながりを持つ人により、当該工業意匠を体現する製品がモーリシャスまたは外国の市場に置かれた後の当該製品に関する行為。
- 一時的または偶発的にモーリシャスに入った航空機、陸上車両または船舶の本体または装備における当該工業意匠の使用、あるいはこれらの航空機、陸上車両または船舶の修理を目的とした予備部品または付属品の輸入。
- 次のいずれかに該当する行為：
  - 個人的に非営利目的で行われた行為；
  - 学術・教育・研究機関における授業、教育または科学研究を目的とした行為；
  - 当該工業意匠に関する実験のみを目的とする行為。

---

<sup>173</sup> 本法第 81(1)(a)条

<sup>174</sup> 本法第 81(1)(b)条

<sup>175</sup> 本法第 81(1)(c)条

<sup>176</sup> 本法第 81(2)条

<sup>177</sup> 本法第 82(1)条

<sup>178</sup> 本法第 82(2)条

- 次のいずれかに該当する工業意匠のあらゆる特徴の複製：
  - 技術的／機能的な考慮事項によってのみ決定づけられる、または技術的目的を達成するために必要な特徴の複製；
  - 当該意匠を体現している製品が、別の製品の内部・周辺・当接領域に機械的に接続または配置され、各製品が機能を果たすために必要な、厳密な特徴の複製；
  - 複合製品の構成部分に体現された特徴の複製であって、当該構成部分が、その複合製品の本来の外観を回復するための修理目的で使用される場合<sup>179</sup>。

### 3.5.5.3 登録に関連する料金

登録後に工業意匠を維持するには、維持年金のみを支払う必要がある。

### 3.5.5.4 ライセンス

本法は、第三者がモーリシャスで登録された工業意匠を利用するには、登録された権利者の書面による同意が必要であるとのみ規定している。

### 3.5.5.5 登録の更新<sup>180</sup>

工業意匠の登録は、登録出願日から 5 年間にわたり有効である。

工業意匠の登録は、以下を条件として、さらに 3 回の連続する 5 年間の更新が可能である。

- 所定料金の支払；および
- 長官が定めた条件が満たされていること。

工業意匠の登録の更新料は、以下のとおりである。

	MUR による更新料	日本円による更新料
第 1 期間（出願から 5 年後に支払う）	5,000	15,122,80
第 2 期間（出願から 10 年後に支払う）	7,000	21,171,92
第 3 期間（出願から 15 年後に支払う）	10,000	30,245,60

長官は、所定の延滞料の支払を条件として、所定の更新料を追納できる 6 か月の猶予期間を設けている。現在、更新料の延滞料は 2,000 MUR (6,049.12 日本円) である。この規定に従い更新されなかった場合、当該工業意匠の登録は失効する。

### 3.5.5.6 登録意匠の無効<sup>181</sup>

あらゆる利害関係者は、以下のいずれかの場合には、工業意匠登録の無効を産業財産裁判所に請求できる。

<sup>179</sup> 本法第 82 条

<sup>180</sup> 本法第 84 条

<sup>181</sup> 本法第 85 条

- 新規性と独創性の要件により、当該工業意匠は保護を受ける資格がない。
- 当該権利者は保護を受ける資格がない。
- 当該工業意匠の登録された権利者は、創作者でもその権利承継人でもない。

登録に含まれる意匠の1つまたは一部のみに関して、無効理由が証明された場合、状況に応じてその1つまたは一部の意匠が無効となる。無効になった工業意匠は、初めから無効であったとみなされる。

産業財産裁判所の判決は長官に通知され、長官はそれを記録し、直ちに公報において当該判決を公示する。

産業財産裁判所の判決が法律上間違っていると不服を抱くあらゆる人は、最高裁判所に上訴できる。この上訴は、最高裁判所の規則が定める方法に従い提起される。最高裁判所へのあらゆる上訴は、産業財産裁判所の判決から21日以内に提起しなければならない。

### 3.5.6 権利行使

#### 3.5.6.1 法執行当局

権利行使は、産業財産庁レベルでは行われず。状況に応じて、被害者は自己の知財権を行使するために、裁判所に訴訟を提起する、または警察に訴えることができる。並行輸入または違法輸入を差し止めるため、モーリシャス歳入庁に水際措置を申請することもできる。

先述したように、2019年産業財産法は2022年1月31日に施行されたばかりであるため、この新法に基づく工業意匠侵害事件は存在しない。我々が知る限り、モーリシャスにおいて工業意匠侵害に関連するいかなる事件も存在しなかった。

司法制度、法執行当局、および民事と刑事の権利行使に基づく異なる救済手段について、以下に考察する。

#### 3.5.6.2 知財保護に関する司法制度と裁判所

モーリシャスは、最高裁判所と下位裁判所の2段階で構成される単一構造の司法制度を有する。第一審裁判所としての最高裁判所は、管轄権を行使する様々な部門で構成されており、補助裁判官法廷（Master's Court）、家事部、商事部、刑事部、調停部があり、さらに上訴管轄権（下位裁判所の判決に対する民事&刑事上訴を審理・裁定する）として、民事上訴裁判所と刑事上訴裁判所（民事と刑事事件において第一審管轄権を行使する最高裁判所の判決に対する上訴を審理・裁定する）が存在する。下位裁判所は、中間裁判所、産業裁判所、地方裁判所、保釈・差戻裁判所およびプロドリゲス裁判所で構成される。

##### 3.5.6.2.1 最高裁判所

最高裁判所は、最高裁判所長官、主任普通裁判官および19名の普通裁判官からなる。上位の正式記録裁判所であり、あらゆる民事と刑事事件を審理・裁定する無制限の管轄権を有する。英国高等法院と同様の第一審管轄権を有し、エクイティ裁判所として管轄権を行使するために必要な権限と権能を与えられている。さらに最高裁判所は、正義が十分に果たされるように、下位裁判所に対する監督的管轄権も行使する。最高裁判所は、議会により制定されたあらゆる法律が憲法の規定に抵触するかどうかを判断する権限を含む、憲法の規定に抵触するかどうかを判断する唯一の権限を有する。



## 最高裁判所の商事部

最高裁判所の商事部は、2009年に行政的に設立された。この部門には、最高裁判所長官により任命された2名の普通裁判官がいる。商事部は、2009年破産法と会社法に基づいて生じる事件、金融・為替手形・海外事業・特許・商標・詐称通用に関する紛争、トレーダー間の紛争と関連事件を検討・審理・裁定すると共に、商業的性質のあらゆる問題を全般的に処理する。

## 最高裁判所の刑事部

刑事管轄権を行使する最高裁判所は、犯罪または軽罪を犯して告発された人を審理する権限を有する。

刑事事件の場合、被害者は公訴局長官に訴状を提出し、公訴局長官は国家を代表して国家の費用で訴追できる。公訴局長官が訴追を拒否した場合、被害者またはその代理人が訴追できる。刑事裁判は、裁判長と9名の陪審員の前で、または陪審員がいない裁判長の前で行われる。最も一般的な模倣品に関する刑事裁判は、陪審員がいない裁判長の前で行われる。

### 3.5.6.2.2 下位裁判所

#### 中間裁判所

中間裁判所は、裁判所法に基づいて設立され、ロドリゲス島を含む、島全体の民事と刑事管轄権を有する。2名の首席裁判官、2名の副首席裁判官および民事制定法に基づき定められた人数の中間裁判所裁判官からなる。

#### 中間裁判所の民事管轄権

中間裁判所は、勘定残高その他によるかどうかを問わず、係争対象の請求または主題が 500,000 MUR (1,512,280 日本円) を超えないすべての民事事件において管轄権を有する。中間裁判所の法廷は、首席裁判官により決定される1名またはそれ以上の裁判官で構成される。

#### 刑事管轄権

中間裁判所は、刑法典の特定の条項に基づき公訴局長官により付託された重大な刑事犯罪、および他のあらゆる法令に基づき中間裁判所が審理できる他の犯罪について、審理・裁定する管轄権を有する。有罪判決を受けた犯罪者に対し、15年を超えない期間の重懲役および10年を超えない期間の禁錮を科す権限を有する。

### 3.5.6.2.3 地方裁判所

地方裁判所は、モーリシャス島に10件、ロドリゲス島に1件ある。地方裁判所は、法律の規定に従い民事と刑事双方の事件を審理・裁定する管轄権を有する。各地方裁判所は、1名の地方裁判官と、最高裁判所長官により決定された人数の地方裁判官で構成される。

#### 地方裁判所の民事管轄権

地方裁判所は、係争対象の請求または主題が 50,000 MUR (151,228 日本円) を超えないすべての民事事件において管轄権を有する。

## 刑事管轄権

地方裁判所は、5年を超えない禁錮期間および100,000 MUR（302,456 日本円）を超えない罰金の処罰に値する刑事事件を審理・裁定する権限と管轄権を有する。

### 3.5.6.2.4 枢密院司法委員会

英国における枢密院司法委員会は、モーリシャスの最終的な上訴管轄権である。枢密院司法委員会に上訴するには、当事者が不服とする判決を下した下級裁判所による許可が必要となる。この許可がない場合、委員会による上訴許可が必要である。場合によっては、正当な権利としての上訴があり、わずかに異なる手続が適用される。

民事事件では、当事者の主張が一般的に重要な問題点を提起していると下級裁判所が認める場合、下級裁判所は通常、当事者に上訴を許可する。

### 3.5.6.3 救済手段

工業意匠はその所有者に対し、権限のない人に当該意匠を利用させない権利を与える。工業意匠が、製品の不可欠かつ不可分の部分に関して登録されている場合、当該登録意匠の侵害は、その部分のみを単独ではなく、当該登録意匠を体現している製品全体の外観を考慮して評価される。

本法第 139 条の観点から、保護権原の保有者またはライセンス以外の方がモーリシャスで、当該保有者の同意なしに当該意匠を利用すれば、違法である。当該意匠を故意に利用するあらゆる人は、罪を犯しており、有罪判決を受けると、250,000 MUR（756,140.00 日本円）を超えない罰金および5年を超えない期間の禁錮を科せられる。

本法第 140 条に従い、工業意匠を利用することは、不正行為にも該当し、損害賠償請求を引き起こす可能性があり、さらに 2002 年不正行為防止法に従い訴追される。2002 年不正行為防止法の観点から、あらゆる産業または商業活動の過程において誠実な慣行に反するあらゆる行為または慣行は、違法である。有罪判決を受けると、そのような行為または慣行に及んだ人は、250,000 MUR（756,140.00 日本円）を超えない罰金および5年を超えない期間の禁錮を科せられる。

## 3.5.7 ハーグ協定に基づく工業意匠

工業意匠の登録出願は、国際事務局の公式出願フォームにより、国際事務局または産業財産庁へ直接提出できる<sup>182</sup>。2022 年 11 月現在、モーリシャスはまだ工業意匠の国際登録に関するハーグ協定の加入国ではないが、ハーグ協定への加入手続が開始されると見込まれている。

モーリシャスを締約国として指定する国際登録はその国際登録日から、2019 年産業財産法に基づき提出された登録出願と同じ効力を有する<sup>183</sup>。

1999 年 7 月 2 日にジュネーブで署名されたハーグ協定および同協定の 1999 年アクトと 1960 年アクトに基づく共通規則に従い：

- いかなる拒絶も国際事務局に通報されなかった；または
- 拒絶が国際事務局に通報されたが、後に取り下げられた場合；

<sup>182</sup> 本法第 86 条

<sup>183</sup> 本法第 87 条

その国際登録は国際登録日から、2019年産業財産法に基づき長官により付与された工業意匠登録と同じ効力を有する<sup>184</sup>。

モーリシャスを締約国として指定する国際登録に関する国際登録簿への登録は、適切な登録簿への登録と同じ効力を有する。

更新を前提として、モーリシャスを指定する国際登録は、本法に基づき与えられるものと同じ保護期間を有する。更新は国際事務局から要求され、国際登録簿に記録される。

### 3.5.7.1 国際登録の審査および国際事務局への通報<sup>185</sup>

モーリシャスを指定する国際登録が所定の要件を満たしていないが、1999年アクトの第12(1)条に適合する場合、長官は、共通規則に基づき適用される拒絶通報期間の満了前に、共通規則に従い国際事務局に保護の拒絶を通報する。

1999年アクトの第12(1)条は、次のように述べている。

「指定締約国の官庁は、当該締約国の法律に基づき保護を与える条件が、国際登録の対象である工業意匠の一部または全部に関して満たされていない場合、当該締約国の領土における当該国際登録の効力を部分的または全体的に拒絶することができる。ただし、いずれの官庁も、本アクトまたは共通規則に定める国際出願のフォームまたは内容に関する要件、あるいはこれらの要件に対して付加的または異なる要件が、当該締約国の法律に基づき満たされていないという理由で、国際登録の効力を部分的にも全体的にも拒絶してはならない」<sup>186</sup>。

新規性または独創性に関する拒絶通報が発行された場合、長官は出願人に書面で通知し、当該通知の受領から3か月以内に出願を補正するよう要求する。

拒絶が通報されたが、後に拒絶が取り下げられた場合、長官は共通規則に従い、その旨の表明を国際事務局に送付する。

拒絶通報が発行されない場合、長官は所定の拒絶通報期間内に、国際登録の対象である工業意匠に保護が付与される旨の表明を共通規則に従い国際事務局に送付する。

モーリシャスで国際登録が無効となり、その無効が上訴の対象にならない場合、長官は共通規則に従い国際事務局に通報する。

拒絶通報を受領した国際登録の所有者は、2019年産業財産法に基づき工業意匠登録の出願人に与えられるものと同じ救済手段を与えられる。

無効手続に巻き込まれた国際登録の所有者は、本法に基づき登録された工業意匠の所有者に与えられるものと同じ権利防御の機会を与えられる。

---

<sup>184</sup> 本法第88条

<sup>185</sup> 本法第89条

<sup>186</sup> 1999年7月2日にハーグ協定のジュネーブアクト第12(1)条

### 3.5.7.2 産業財産法とハーグ協定との抵触<sup>187</sup>

2019年産業財産法と1999年アクトおよび共通規則との間で抵触が生じる場合、1999年アクトおよび共通規則の規定が優先される。

---

<sup>187</sup> 本法第90条

## 3.6 集積回路の回路配置

モータリシヤスにおける集積回路の回路配置は、2019 年産業財産法と 2022 年産業財産施行規則に準拠している。

集積回路（または「チップ」）とは、複雑な電子機能を果たすように設計された、通常はシリコンである半導体材料の単一の「集積された」プラットフォーム内に、個々の電子素子を組み込んでいる電子部品である。

それゆえ集積回路は、小型化された電気回路がチップ内に具現された際に形成される。すべての能動および受動素子は半導体ウェハにおいて製造プロセス中に形成されるため、チップの製造後は分離不可能である。

回路配置は、集積回路トポグラフィーとも呼ばれ、TRIPS 協定に組み込まれている IPIC 条約の第 2(ii)条において、「表現の如何を問わず、集積回路の素子（少なくとも 1 つの能動素子を含む）および配線の一部または全部の立体的配置、あるいは製造が意図されている集積回路のための当該立体的配置」として定義されている。言い換えれば、回路配置とは、集積回路の立体的配置、即ちチップ（通常は半導体結晶で作られる）における能動および受動電子素子の配置である<sup>188</sup>。

### 3.6.1 定義

回路配置とは、表現の如何を問わず、集積回路の素子（少なくとも 1 つの能動素子を含む）および配線の一部または全部の立体的配置、あるいは製造が意図されている集積回路のための当該立体的配置をいう<sup>189</sup>。

### 3.6.2 要件

回路配置の出願は、その回路配置が独創的であり商業利用されていない、または 2 年以上にわたり利用されていない場合に、登録可能である<sup>190</sup>。

#### 3.6.2.1 独創性

回路配置は、以下の場合に独創的とみなされる。

- その創作者自身の知的努力の結果である；さらに
- その創作の時点で、回路配置の創作者および集積回路の製造者にとってありふれたものではない<sup>191</sup>。

ありふれた素子と配線の組合せからなる回路配置は、その組合せが全体として独創的である場合に限り保護される<sup>192</sup>。

---

<sup>188</sup> 1989 年集積回路についての知的所有権に関する条約

<sup>189</sup> 本法第 2 条に従う定義

<sup>190</sup> 本法第 44 条

<sup>191</sup> 本法第 45(1)条

<sup>192</sup> 本法第 45(2)条

### 3.6.3 保護期間

本法に基づき回路配置に関して与えられたあらゆる保護は、以下の日から開始される。

- 権利者により、または権利者の同意を得て世界のいずれかの場所で最初に商業利用された日；ただし、保護を求める出願が権利者により長官に提出されることを条件とする；
- 回路配置がまだ世界のいずれの場所でも商業利用されていない場合は、権利者により提出された回路配置の登録出願に与えられた出願日<sup>193</sup>。

本法に基づき回路配置に関して与えられたあらゆる保護は、その保護の開始日から 10 年後の末日に失効する<sup>194</sup>。

### 3.6.4 出願／登録手続

#### 3.6.4.1 出願の場所

回路配置の出願は、産業財産庁長官が定める方法に従い長官に提出すると同時に、現在 10,000 MUR (30,245.60 日本円) である出願料を支払わなければならない<sup>195</sup>。出願は、ポート・ルイスの 11th Floor, Sterling House, Lislet Geoffroy Street に所在する産業財産庁に手作業で提出しなければならない。

#### 3.6.4.2 適格性

登録された回路配置に対する権利は、その回路配置の創作者に帰属する。回路配置に対する権利は、譲渡できる、または継承により移転できる<sup>196</sup>。

複数の人が共同で回路配置を創作した場合、当該回路配置に対する権利は、彼らに共同で帰属する<sup>197</sup>。

複数の人がそれぞれ別個に同一の回路配置を創作した場合、最先の出願日を有する出願人が、当該回路配置に対する権利を有する。ただし、その登録出願が取消、放棄または拒絶の対象にならないことを前提とする<sup>198</sup>。

雇用契約の履行中に、または雇用契約に基づいて創作された場合、当該創作に対する権利は、別段の明示的規定がない限り、雇用主に帰属する<sup>199</sup>。

回路配置には創作者の名前が記載されるが、創作者が名前を記載されることを希望しない旨の特別な宣言書に署名し、長官に提出する場合を除く。創作者が上記の宣言書を提出するという約束をいずれかの人にしたとしても、そのような約束は無効とみなされる<sup>200</sup>。

#### 3.6.4.3 要件

回路配置の登録出願の出願日は：

---

<sup>193</sup> 本法第 48(1)条

<sup>194</sup> 本法第 48(2)条

<sup>195</sup> 本法第 42(1)(a)条

<sup>196</sup> 本法第 46(1)条

<sup>197</sup> 本法第 46(2)条

<sup>198</sup> 本法第 46(3)条

<sup>199</sup> 本法第 46(4)条

<sup>200</sup> 本法第 46(5)条

- 出願人を特定できる情報と連絡先情報；および
- 登録を求める回路配置の視覚的表現物

が含まれている出願を産業財産庁が受領した日である<sup>201</sup>。

所定の料金が支払われない場合、出願人に書面で通知され、当該通知の受領日から 2 か月以内に支払われなければ、その出願は提出されなかったものとみなされる。

回路配置の出願には、以下をすべて含めなければならない。

- 回路配置の簡潔かつ明確な表示。
- 出願人の名前、住所と国籍の表示、および該当する場合は出願人の常居所の表示。
- 回路配置のコピーまたは図面、およびその集積回路が果たそうとする電子機能を定義づける情報。
- その回路配置が世界のいずれかの場所で最初に商業利用された日の特定、または商業利用が開始されているかどうかの表示。
- 保護を受ける権利を正当化する詳細の提示<sup>202</sup>。

提出された部分的なコピーまたは図面が、その回路配置を十分に特定可能である場合、集積回路の製造方法に関連するコピーまたは図面の部分は省略できる<sup>203</sup>。

出願が受領時に上記のすべての関連情報を含んでいない場合、出願人は書面による不備の通知を受領し、当該通知の受領日から 2 か月以内に必要な補正を提出するよう要求される<sup>204</sup>。出願人が要求された期限内に必要な補正を提出しない場合、その出願は放棄されたものとみなされる<sup>205</sup>。

#### 3.6.4.3.1 出願の取下

産業財産法には、回路配置出願の取下に関する規定はない。ただし、回路配置出願は、産業財産庁に取下請求を手作業で提出することにより取り下げることができる。

#### 3.6.4.4 審査

長官は、回路配置を分類した後、その回路配置が独創的であり商業利用されていない、または 2 年以上にわたり利用されていないことを確認するため、実体審査を行う。さらに長官は、要求されたあらゆる方式情報が提出されているかどうかを確認するため、方式審査も行う<sup>206</sup>。

現在は産業財産庁により方式審査のみが行われており、実体審査が実施される日はまだ確定していない。

#### 3.6.4.5 出願の補正

産業財産法には、回路配置出願の補正に関する規定はない。ただし、回路配置出願の補正請求を産業財産庁に手作業で提出することができる。

---

<sup>201</sup> 本法第 43(1)条

<sup>202</sup> 本法第 42(3)条

<sup>203</sup> 本法第 42(4)条

<sup>204</sup> 本法第 42(2)条

<sup>205</sup> 本法第 42(3)条

<sup>206</sup> 本法第 44(1)条

#### 3.6.4.6 登録または拒絶

回路配置出願は、当該回路配置が方式要件と実体要件を満たしている場合に登録される。出願が登録されると、出願人は登録簿に登録された証明書を受領する。登録簿には、以下が記載される。

- 回路配置の名称；および
- 適切な場合は：
  - その回路配置が世界のいずれかの場所で最初に商業利用された日；さらに
  - 権利者の名前と住所に加え、長官が定める他の詳細<sup>207</sup>。

回路配置の登録は、産業財産庁の長官が定める形式と方法に従い公告される<sup>208</sup>。

### 3.6.5 登録後

#### 3.6.5.1 登録料

支払うべき登録料はない。

#### 3.6.5.2 権利者の権利

回路配置の登録は、その登録された権利者に対し、権限のない人に当該回路配置を利用させない権利を与える<sup>209</sup>。

利用とは、登録された回路配置に関して：

- 集積回路への組込その他により、当該回路配置を全体的または部分的に複製すること；ただし、上記に説明した独創性の要件を満たさない部分の複製による場合を除く；あるいは
- 当該回路配置、当該回路配置が組み込まれた集積回路、または当該回路配置を継続的に含む当該集積回路を組み込んでいる物品を商業目的で輸入、販売または別途配布すること<sup>210</sup>。

回路配置の登録により与えられた権利は、以下の行為を妨げるものではない。

- 保護された回路配置を個人的な非営利目的で複製または使用すること；
- 学術・教育・研究機関において授業、教育または科学研究を目的として、保護された回路配置に関して行われる行為；
- 評価または分析のためだけに、保護された回路配置を複製または使用すること；
- 評価または分析に基づいて創作された独創的な回路配置を集積回路に組み込むこと；
- 当該権利者、当該権利者の同意を得て行動する人、または当該権利者と経済的つながりを持つ人により、当該回路配置が組み込まれた集積回路、または当該集積回路を組み込んでいる物品がモータリヤスまたは外国の市場に置かれた場合における、あらゆる行為；
- 違法に複製された回路配置を組み込んでいる集積回路、または当該集積回路を組み込んでいる物品に関するあらゆる行為であって、その行為を遂行または命令する人が、当該集積回路ま

---

<sup>207</sup> 本法第 44(2)条

<sup>208</sup> 本法第 44(3)条

<sup>209</sup> 本法第 47(1)条

<sup>210</sup> 本法第 2 条に従う定義



たは当該集積回路を組み込んでいる物品を入手する際に、違法に複製された回路配置を組み込んでいることを認識しておらず、認識する合理的理由もなかった場合；

- 第三者により独自に創作された独創的な同一の回路配置に関して、あらゆる場所で遂行される行為；
- 一時的または偶発的にモーリシャスの法域に入った航空機、陸上車両または船舶の本体または装備における、当該回路配置が組み込まれている集積回路または当該集積回路を組み込んでいる物品の使用、あるいは当該航空機、陸上車両または船舶の修理を目的とした予備部品または付属品の輸入<sup>211</sup>。

回路配置が違法に複製されたという通知を受領した人は：

- 当該通知を受領する前に持っていた、または注文していた在庫に関する限り、当該回路配置、当該回路配置が組み込まれている集積回路、または当該回路配置を継続的に含む当該集積回路を組み込んでいる物品を商業目的で輸入、販売または別途配布することができる；さらに
- 新たに交渉されたライセンスに基づいて支払うべき合理的なロイヤルティに相当する金額を権利者に支払う責任を負う<sup>212</sup>。

### 3.6.5.3 登録に関連する料金

登録を取得した際に支払うべき料金はない。

### 3.6.5.4 登録の更新

登録された回路配置に関して支払うべき維持年金はない。

### 3.6.5.5 回路配置の無効

利害関係者は、以下の場合には、回路配置登録の無効を産業財産裁判所に請求できる。

- その回路配置が独創的ではなく、2年以上にわたり商業利用されている。
- その権利者には保護を受ける資格がない<sup>213</sup>。

無効理由が回路配置の一部に関して証明される場合、その対応する登録部分だけが無効となる。無効になった回路配置は、初めから無効であったとみなされる<sup>214</sup>。

産業財産裁判所の判決は長官に通知され、長官はそれを記録し、直ちに公報において当該判決を公示する。

産業財産裁判所の判決が法律上間違っていると不服を抱くあらゆる人は、最高裁判所に上訴できる。この上訴は、最高裁判所の規則が定める方法に従い提起される。最高裁判所へのあらゆる上訴は、産業財産裁判所の判決から 21 日以内に提起しなければならない<sup>215</sup>。

---

<sup>211</sup> 本法第 47(2)条

<sup>212</sup> 本法第 47(3)条

<sup>213</sup> 本法第 49(1)条

<sup>214</sup> 本法第 49(2)条

<sup>215</sup> 本法第 138 条

### 3.6.6 政府機関または第三者による利用

第三者または政府機関は、登録された回路配置の利用を申請することができ、大臣の事務次官が：

- 国家安全保障、栄養摂取、健康その他の国民経済に不可欠な分野の発展を含む、公共の利益のために、保護された回路配置の非営利の公共利用が必要であると確信する；あるいは
- いずれかの出願に関して、権利者またはそのライセンシーによる保護された回路配置の利用方法が反競争的であると判断した後、その反競争的行為を是正する必要があると確信する場合には、

大臣の事務次官は権利者の同意なしに、その申請を許諾することができる<sup>216</sup>。

ただし、当該回路配置の利用は：

- 許諾された範囲、期間および目的に制限される；
- 非独占的でなければならない；さらに
- 大臣の事務次官の許諾の経済的価値、および該当する場合は反競争的行為を是正する必要性を考慮に入れて、適切な報酬を権利者に支払うことを条件とする<sup>217</sup>。

権利者または当該許諾の受益者からの要求に応じて、大臣の事務次官は、両当事者の聴聞後、状況の変化により正当化される場合には、当該回路配置の利用を許諾する決定の条件を変更できる<sup>218</sup>。

権利者からの要求に応じて、大臣の事務次官は、自分の決定の根拠となった状況が存在しなくなり、再発のおそれもない、または当該許諾の受益者が許諾の条件を遵守しなかったと確信する場合、その強制的許諾を解除する<sup>219</sup>。

上記にかかわらず、大臣の事務次官は、当該許諾の受益者の合法的利益を十分に保護するために許諾の維持が正当化されると確信する場合には、許諾を解除しない<sup>220</sup>。

大臣の事務次官により第三者が指定された場合、当該許諾は、その受益者の企業や事業を伴う場合、または当該回路配置が利用されている企業や事業の部分に伴う場合に限り、移転することができる<sup>221</sup>。

大臣の事務次官の許諾を求める申請には、権利者が当該申請者から契約上のライセンスを求める要求を受領したにもかかわらず、当該申請者が合理的期間内に商業上合理的な条件でライセンスを得られなかったことを示す証拠を添付しなければならない<sup>222</sup>。

あらゆる利害関係者は、上記に基づく大臣の事務次官の決定の日から 2 か月以内に、当該決定の司法審査を求めて最高裁判所に上訴できる<sup>223</sup>。

---

<sup>216</sup> 本法第 50(1)条

<sup>217</sup> 本法第 50(2)条

<sup>218</sup> 本法第 50(3)条

<sup>219</sup> 本法第 50(4)条

<sup>220</sup> 本法第 50(5)条

<sup>221</sup> 本法第 50(6)条

<sup>222</sup> 本法第 50(7)条

<sup>223</sup> 本法第 50(8)条

### 3.6.7 権利行使

先述したように、2019年産業財産法は2022年1月31日に施行されたばかりであるため、この新法に基づく回路配置侵害事件は存在しない。我々の知る限り、モーリシャスにおいて回路配置侵害に関連する旧法に基づく事件も存在しない。

#### 3.6.7.1 法執行当局

権利行使は、産業財産庁レベルでは行われない。状況に応じて、被害者は自己の知財権を行使するために、裁判所に訴訟を提起する、または警察に訴えることができる。並行輸入または違法輸入を差し止めるため、モーリシャス歳入庁に水際措置を申請することもできる。司法制度、法執行当局、および民事と刑事の権利行使に基づく異なる救済手段について、以下に考察する。

#### 3.6.7.2 知財保護に関する司法制度と裁判所

モーリシャスは、最高裁判所と下位裁判所の2段階で構成される単一構造の司法制度を有する。第一審裁判所としての最高裁判所は、管轄権を行使する様々な部門で構成されており、補助裁判官法廷（Master's Court）、家事部、商事部、刑事部、調停部があり、さらに上訴管轄権（下位裁判所の判決に対する民事&刑事上訴を審理・裁定する）として、民事上訴裁判所と刑事上訴裁判所（民事と刑事事件において第一審管轄権を行使する最高裁判所の判決に対する上訴を審理・裁定する）が存在する。下位裁判所は、中間裁判所、産業裁判所、地方裁判所、保釈・差戻裁判所およびロドリゲス裁判所で構成される。

##### 3.6.7.2.1 最高裁判所

最高裁判所は、最高裁判所長官、主任普通裁判官および19名の普通裁判官からなる。上位の正式記録裁判所であり、あらゆる民事と刑事事件を審理・裁定する無制限の管轄権を有する。英国高等法院と同様の第一審管轄権を有し、エクイティ裁判所として管轄権を行使するために必要な権限と権能を与えられている。さらに最高裁判所は、正義が十分に果たされるように、下位裁判所に対する監督的管轄権も行使する。最高裁判所は、議会により制定されたあらゆる法律が憲法の規定に抵触するかどうかを判断する権限を含む、憲法の規定に抵触するかどうかを判断する唯一の権限を有する。

#### 最高裁判所の商事部

最高裁判所の商事部は、2009年に行政的に設立された。この部門には、最高裁判所長官により任命された2名の普通裁判官がいる。商事部は、2009年破産法と会社法に基づいて生じる事件、金融・為替手形・海外事業・特許・商標・詐称通用に関する紛争、トレーダー間の紛争と関連事件を検討・審理・裁定すると共に、商業的性質のあらゆる問題を全般的に処理する。

#### 最高裁判所の刑事部

刑事管轄権を行使する最高裁判所は、犯罪または軽罪を犯して告発された人を審理する権限を有する。

刑事事件の場合、被害者は公訴局長官に訴状を提出し、公訴局長官は国家を代表して国家の費用で訴追できる。公訴局長官が訴追を拒否した場合、被害者またはその代理人が訴追できる。刑事裁判は、裁判長と9名の陪審員の前で、または陪審員がない裁判長の前で行われる。最も一般的な模倣品に関する刑事裁判は、陪審員がない裁判長の前で行われる。

### 3.6.7.2.2 下位裁判所

#### 中間裁判所

中間裁判所は、裁判所法に基づいて設立され、ロドリゲス島を含む、島全体の民事と刑事管轄権を有する。2名の首席裁判官、2名の副首席裁判官および民事制定法に基づき定められた人数の中間裁判所裁判官からなる。

#### 中間裁判所の民事管轄権

中間裁判所は、勘定残高その他によるかどうかを問わず、係争対象の請求または主題が 500,000 MUR (1,512,280 日本円) を超えないすべての民事事件において管轄権を有する。中間裁判所の法廷は、首席裁判官により決定される 1 名またはそれ以上の裁判官で構成される。

#### 刑事管轄権

中間裁判所は、刑法典の特定の条項に基づき公訴局長官により付託された重大な刑事犯罪、および他のあらゆる法令に基づき中間裁判所が審理できる他の犯罪について、審理・裁定する管轄権を有する。有罪判決を受けた犯罪者に対し、15 年を超えない期間の重懲役および 10 年を超えない期間の禁錮を科す権限を有する。

### 3.6.7.2.3 地方裁判所

地方裁判所は、モーリシャス島に 10 件、ロドリゲス島に 1 件ある。地方裁判所は、法律の規定に従い民事と刑事双方の事件を審理・裁定する管轄権を有する。各地方裁判所は、1 名の地方裁判官と、最高裁判所長官により決定された人数の地方裁判官で構成される。

#### 地方裁判所の民事管轄権

地方裁判所は、係争対象の請求または主題が 50,000 MUR (151,228 日本円) を超えないすべての民事事件において管轄権を有する。

#### 刑事管轄権

地方裁判所は、5 年を超えない禁錮期間および 100,000 MUR (302,456 日本円) を超えない罰金の処罰に値する刑事事件を審理・裁定する権限と管轄権を有する。

### 3.6.7.2.4 枢密院司法委員会

英国における枢密院司法委員会は、モーリシャスの最終的な上訴管轄権である。枢密院司法委員会に上訴するには、当事者が不服とする判決を下した下級裁判所による許可が必要となる。この許可がない場合、委員会による上訴許可が必要である。場合によっては、正当な権利としての上訴があり、わずかに異なる手続が適用される。

民事事件では、当事者の主張が一般的に重要な問題点を提起していると下級裁判所が認める場合、下級裁判所は通常、当事者に上訴を許可する。

### 3.6.7.3 救済手段

回路配置はその所有者に対し、権限のない人に当該回路配置を利用させない権利を与える。本法第 139 条の観点から、保護権原の保有者またはライセンサー以外の人モーリシャスで、当該保有者の同意なしに当該回路配置を利用すれば、違法である。当該回路配置を故意に利用するあらゆる人は、罪を

犯しており、有罪判決を受けると、250,000 MUR（756,140.00 日本円）を超えない罰金および5年を超えない期間の禁錮を科せられる。

本法第140条に従い、回路配置の利用行為は、不公正な行為にも相当し、損害賠償請求を引き起こす可能性があり、2002年不正行為防止法に従い訴追される。2002年不正行為防止法の観点から、あらゆる産業または商業活動の過程において誠実な慣行に反するあらゆる行為または慣行は、違法である。有罪判決を受けると、そのような行為または慣行に及んだ人は、250,000 MUR（756,140.00 日本円）を超えない罰金および5年を超えない期間の禁錮を科せられる。

### 3.7 実用新案

モーリシャスの実用新案は、2019年産業財産法と2022年産業財産施行規則に準拠している。

特許と同様、実用新案は新規の技術発明を保護し、他者が権利者の同意なしに保護された発明を商業利用できないようにする限定的な独占的権利を与える。実用新案は小特許とも呼ばれ、既存の装置、構造または構成要素の配置の変更に関連した新規の技術的解決策であって、その対象物には、何らかの機器、器具、手工芸品、機械化に加え、遺伝資源、薬草および栄養学的処方物の製品といった、実用性があり、新規の効果をもたらす製品が含まれる。

特許と実用新案との違いは、実用新案として登録を受ける発明には進歩性がなくてもよいという点にある。

#### 3.7.1 定義

実用新案とは、対象物の新規の形状、構造または構成要素からなり、その機能性または有用性を高める技術的創作物をいう<sup>224</sup>。

#### 3.7.2 要件

発明は、新規で産業上利用可能である場合に、実用新案として登録できる<sup>225</sup>。

##### 3.7.2.1 新規性

モーリシャスでは絶対的新規性が要求されており、発明は先行技術により開示されていない場合に、新規とみなされる<sup>226</sup>。

先行技術には、登録出願の出願日より前または該当する場合は優先日より前に、有形の形式による公表、口頭による開示、使用その他の方法で、世界中のいずれかの場所で一般に開示されたあらゆるものが含まれる。

以下の場合、開示は先行技術とはみなされない。

- 出願日または優先日に先行する12か月以内に開示された；さらに

---

<sup>224</sup> 本法第2条に従う定義

<sup>225</sup> 本法第27(1)条

<sup>226</sup> 本法第27(2)条

- 出願人やその前権利者による行為の結果として、または出願人やその前権利者に対する第三者の不正行為の結果として開示された場合<sup>227</sup>。

したがってモーリシャスは、出願人やその前権利者による開示、または第三者の不正行為による開示に関して、12 か月の新規性喪失の猶予期間を設けている。

### 3.7.2.2 産業上の利用可能性

発明は、いずれかの産業で製造または使用できる場合、産業上利用可能である<sup>228</sup>。

### 3.7.2.3 実用新案保護から除外される主題<sup>229</sup>

以下の発明は、実用新案保護から除外される。

- 発見、科学理論、数学的方法；
- 文学・演劇・音楽・芸術作品および他の美的創作物；
- 事業、純粋に精神的な行為およびゲームを行うための計画、規則または方法；
- コンピュータ・プログラム；
- 微生物を除く、植物と動物およびこれらの部分、さらに非生物学的的方法と微生物学的方法を除く、植物と動物およびこれらの部分を生産するための本質的に生物学的方法；
- その主要な用途または意図される用途が公序良俗に反する発明；
- 主題がプロセスまたは方法である発明。

### 3.7.3 保護期間

実用新案の登録は、その出願日から6年間にわたり有効である<sup>230</sup>。登録は、さらに2回の連続する2年間の更新が可能である<sup>231</sup>。

### 3.7.4 出願／登録手続

#### 3.7.4.1 出願の場所

実用新案出願は、産業財産庁長官が定める方法に従い長官に提出すると同時に、現在 10,000 MUR (30,245.60 日本円) である出願料を支払わなければならない<sup>232</sup>。出願は、ポート・ルイスの 11th Floor, Sterling House, Lislet Geoffroy Street に所在する産業財産庁に手作業で提出しなければならない。

---

<sup>227</sup> 本法第2条に従う定義

<sup>228</sup> 本法第27(3)条

<sup>229</sup> 本法第26条

<sup>230</sup> 本法第32条

<sup>231</sup> 本法第32(2)条

<sup>232</sup> 本法第28(a)条

### 3.7.4.2 適格性

実用新案を受ける権利は、発明者に帰属する<sup>233</sup>。複数の人が共同で発明を創出した場合、実用新案を受ける権利は、彼らに共同で帰属する<sup>234</sup>。別段の合意がない限り、各発明者は当該実用新案を受ける権利に関して平等かつ不可分の持分を有する。

複数の人がそれぞれ別個に同一の発明を創出した場合、最先の出願日または優先権が主張されている場合は最先の有効な優先日を有する出願人が、実用新案を受ける権利を有する。ただし、その出願が取消、放棄または拒絶の対象にならないことを前提とする<sup>235</sup>。

雇用契約の履行中に、または雇用契約に基づいて、発明が創出された場合、実用新案を受ける権利は、別段の契約規定がない限り、雇用主に帰属する。注意すべき点として、雇用主が得た経済的利益が当該従業員の給料と比べて不釣り合いに大きく、当該従業員を雇った時点で当該従業員の独創性から雇用主が抱いた合理的な利益の期待よりも不釣り合いに大きい場合、当該従業員は、当該発明の利用から雇用主が直接的または間接的に得た純利益の 3 分の 1 以上の適切な報酬を受ける権利を有する<sup>236</sup>。

- 雇用契約の履行中ではなく、雇用契約に基づかない状況で、従業員が発明を創出したが、
- 当該従業員がその発明を創出する際に、雇用主の材料、データまたはノウハウを使用した場合、
- 実用新案を受ける権利は、別段の契約規定がない限り、雇用主に帰属するが、当該従業員は、当該発明の利用から雇用主が直接的または間接的に得た純利益の 3 分の 1 以上の適切な報酬を受ける権利を有する<sup>237</sup>。

雇用契約の終了日から 1 年以内に従業員が提出した実用新案出願においてクレームされた発明は、元雇用主の主要事業の範囲内にある場合には、終了した雇用契約に基づいて創出されたと推定される。ただし、当該従業員が反証を提出する場合を除く<sup>238</sup>。

重要な点として、発明者が上記に基づき受ける権利のあるあらゆる報酬を放棄するという約束を雇用主に対して行っていたとしても、そのような約束は無効とみなされる。

報酬を支払う雇用主の義務は、登録可能な実用新案の発明の創出と利用から生じる。雇用主が実用新案を獲得できない、または獲得しないことを理由に、従業員に報酬を支払う義務が免除されることはない<sup>239</sup>。

雇用主は、従業員から発明の創出に関する連絡を受けた日から 60 日以内に、その発明には関心がないため、当該従業員が独占的に実用新案を受ける権利を得てよいという趣旨の書面通知を当該従業員に送ることができる。雇用主がこのような通知を送付しない場合、その発明に関心があるとみなされる<sup>240</sup>。

---

<sup>233</sup> 本法第 12(1)条

<sup>234</sup> 第 12(2)条

<sup>235</sup> 第 12(3)条

<sup>236</sup> 本法第 12(4)(a)条と第 12(4)(b)条

<sup>237</sup> 本法第 12(5)条

<sup>238</sup> 本法第 12(6)条

<sup>239</sup> 本法第 12(8)(a)条

<sup>240</sup> 本法第 12(8)(b)条

従業員が発明の商業利用を行う場合、雇用主は、当該従業員がその発明を創出する際に使用した材料、データまたはノウハウの経済的価値に比例した報酬を受ける権利がある<sup>241</sup>。

雇用主が従業員から発明の創出に関する連絡を書面で受けた日から1年以内に、実用新案出願を提出しない場合、実用新案を受ける権利は当該従業員に帰属する<sup>242</sup>。

実用新案を受ける権利は譲渡できる、または継承により移転できる<sup>243</sup>。

発明者は実用新案に発明者として名前を記載されるが、長官にそうしないよう書面で要求する場合を除く。発明者が発明者として名前を記載されないよう要求するという約束をいずれかの人に対して行っていたとしても、そのような約束は無効とみなされる<sup>244</sup>。

### 3.7.4.3 要件

実用新案は、所定のフォームを用いて産業財産庁長官に手作業で提出すると同時に、所定の料金を支払わなければならない。所定の料金が支払われない場合、長官は出願人に書面で通知し、当該通知の受領日から2か月以内に支払われなければ、その出願は提出されなかったものとみなされる。

実用新案出願には、以下を含めなければならない。

- 委任状（公証されたもの）（出願と一緒に提出しなければならない、または出願時に委任状が入手できない場合は、出願日から2か月以内に提出する）；
- 発明の名称、明細書およびクレームに加え、あらゆる図面と英語による要約（出願日に必要）；
- 該当する場合は、発明の譲渡証（後日提出できるが、期限は設定されていない）；
- 宣誓書付き英訳文が添付された優先権証明書（後日提出する場合、出願人は優先権証明書の提出を求める長官の書面要求から3か月以内に提出する。この3か月の期限は、正当な理由を示せば長官により延長可能。優先権証明書が英語ではない場合、要求日から6か月以内に英訳を提出しなければならない）<sup>245</sup>。

出願人の住所または主たる営業地がモーリシャス以外の場合、モーリシャスに居住し開業している弁護士、または大臣により承認された代理人が、当該出願人の代理を務めなければならない<sup>246</sup>。

出願人やその前権利者による行為の結果として、または出願人やその前権利者に対する第三者の不正行為の結果として開示が生じた場合、出願人は出願フォームにおいて指摘し、出願時または出願日から1か月以内に、その開示の十分な詳細を書面で提出する<sup>247</sup>。

展示会で開示された場合、出願人は、当該展示会の主催者または責任者により発行され、正式に認証された証明書を提出する。この証明書には、当該展示会の詳細に加え、その発明が実際にそこで展示されたという表明が記載されなければならない<sup>248</sup>。

---

<sup>241</sup> 本法第12(8)(c)条

<sup>242</sup> 本法第12(9)条

<sup>243</sup> 本法第12(10)条

<sup>244</sup> 本法第12(11)条

<sup>245</sup> 本法第29(1)条

<sup>246</sup> 本法第136条

<sup>247</sup> 産業財産施行規則の規則12(1)

<sup>248</sup> 産業財産施行規則の規則12(1)



### 3.7.4.3.1 明細書の内容

明細書は、以下に従う。

- 発明を当業者が実施できるように十分に明瞭かつ完全な方法で発明を説明し開示する；さらに
- 出願日または該当する場合は優先日の時点で発明者が認識している、発明を実施するベストモードを示す<sup>249</sup>。

発明に対して実用新案が請求されており、別の実用新案出願の明細書の説明によるものを含め、その発明を実施するプロセスが一般に知られていない場合、その実用新案出願は、当業者が当該プロセスを実施できるように十分に明確かつ完全な方法で、当該プロセスを説明しなければならない。

その明細書において、出願日の時点で当業者が不当な実験を必要とせずに当該発明を実施・使用できる十分な情報が示されている場合、そのクレームされた発明の明細書は十分に明瞭かつ完全であるとみなされる。

明細書は、該当する場合は、以下を明確に特定する。

- その発明を創出する際に直接的または間接的に使用された、モーリシャスで収集された遺伝資源または生物資源の出所；および
- モーリシャスの事前の十分な情報に基づく同意を得て、そのクレームされた発明を創出する際に直接的または間接的に使用された上記資源に関連する、または関連しない伝統的知識のあらゆる要素<sup>250</sup>。

長官は、実用新案の登録前のあらゆる時点で、技術の普及を保証するために、外国実用新案出願の明細書をモーリシャス国民の当業者に適応させるよう要求できる。

### 3.7.4.3.2 クレーム<sup>251</sup>

出願のクレームは、以下に従う。

- 保護を求める主題を定義する；
- 明瞭簡潔に表現する；さらに
- 出願日の時点で出願人がクレームされた発明を所有していたことを当業者に合理的に伝達しているクレームの場合、明細書に十分な裏付けを含める。

### 3.7.4.3.3 図面

出願人は、発明を理解するのに必要であれば、図面を出願に添付する<sup>252</sup>。

出願が添付されていない図面に言及している場合、長官は欠落した図面の提出を出願人に要求できる。出願人がこの要求に応じない場合、長官は当該図面へのあらゆる言及を存在しないものとして扱う<sup>253</sup>。

---

<sup>249</sup> 本法第 13(3)(a)条

<sup>250</sup> 本法第 13(3)(d)条

<sup>251</sup> 本法第 13(4)条

<sup>252</sup> 本法第 13(5)条

<sup>253</sup> 本法第 17(5)条

#### 3.7.4.3.4 要約

明細書の要約は、以下に従う。

- 明瞭簡潔に表現する；
- 技術情報としての役割のみを果たす；
- 保護の範囲を解釈する目的で考慮されることはない；さらに
- 長官から別段の指示がない限り、50 語以上 150 語以内とする<sup>254</sup>。

#### 3.7.4.3.5 微生物の寄託<sup>255</sup>

実用新案保護を求める発明が、一般に入手できない微生物を使用する、またはこれに関係しており、実用新案出願において当業者が発明を実行可能な方法で当該微生物を説明できない場合、以下の要件を満たさなければならない。

- ブダペスト条約に従い、国際寄託機関にサンプルを寄託しなければならない；
- その出願には、寄託した微生物に関して出願人が知っているすべての情報を記載しなければならない；
- 出願人はその国際寄託機関の名称を示し、当該機関により発行された寄託受領書のコピーを添付しなければならない。

国際寄託機関の寄託受領書のコピーは、出願日から 3 か月以内に提出すべきである。早期公開請求を提出する場合、当該請求の提出前に寄託受領書のコピーを提出しなければならない<sup>256</sup>。

#### 3.7.4.3.6 出願日

出願が所定料金と一緒に提出され、以下を含んでいる場合：

- 実用新案の登録を求めるという明示的または黙示的な表示；
- 出願人を特定できる情報および産業財産庁が出願人に連絡可能な場所の表示；さらに
- 第 3.7.4.3.1 項に基づき記載された発明の明細書<sup>257</sup>；

長官は提出日から 1 週間以内に、出願日の通知書を発行する。出願の受領日が出願日とみなされる。

出願が受領時に上記の要件を満たしていない場合、長官は自己が定める期間内に必要な補正を提出するよう出願人に要求する<sup>258</sup>。出願人がこの期間内に必要な補正を提出しない場合、その出願は放棄されたとみなされる<sup>259</sup>。

出願が添付されていない図面に言及する場合、長官は欠落した図面の提出を出願人に要求できる。長官は、欠落した図面の受領日を出願日として認める。出願人が欠落した図面を提出しない場合、長官は、出願の受領日を出願日として認め、当該図面へのあらゆる言及を存在しないものとして扱う<sup>260</sup>。

長官は出願に出願日を与えた後、国際分類に従い発明を分類する<sup>261</sup>。

---

<sup>254</sup> 本法第 13(6)条

<sup>255</sup> 本法第 13(3)(f)条および産業財産施行規則の規則 11(1)

<sup>256</sup> 産業財産施行規則の規則 11(2)

<sup>257</sup> 本法第 29(1)条

<sup>258</sup> 本法第 29(2)(a)条

<sup>259</sup> 本法第 29(2)(b)条

<sup>260</sup> 本法第 17(3)条

<sup>261</sup> 本法第 17(4)条

#### 3.7.4.3.7 出願の取下

出願人は、出願が登録される前に、所定料金の支払により出願を取り下げることができる。所定のフォームを手作業で産業財産庁に提出することにより、出願を取り下げることができる<sup>262</sup>。

出願が一般閲覧のために公開されることなく取り下げられ、その出願に関連していかなる権利も主張されていない、または未処理の権利が存在しない場合、同一の発明に関して後に出願を提出することができる<sup>263</sup>。ゆえにこの取り下げられた出願は、後の出願に対する先行技術にはならない。

後の出願の提出時に、この取り下げられた出願の優先権を主張することはできない<sup>264</sup>。

#### 3.7.4.4 審査

長官は発明を分類した後、その発明が新規であり、産業上利用可能であることを確認するため、実体審査を行う。さらに長官は、要求されたあらゆる方式情報が提出されているかどうかを確認するため、方式審査も行う<sup>265</sup>。

現在は産業財産庁により方式審査のみが行われており、実体審査が実施される日はまだ確定していない。

#### 3.7.4.5 出願の補正

実用新案権者は、補正請求を手作業で提出し、現在は未確定の所定料金を支払うことにより、与えられた保護の範囲を減縮するために、実用新案の明細書と図面を変更することができる<sup>266</sup>。出願当初にクレームされた保護の範囲を超えて、実用新案に基づく保護の範囲を広げる変更は、認められない。

#### 3.7.4.6 登録または拒絶

実用新案出願が方式要件を満たしている場合、当該実用新案は登録される。

実用新案が登録された場合：

- 当該実用新案が適切な登録簿に登録される；
- 出願人は、当該実用新案の登録証と明細書のコピーを受領する；
- 詳細が公報において公告される<sup>267</sup>。

利害関係者は、所定の料金を支払うことにより、当該実用新案のコピーを入手できる。

出願が拒絶された場合、出願人は当該拒絶の通知を書面で受領する。

#### 3.7.4.7 特許出願または実用新案出願の変更

特許の付与または拒絶より前のあらゆる時点で、特許出願人は所定の料金を支払うことにより、自己の出願を実用新案出願に変更することができる。実用新案証の付与または拒絶より前のあらゆる時点

---

<sup>262</sup> 本法第 13(8)(a)条

<sup>263</sup> 本法第 13(8)(b)条

<sup>264</sup> 本法第 13(8)(c)条

<sup>265</sup> 本法第 30 条

<sup>266</sup> 本法第 14(2)条

<sup>267</sup> 本法第 30 条

で、実用新案証を求める出願人は所定の料金を支払うことにより、自己の出願を特許出願に変更することができる<sup>268</sup>。

変更された出願は、状況に応じて最初の特許出願または実用新案出願の出願日を与えられる。特許または実用新案の変更出願は、1回しか行えない<sup>269</sup>。

### 3.7.5 登録後

#### 3.7.5.1 登録料

支払うべき登録料はない。

#### 3.7.5.2 権利者の権利

実用新案の登録はその所有者に対し、登録された実用新案に含まれる発明を他者が利用できないようにする権利を与える<sup>270</sup>。

利用とは、以下のことを意味する。

製品である実用新案発明に関して：

- 当該製品を製造、輸入、販売申込、販売または使用すること；
- 上記のいずれかの目的のために、当該製品を保管すること。

プロセスである実用新案発明に関して：

- 当該プロセスを活用すること；
- 当該プロセスにより直接得られた製品を製造・輸入・販売申込・販売・使用すること<sup>271</sup>。

当該所有者の権利は、当該実用新案の出願に明記されたクレームにより定義される<sup>272</sup>。

実用新案の登録により与えられた権利は、以下の行為には適用されない。

- 当該実用新案権者により、またはその同意を得てモーリシャスまたは外国の市場に置かれた物品に関する行為；
- 一時的または偶発的にモーリシャスの領空、領土または領海に入った他国の航空機、陸上車両または船舶における物品の使用；
- 非商業的規模または非商業的目的で個人的に行われる行為であって、実用新案権者の経済的利益を著しく害さないもの；
- 登録された医師、歯科専門医または歯科医による処方箋に従う、個人用薬剤に関する薬局における必要に応じた調剤行為；
- 実用新案発明の主題に関する実験的および科学的研究のための行為；
- 学術環境における行為であって、その活動の成果を公共利用に提供することを目的としており、実用新案権者の経済的利益を著しく害さないもの；

---

<sup>268</sup> 本法第 33(1)(a) 条と第 33(1) (b) 条

<sup>269</sup> 本法第 33(1)(c) 条

<sup>270</sup> 本法第 31(1)(a) 条

<sup>271</sup> 本法第 2 条に従う定義

<sup>272</sup> 本法第 31(1)(b) 条

- 実用新案が付与された出願の出願日または該当する場合は優先日より前に、善意でモーリシャスにおいて当該発明を使用していた、または使用するために実際に本格的な準備をしていた人による行為；
- いずれかの製品の製造・組立・使用・販売に適用されるモーリシャスまたは外国の法律に基づき要求される情報の開発と提出に合理的に関連する使用のみを目的とした、あらゆる人による実用新案発明の製造・組立・使用・販売のための行為<sup>273</sup>。

### 3.7.5.3 登録に関連する料金

登録後の実用新案を維持するために、維持年金のみを支払う必要がある。

### 3.7.5.4 登録の更新

実用新案の登録は、以下を条件として、さらに2回の連続する2年間の更新が可能である。

- 所定の期間内における所定の更新料の支払；および
- 所定の条件が満たされていること<sup>274</sup>。

更新料は以下の表に示される。

更新料	RUM	日本円
第1期間	3,000	9,073,68
第2期間	5,000	15,122,8

上記の更新料が所定の期間内に支払われない場合、長官は、更新料と1,000 MUR (3,024.56 日本円)の延滞料を追納できる6か月の猶予期間を実用新案権者に与える。この6か月以内に更新料が支払われない場合、当該実用新案登録は失効する<sup>275</sup>。

### 3.7.5.5 実用新案の無効

利害関係者は、以下の場合には、実用新案登録の無効を産業財産裁判所に請求できる。

- その実用新案にクレームされた発明が、実用新案保護から除外されている；
- その出願は新規ではなく、産業上利用可能でもない；
- その実用新案権者は、発明者ではなく発明者の権利承継人でもない；
- その実用新案権者は、当該実用新案を登録するために、不公正な行為に関与したことが証明される<sup>276</sup>。

無効理由が発明の一部に関して証明される場合、その対応するクレームだけが無効となる。無効になった実用新案は、初めから無効であったとみなされる<sup>277</sup>。

<sup>273</sup> 本法第31(2)条

<sup>274</sup> 本法第32(2)条

<sup>275</sup> 本法第32(3)条

<sup>276</sup> 本法第34(1)条

<sup>277</sup> 本法第34(2)条

産業財産裁判所の判決は、長官に通知され、長官はそれを記録し、直ちに公報において当該判決を公示する<sup>278</sup>。

産業財産裁判所の判決が法律上間違っていると不服を抱くあらゆる人は、最高裁判所に上訴できる。この上訴は、最高裁判所の規則が定める方法に従い提起される。最高裁判所へのあらゆる上訴は、産業財産裁判所の判決から 21 日以内に提起しなければならない<sup>279</sup>。

### 3.7.6 権利行使

#### 3.7.6.1 法執行当局

先述したように、2019 年産業財産法は 2022 年 1 月 31 日に施行されたばかりであるため、この新法に基づく実用新案侵害事件は存在しない。我々が知る限り、モーリシャスにおいて旧法に基づく実用新案侵害に関連する事件も存在していない。

#### 3.7.6.2 知財保護に関する司法制度と裁判所

モーリシャスは、最高裁判所と下位裁判所の 2 段階で構成される単一構造の司法制度を有する。第一審裁判所としての最高裁判所は、管轄権を行使する様々な部門で構成されており、補助裁判官法廷（Master's Court）、家事部、商事部、刑事部、調停部があり、さらに上訴管轄権（下位裁判所の判決に対する民事&刑事上訴を審理・裁定する）として、民事上訴裁判所と刑事上訴裁判所（民事と刑事事件において第一審管轄権を行使する最高裁判所の判決に対する上訴を審理・裁定する）が存在する。下位裁判所は、中間裁判所、産業裁判所、地方裁判所、保釈・差戻裁判所およびロドリゲス裁判所で構成される。

##### 3.7.6.2.1 最高裁判所

最高裁判所は、最高裁判所長官、主任普通裁判官および 19 名の普通裁判官からなる。上位の正式記録裁判所であり、あらゆる民事と刑事事件を審理・裁定する無制限の管轄権を有する。英国高等法院と同様の第一審管轄権を有し、エクイティ裁判所として管轄権を行使するために必要な権限と権能を与えられている。さらに最高裁判所は、正義が十分に果たされるように、下位裁判所に対する監督的管轄権も行使する。最高裁判所は、議会により制定されたあらゆる法律が憲法の規定に抵触するかどうかを判断する権限を含む、憲法の規定に抵触するかどうかを判断する唯一の権限を有する。

#### 最高裁判所の商事部

最高裁判所の商事部は、2009 年に行政的に設立された。この部門には、最高裁判所長官により任命された 2 名の普通裁判官がいる。商事部は、2009 年破産法と会社法に基づいて生じる事件、金融・為替手形・海外事業・特許・商標・詐称通用に関する紛争、トレーダー間の紛争と関連事件を検討・審理・裁定すると共に、商業的性質のあらゆる問題を全般的に処理する。

#### 最高裁判所の刑事部

刑事管轄権を行使する最高裁判所は、犯罪または軽罪を犯して告発された人を審理する権限を有する。

刑事事件の場合、被害者は公訴局長官に訴状を提出し、公訴局長官は国家を代表して国家の費用で訴追できる。公訴局長官が訴追を拒否した場合、被害者またはその代理人が訴追できる。刑事裁判は、

<sup>278</sup> 本法第 34(4)条。

<sup>279</sup> 本法第 138 条

裁判長と 9 名の陪審員の前で、または陪審員がいない裁判長の前で行われる。最も一般的な模倣品に関する刑事裁判は、陪審員がいない裁判長の前で行われる。

### 3.7.6.2.2 下位裁判所

#### 中間裁判所

中間裁判所は、裁判所法に基づいて設立され、ロドリゲス島を含む、島全体の民事と刑事管轄権を有する。2 名の首席裁判官、2 名の副首席裁判官および民事制定法に基づき定められた人数の中間裁判所裁判官からなる。

#### 中間裁判所の民事管轄権

中間裁判所は、勘定残高その他によるかどうかを問わず、係争対象の請求または主題が 500,000 MUR (1,512,280 日本円) を超えないすべての民事事件において管轄権を有する。中間裁判所の法廷は、首席裁判官により決定される 1 名またはそれ以上の裁判官で構成される。

#### 刑事管轄権

中間裁判所は、刑法典の特定の条項に基づき公訴局長官により付託された重大な刑事犯罪、および他のあらゆる法令に基づき中間裁判所が審理できる他の犯罪について、審理・裁定する管轄権を有する。有罪判決を受けた犯罪者に対し、15 年を超えない期間の重懲役および 10 年を超えない期間の禁錮を科す権限を有する。

### 3.7.6.2.3 地方裁判所

地方裁判所は、モーリシャス島に 10 件、ロドリゲス島に 1 件ある。地方裁判所は、法律の規定に従い民事と刑事双方の事件を審理・裁定する管轄権を有する。各地方裁判所は、1 名の地方裁判官と、最高裁判所長官により決定された人数の地方裁判官で構成される。

#### 地方裁判所の民事管轄権

地方裁判所は、係争対象の請求または主題が 50,000 MUR (151,228 日本円) を超えないすべての民事事件において管轄権を有する。

#### 刑事管轄権

地方裁判所は、5 年を超えない禁錮期間および 100,000 MUR (302,456 日本円) を超えない罰金の処罰に値する刑事事件を審理・裁定する権限と管轄権を有する。

### 3.7.6.2.4 枢密院司法委員会

英国における枢密院司法委員会は、モーリシャスの最終的な上訴管轄権である。枢密院司法委員会に上訴するには、当事者が不服とする判決を下した下級裁判所による許可が必要となる。この許可がない場合、委員会による上訴許可が必要である。場合によっては、正当な権利としての上訴があり、わずかに異なる手続が適用される。

民事事件では、当事者の主張が一般的に重要な問題点を提起していると下級裁判所が認める場合、下級裁判所は通常、当事者に上訴を許可する。

### 3.7.6.3 救済手段

実用新案はその所有者に対し、権限のない人に当該発明を利用させない権利を与える。実用新案の権利は、実用新案出願に明記されたクレームにより定義される。

本法第 139 条の観点から、保護権原の保有者またはライセンシー以外の人による、当該保有者の同意のないモータリシヤスにおける実用新案により保護される発明の利用は、違法である。故意に当該発明を利用するあらゆる人は、罪を犯しており、有罪判決を受けると、250,000 MUR (756140.00 日本円) を超えない罰金および 5 年を超えない期間の禁錮を科せられる。

本法第 140 条に従い、実用新案により定義された発明の利用行為は、不公正な行為にも相当し、損害賠償請求を引き起こす可能性があり、2002 年不正行為防止法に従い訴追される。2002 年不正行為防止法の観点から、あらゆる産業または商業活動の過程において誠実な慣行に反するあらゆる行為または慣行は、違法である。有罪判決を受けると、そのような行為または慣行に及んだ人は、250,000 MUR (756,140.00 日本円) を超えない罰金および 5 年を超えない期間の禁錮を科せられる。



## 4. モーリシャスにおける模倣品と侵害品

### 4.1 モーリシャスにおける模倣品と侵害品の定義

本法の定義によれば、標章とは、特定の企業の商品または役務を他の企業のものから識別可能にする、視覚的に認識可能な標識または標識の組合せである<sup>280</sup>。これには、単語、文字、数字、図形、絵、色の組合せ、商品／その部分の形状、または商品のパッケージその他の体裁が含まれる<sup>281</sup>。

特定の標章に対する独占的権利は、登録により与えられる。第三者は登録商標をその登録対象の商品と役務に関して使用する前に、登録商標権者の書面による同意を得る必要がある。書面による同意を得ない場合、登録商標権者は、当該商標を使用する人または侵害を生じるおそれのある行為をする人を相手取り訴訟を起こすことができる。

### 4.2 模倣品と侵害品の現状

モーリシャスは模倣品の製造国でもあり、アジアからアフリカおよび欧州連合に向けた模倣品の経由国でもある。模倣品は、繊維製品、化粧品や時計から医薬品やタバコに至るまで多岐にわたる。島内では、高級ブランドの模倣衣料品やアクセサリーが、観光客向けの店も含めて、広範囲に入手可能である。

モーリシャスは、アフリカにおける模倣品の中心地とはみなされていない。アフリカにおける模倣品の中心地となっているのは、南アフリカとモザンビークである。これらの市場のすぐ後を追うように、ナイジェリアが続いている。

モーリシャスにおける模倣品は、一つの産業に限られておらず、自動車用品とファッション雑貨の模倣品を隣り合わせに見つけることができる。モーリシャスには、正規品と称しながら誤認を招く方法で消費者に侵害品を販売する一次模倣者と侵害者が存在しており、ブランド所有者だけでなく二次模倣者や侵害者とも直接競合している。このような侵害はますます露骨になっており、価格が大幅に引き下げられ、消費者は模倣品や侵害品を購入していることを認識している。

著作権を侵害する海賊版は、メディア（共有するために物理的な構成要素を使用しないソフト製品）を通して、または物理的に（映画、ビデオゲームや音楽を収録したディスクなどのハード製品を通して）配布されている。

#### 4.2.1 市場の名前と場所

市場の適切な名前と場所は常に、関係する製品の種類によって異なる。例えば、高級ブランド衣料の模倣品は、観光客向けの高級ブランド店だけでなく、国内の衣料市場でも見つかる。模倣医薬品は、正規品と模倣品の双方を取り扱う薬局で見つまっている。予備部品の場合、正規品と模倣品のどちらもある。

---

<sup>280</sup> 本法第2条に従う定義

<sup>281</sup> 本法第2条に従う定義

モーリシャスにおける模倣品は、以下の市場で見つかっている。

**ポート・ルイス中央市場**は、コルドリー・ストリート 9 番にある。この市場は安全ではなく、強制捜査を実施する際は非常に高いリスクを伴うが、税関の立会の下で強制捜査を行うことができる。この市場で見つかる典型的な模倣品は、繊維製品、衣料品、ガラス彫刻と楽器である。

**グラン・ベ・ビザール**は、グラン・ベという町にある市場である。この市場に付随するリスクは高く（ポート・ルイスほど高くはないが）、この市場で見つかる典型的な商品は、宝飾品、ハンドバッグおよびカシミア織物である。この市場の侵害者は、正規品を展示している場合もあるが、客に渡す際に模倣品にすり替える。倉庫を特定し、強制捜査を成功させるには、この市場の詳細な調査が必要である。

**カトル・ボルヌ・マーケット・フェア**は、プレーン・ウィルヘルム県にあり、高いリスクを伴う。この市場で販売される典型的な商品は、ネックレス、香水およびファッション雑貨である。この市場は大勢の人で混み合うため、迅速な強制捜査が最高の成果をもたらす。

**マエブール・マーケット**は、マエブールにあり、電子機器やファッション雑貨を販売している。この市場は、出入口が複雑で内側がとても狭いため、高いリスクを伴う。

上記すべての市場は、税関の支援があれば、今も強制捜査が可能である。

#### 4.2.2 市場における模倣品と侵害品の対象

モーリシャスでは、ほぼすべてのブランド製品が模倣の対象となっている。このような製品には、DVD、音楽（音声と映像）、コンピュータゲーム、ビジネスソフトウェア、ファッション製品、自動車、アルコールとタバコおよび玩具がある。消費者の大半は、模倣品を消費する悪影響について無知であるために模倣品を購入している。模倣品を消費する極めて深刻な潜在的影響として、健康リスクおよび生命の危険や喪失がある。これに対処する最善の方策は、税関と警察当局を対象にブランド識別トレーニングのセミナーを実施し、モーリシャスにおける模倣品の発見と排除を推進してもらうことであると、我々は確信している。

#### 4.2.3 流通経路

流通経路は主として、関係する製品の種類によって異なる。ほとんどの場合、製品の輸入業者が客への直接販売者でもある。しかし、輸入業者が他の企業への販売のみを行い、その企業が客に販売する場合もある。

##### - 生産国／荷送人

これまで我々は、中国、インド、タイおよびバングラデシュからの模倣品に遭遇してきた。全ての模倣品の供給元は、中国にたどり着いた。インド、タイおよびバングラデシュなどの国は、ショール、宗教的工芸品およびカシミア織物などの供給元として特定されている。

##### - 購入者

ほとんどの企業が模倣に関与している。稀にはあるが、オンラインで模倣品を購入する消費者もいる。

#### 4.2.4 統計データ

このデータは入手できない。

#### 4.2.5 権利行使

モーリシャスで商標が登録されている限り、その製品は保護される。日本のブランドはモーリシャスで効力がある。

モーリシャスにおける模倣品の大半は、観光客向けのものである。最善の権利行使戦略は、まず調査を実施し、模倣品を販売している侵害者とその所在地を特定することである。このような調査により、各侵害者が販売可能な模倣品の数量も推定できる。次の段階は、調査で特定されたすべての店または侵害者の強制捜査を行うことである。その意図は、侵害品を排除し、侵害者に供給元を白状させることにある。供給元が特定されたら、その供給元に対する別の強制捜査を行い、供給網全体を断つべきである。2か月後、さらなる調査を行い、新たに出現した他の店と侵害者を特定する。特定された場合は、税関と警察と一緒に市場捜査を実施し、模倣品が市場外に残っていることを確認する。市場捜査とは、複数の法執行当局を配置し、その領域の各店を調べ、商品が模倣品か正規品かを判断することをいう。模倣品であれば押収する。このアプローチは、ブランド企業が行動を起こし、積極的に市場を監視していることを侵害者に示すことにもなる。

#### - 事件数

下記の表は、著作権法の違反に基づく知的財産犯罪に関して、処理された刑事犯罪および有罪宣告された刑事犯罪の件数を示している。

年	処理された刑事犯罪の件数	有罪宣告された犯罪			
		有罪宣告された刑事犯罪の件数	禁錮	社会奉仕	罰金
2021	9	3	0	0	3
2020	25	8	0	0	8
2019	50	42	1	0	41
2018	46	23	1	1	21
2017	132	72	0	6	66

下記の表は、裁判所ごとの有罪宣告された刑事犯罪の件数を示している。

年	ポート・ルイス 地方裁判所	ローズヒル 地方裁判所	リヴィエール・ デュ・ランパール 地方裁判所	中間裁判所	キュールピップ 地方裁判所
2021	1	2	0	0	0
2020	4	0	2	2	0
2019	16	0	2	22	0
2018	11	0	4	3	1

## **- 事件の要約**

このデータは入手できない。

### **4.2.6 模倣を取り締まるための対策**

依頼人は模倣品を差し止めるために、税関による水際措置を選択できる。税関は国内留置を行えるため、領土内に模倣品を留置することも税関に申請できる。模倣品を取り締まる警察の知的財産侵害防止チームも存在するが、この刑事ルートは多大な時間と費用を要するため、お勧めできない。

### **4.2.7 比較表による効果的な推奨される対策**

水際措置と市場内活動の双方を実施することが高く推奨されるため、比較表は入手できない。どちらも効果的であり、相互に補い合う。したがって、どちらか一方を選択するのではなく、双方を同時に利用することが推奨される。

## **- 水際措置**

モーリシャスでは税関に水際措置を申請できる。

## **- 市場活動**

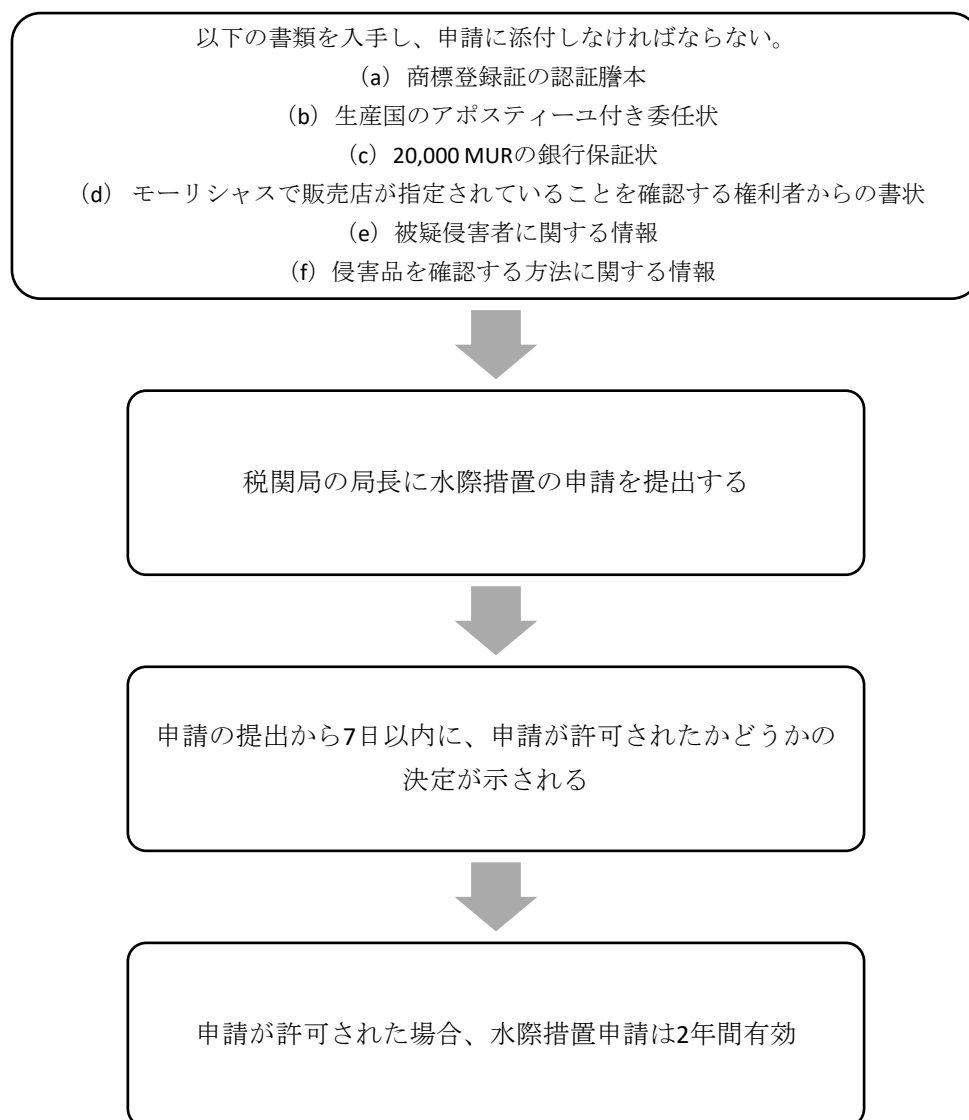
様々な市場における国内措置を税関に申請できる。

## **- オンライン**

利用できない。

## 4.2.8 手続とタイムライン／所要期間のフローチャート

### 4.2.8.1 水際措置申請



#### 4.2.8.2 通関停止

税関措置申請の対象となった知的財産権を侵害している疑いのある貨物をMRA税関が特定した場合、税関は当該貨物の通関を停止し留置する。権利者に留置が報告され、権利者またはその授権代理人は留置貨物を調べるよう要求される。

留置期間は10営業日であり、最大10営業日の延長が可能。  
冷蔵貨物の場合、留置期間は3営業日。

これらの期限内に、権利者は留置貨物が自分の知的財産権を侵害しているかどうかを判断しなければならない。

侵害している場合、その知財権者は、侵害を主張して必要な法的措置を取ることを書面でMRA税関に報告する。  
所定の期限内に書面による異議が提出されない場合、MRA税関は留置貨物を解放できる。

#### 4.2.8.3 民事事件

損害賠償の金額に基づき、訴状が地方裁判所、中間裁判所または最高裁判所のいずれかに提出される。

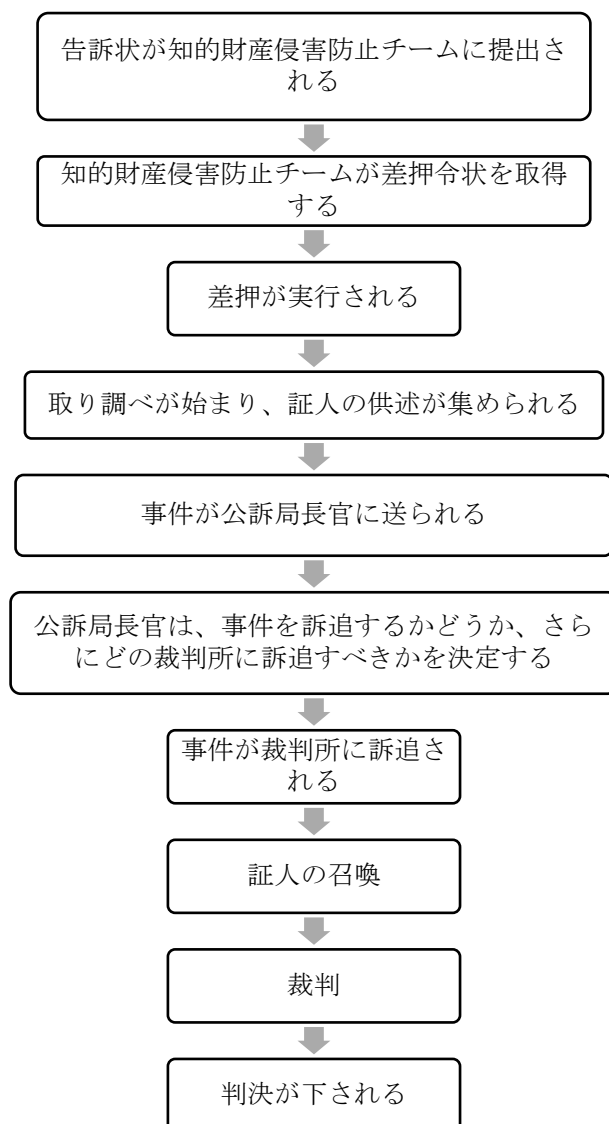
形式的段階／詳細の交換

準備が整うと、審理に進む

判決が下される

訴状の提出から判決が下されるまで、約3年を要する。

#### 4.2.8.4 刑事事件



告訴状の提出から判決が下されるまで、約7 - 10年を要する。

#### 4.2.9 各対策の料金表

##### 4.2.9.1 水際措置申請

関税法に従い<sup>282</sup>、商標権者はモーリシャス歳入庁（MRA）の税関局の局長に対し、商標が侵害されている、またはそのおそれがあるという理由で、輸入または輸出貨物の通関手続の一時停止を申請できる。商標権者とは、産業財産庁に登録されている商標の所有者である。代理人の手数料は、約1,500 USD（192,832.50 日本円）から2,000 USD（257,110.00 日本円）である。

水際措置申請に関して必要な書類および費用については、以下を参照していただきたい。

<sup>282</sup> 1998 年関税法

#### 4.2.9.1.1 水際措置申請に必要な書類

注意すべき点として、この申請は MRA の税関局に提出しなければならない。申請と一緒に、以下の関係書類を提出する必要がある。

- 税関の介入を求める権利の認証謄本。商標登録証の認証謄本を委任状（以下を参照）に添付しなければならない。
- 生産国のアポステイーユにより正式に認証され、正式に公証され、登録長官により登録され、モーリシャスの最高裁判所で公開された委任状。この委任状には、申請の対象となるすべての知財権のリストに加え、その登録証の謄本を付属書として添付しなければならない。

さらに注意すべき点として、商標権者とは、該当する商標に関して産業財産庁の登録簿に記載されている所有者である。

- 20,000 MUR（60,491.20 日本円）の銀行保証状。
- モーリシャスにおいて(独占)販売店が指定されているかどうかを確認する権利者からの書状。
- 被疑侵害者に関する情報－入手可能な場合のみ。
- 侵害品を確認する方法に関する情報資料－入手可能な場合のみ。

これらすべての書類を揃えて、申請が提出された後 7 営業日以内に、その申請が許可されたかどうかに関する局長の決定が示される。通常は、上記の方式要件が満たされない場合のみ、局長により申請が拒否される。

#### 4.2.9.2 申請の提出と通常の見直し

法定代理人は、委任状の作成と国内公証の取得を補佐し、申請対象の知財権の認証謄本を取り寄せることができる。さらに、申請者に代わり 20,000 MUR（60,491.20 日本円）の銀行保証状を入手することもできる。また、国内販売店を特定する書状の起草を支援し、水際措置の申請書を作成・提出し、その税関申請を管理することもできる。この手続全体に関して、法定代理人は水際措置申請 1 件につき弁護士費用として 2,000 USD（257,110.00 日本円）から 3,000 USD（385,665.00 日本円）を請求できる。

この水際措置申請は、2 年間有効である。

以下に、銀行保証状、委任状の公証と登録、および産業財産庁からの認証謄本の入手に関して、法定代理人が請求できる目安となる管理費用のリストを示している。（請求額は通常、米国ドル（USD）で示される）



税関申請		
管理費用	請求額 USD	請求額日本円
銀行保証状 1 件の銀行手数料	125 USD/年	16,069.38 日本円/年
委任状の公証と登録および登録証		
<u>付属書なしの委任状 1 件につき</u>		
印紙税：	12 USD	1,542.66 日本円
公証料：	85 USD	10,927.18 日本円
委任状の公開に関する公証料：	30 USD	3,856.65 日本円
公開手数料：	6 USD	771.33 日本円
付属書がある場合：	付属書ごとに 14 USD	付属書ごとに 1,799.77 日本円
委任状の追加コピー：	30 USD/コピー	3,856.65 日本円/コピー
産業財産庁		
登録証の認証謄本	12 USD/登録証	1,542.66 日本円/登録証

公証料はページ数と付属書の数により変わることに注意していただきたい。上記の価格はあくまでも目安である。

#### 4.2.9.3 貨物の通関停止

通関の一時停止が生じた場合、その貨物は 10 営業日の期間にわたり留置され、この留置期間はさらに 10 営業日の延長が可能である。留置期間中に申請者は、法的手続が開始されたことを長官に書面で知らせなければならない。

以下に、貨物の通関停止に関して、法定代理人から請求される弁護士費用の目安を示す。

- 許可された貨物に関する場合、申請 1 件につき 370 USD (47,565.35 日本円)。法定代理人は、税関による差押を申請者に通知し、その貨物が正規品であると申請者が確認した後、当該貨物の解放を税関に求めることができる。期限の延長に関して、法定代理人は追加 53 USD (6,813.41 日本円) を請求できる。
- 許可を受けていない貨物の量が 1 個から 10 個の製品であり、税関で当該貨物の写真を撮る必要があり、正式な通知を侵害者に送達する（執行官補佐人による送達を利用しない）場合、申請 1 件につき 740 USD (95,130.70 日本円)。この費用には、写真撮影のために税関へ出向き、書留郵便により侵害者に警告状を送付し、侵害者との友好的解決を見出すまでのフォローアップ（期限の延長を含む）が含まれる。
- 許可を受けていない貨物の量が 10 個を超える製品であり、税関で当該貨物の写真を撮る必要があり、正式な通知を侵害者に送達する（執行官補佐人による送達を利用しない）場合、申請 1 件につき 1100 USD (141,410.50 日本円)。この費用には、写真撮影のために税関へ出向き、

書留郵便により侵害者に警告状を送付し、侵害者との友好的解決を見出すまでのフォローアップ（期限の延長を含む）が含まれる。

- 侵害者が警告状に応答せず、2 回目の警告状を執行官補佐人により送達しなければならない場合、上記の手数料に 430 USD（55,278.65 日本円）が追加される。

注意すべき点として、侵害者が応答しない場合、申請者は法的手続を開始しなければならない。モーリシャスの法律と実務に基づき、残念ながら簡略化された手続はなく、貨物を放棄するという想定もない。

#### 4.2.9.4 法的手続

モーリシャスの法律と実務に基づき、訴状を提出する裁判所は、損害賠償請求の金額によって決まる。損害賠償額が 250,000 MUR（756,140 日本円）から 2,000,000 MUR（6,049,120 日本円）の場合、中間裁判所が管轄権を有する。請求額が 2,000,000 MUR（6,049,120 日本円）を超える場合、最高裁判所が管轄権を有する。

以下に、法的手続に関して法定代理人により請求される弁護士費用を示す。

- 地方裁判所に事件を提起し、判決が出るまでのフォローアップに関して、2,270 USD（291,819.85 日本円）。執行官補佐人が被告への送達を行えない場合、法定代理人は民間送達人に依頼しなければならない。代理人の手数料は、約 1,200 USD（154,266.00 日本円）から 1,500 USD（192,832.50 日本円）である。民間送達人の追加の送達費用は、被告の居住場所によって異なるため、150 USD（19,283.25 日本円）から 270 USD（34,709.85 日本円）まで幅がある。裁判所費用は、16 USD（2,056.88 日本円）になる。
- 中間裁判所に事件を提起し、判決が出るまでのフォローアップに関して、3,500 USD（449,942.50 日本円）。代理人の手数料は、2,800 USD（359,954.00 日本円）から 3,000 USD（385,665.00 日本円）である。執行官補佐人が被告への送達を行えない場合、法定代理人は民間送達人に依頼しなければならない。民間送達人の追加の送達費用は、被告の居住場所によって異なるため、150 USD（19,283.25 日本円）から 270 USD（34,709.85 日本円）まで幅がある。裁判所費用は、16 USD（2,056.88 日本円）から 70 USD（8,998.85 日本円）である。
- 最高裁判所に事件を提起し、判決が出るまでのフォローアップに関して、4,700 USD（604,208.50 日本円）。代理人の手数料は、約 4,175 USD（536,717.13 日本円）から 4,300 USD（552,786.50 日本円）である。執行官補佐人が被告への送達を行えない場合、法定代理人は民間送達人に依頼しなければならない。民間送達人の追加の送達費用は、被告の居住場所によって異なるため、150 USD（19,283.25 日本円）から 270 USD（34,709.85 日本円）まで幅がある。裁判所費用は、70 USD（8,998.85 日本円）である。

## 5. 権利取得と権利行使に関する事件

### 5.1 有名または重要な訴訟

最近の2件の商標事件、即ち *Shangri-La Tours Ltd v Shangri-La International Hotel Management Limited and the Controller of Industrial Property Office* 事件における判決が、2019年10月14日にモーリシャスで言い渡された。これらの事件は、法律に反するような意見が含まれているわけではないが、外国の先例に密接に追随して商標保護と権利行使を利用しやすくすることにより、外国資本を引き寄せようとするモーリシャス当局の思惑が浮き彫りになっている。

*Shangri-La Tours Ltd v Shangri-La International Hotel Management Limited and the Controller of Industrial Property Office* 事件における、2019年10月14日付けの判決は、産業財産裁判所により示されたものであった。これらの事件の原告である国内企業は、ある外国企業が所有する様々な商標登録の取消を産業財産裁判所に請求した。しかし、同裁判所はこの国内企業に不利な決定を下し、当該外国企業の登録の取消を拒否した。

これらの事件には、注目に値する側面がいくつか存在する。

- 産業財産裁判所は、複数の英国およびEUの商標判決と先例を根拠として判決を下した。
- 政府は投資に適した国内環境を構築すると同時に、「国際的コミュニティの実現に向けた義務を果たす」ことにも尽力していると、同裁判所は述べた。
- 単語「シャングリラ」(Shangri-La) は一般的な単語であり、「空想上の場所の名前」でもあるため、すべての人にとって利用可能であるべきという理由で、この単語には識別性がないと、取消請求人は申し立てた。この点に関して、同裁判所は「利用可能性ルール」に言及した。同裁判所は、「問うべき問題は、他の商業事業者たちが業務上、善意で合法的に当該単語を使用することを望むかどうかである……答えが肯定であれば、当該標章の登録を望む企業はこの単語の独占を許されるべきではないということになる」と述べた。その一方で、シャングリラは二次的意味を持っていると、同裁判所は述べた。当該登録人は長年にわたり多くの国でシャングリラという名称を使用しており、世界中で商標登録を保有していることは極めて重要であり、「シャングリラという単語によりブランド化されている標章が（モーリシャスを含む）世界各国で異議を受けることなく登録されている事実を考慮すると……現在の状況において当該単語が想起させるのは……快適な空間で楽しめる落ち着いた雰囲気のある隠れ家またはゆったりリラックスできる場所である」。
- 原告の国内企業は、当該外国企業の登録は公序良俗に反すると主張し、その理由として、シャングリラという単語に独占権を与えることは、「裕福な大企業が中小企業に対して不当、不適切かつ非倫理的な優位を得る」のを認めることになると述べた。同裁判所は、この主張を退けた。その際に、同裁判所は数多くの英国の先例を引用し、倫理性の問題は「出願人の行為に関連する状況」や「出願人が標章を使用する方法」ではなく、「その標章自体に固有の特性」のみに関連すると指摘した。
- 原告の国内企業は、これまで会社名としてシャングリラという単語を使用してきたため、この単語に対する商標権を獲得していると主張した。同裁判所は、この主張を退け、会社登録と商

標登録とは明確に異なると述べた。「それゆえ 2001 年会社法に基づく登録により取得した法人名に対する独占的権利は、商標法に基づく当該法人名の使用に対する独占的権利を与えるものではない」と指摘している。つまり Shangri-La Tours Ltd と呼ばれる国内企業である無効請求人は、商標に関してはシャングリラという単語に対する独占権を得られなかった<sup>283</sup>。

---

<sup>283</sup> <https://www.golegal.co.za/mauritius-trademark-multinationals/>

## 6. 成功事例

モーリシャスでは裁判外の和解が奨励されている。なぜならモーリシャスの裁判所は仕事が非常に遅い上に、極めて手続にうるさいためである。多くの事件が何年も係属しており、純粋に手続上の問題で勝ち負けが決まることもある。

和解の成功事例となった事件では、税関による 1,193 個の模倣バッグの通関停止が関係していた。モーリシャスの代理人は、100,000 MUR (302,456 日本円) の金額による和解に成功したが、これはむしろ例外的な和解である。このような種類の事件では、関係する模倣品の種類や数に応じて、法定代理人は通常、輸入業者が廃棄費用を負担する模倣品の引渡と合わせて、2500 MUR (7,561.40 日本円) から 20,000 MUR (60,491.20 日本円) の損害賠償額で交渉することができる。これは訴訟手続に要する多大な時間と費用を避けるためでもある。実際、最終判決が下されるまで、税関から月ごとに保管料が権利者に請求される。

モーリシャスの法律に基づき、税関は国内留置を行う権限を与えられている。フランスの高級ブランドに関して、税関は、高級ブティックに展示され、正規品であるという印象を与えていた何百もの模倣品を押収した。その模倣品の価格も極めて高額であった。例えば、ハンドバックは 200,000 MUR (604,912 日本円) で販売されていた。国内留置の後、依頼人の法定代理人は、最高裁判所の商事部に訴訟を提起した。その法定代理人は、フランス高級ブランドの代理人として証言することにより同ブランドを弁護した。依頼人の当初の要求額は 2 百万 MUR (6,049,120 日本円) だったが、被告が証言しなければならなかった日、その法廷弁護士は 700,000 MUR (2,117,192 日本円) の和解案を提示してきた。注意すべき点として、モーリシャスの実務に基づき、ほとんどの法廷弁護士は最後の瞬間まで和解案の提示を引き延ばす。フランス高級ブランドは、その和解案を受け入れた。

別のフランスのスポーツウェア高級ブランドの場合、5 個の模倣ブレスレットが輸入時に税関により押収され、その法定代理人は依頼人に有利な判決を獲得した。輸入業者は模倣品の廃棄のための没収を命じられると共に、すべての保管料を弁償し、廃棄費用を負担し、訴訟費用を弁償するよう命じられた。しかし、その法定代理人は経済的損害賠償を獲得できなかった。注意すべき点として、モーリシャスの先例に基づき、経済的損害賠償の計算について定める規則は存在しない。以前からモーリシャスの裁判官は、水際で差し止められた模倣品について経済的損害賠償を与えることに消極的である。なぜならその模倣品はモーリシャスの市場には入っておらず、それゆえ当該模倣品が高額で販売されたことを確認できないと、裁判官が考えているためである。結論から言えば、この理由づけには無理がある。しかし、これまで我々が担当した事件では、このこじつけられた理由のために、高額の経済的損害賠償を獲得することができなかった。この事件の被告は自分で自分の代理をしていた (*inops consili*)。

同じ依頼人に関する中間裁判所の民事部における事件において、法定代理人は依頼人が要求していた金額である 2 百万 MUR (6,049,120 日本円) の損害賠償を獲得できた。しかし、この事件は被告が出廷せず、欠席裁判で原告に有利な判決が下されたのである。

すでに述べたように、ほとんどの法廷弁護士と被告は、最後の瞬間まで和解案の提示を引き延ばす。つまり方式事項（詳細の交換）の全段階を経て、裁判にかけられる直前に和解案を示すのである。

以下に、和解案が受け入れられずに、判決まで進んだいくつかの事件について説明する。

## 6.1 モーリシャスの中間裁判所における SKECHERS U.S.A, Inc v AMF LTD (事件 No. 170/2020)

「SKETCHERS」および「S」図形商標の所有者である Skechers と、モーリシャスの国内企業 AMFLTD との訴訟。

2020年2月17日、Skechers U.S.A, Inc はモーリシャス歳入庁から通知を受け取った。その通知には、Skechers の知的財産権を侵害している疑いがあるため、AMFLTD により輸入されたロゴ「S」を付したスリッパ199足をモーリシャス歳入庁が留置していると記してあった。Skechers U.S.A, Inc は、「Skechers」商標を付した製品の商品化と輸入を AMFLTD に許可したことはないと主張した。さらに当該スリッパを調べてみると、低品質の模倣品であり、そのロゴは明らかに模倣であり、パッケージは Skechers の基準を満たしていないことが判明した。

中間裁判所は AMFLTD が Skechers の知的財産権を侵害したと認定し、2021年12月9日に以下のような Skechers U.S.A に有利な判決を下した。

- a. 199 足のスリッパは Skechers の権利を侵害する模倣品である。
- b. モーリシャス歳入庁と Skechers により留置された模倣品は廃棄のために没収する、またはモーリシャス歳入庁の協力を得て廃棄させる。
- c. AMF LTD は Skechers U.S.A に対し、廃棄費用として総額 2,000 MUR (6,049.12 日本円) を支払う。
- d. AMF LTD は Skechers に対し、訴訟費用として総額 USD 4,150 (532,741.72 日本円) および保管料として 39,890 MUR (120,649.70 日本円) を支払う。

## 6.2 ローワー・プレーン・ウィルヘルム地方裁判所における LACOSTE S.A.S VS MR TASHEEL BOODHOO (事件 No. CN 438/19)

Lacoste S.A.S は、モーリシャスにおいて Lacoste クロコダイルロゴと「Lacoste」商標を含む、様々な Lacoste 商標の登録された所有者である。2019年10月8日、Lacoste S.A.S はモーリシャス歳入庁から、Mr Boodhoo により輸入された製品が Lacoste S.A.S の権利を侵害している疑いがあるため留置していると知らせを受けた。当該製品を調べてみると、「Lacoste」品質基準を満たしておらず、模倣品であることが判明した。さらに Mr Boodhoo は、Lacoste S.A.S により当該製品の輸入を許可されていなかった。

モーリシャス歳入庁の税関職員の証言により、当該製品は Mr Boodhoo により輸入されていた。さらに、当該製品は模倣品であり、Lacoste S.A.S の登録商標を付しており、いかなる許可もなく Mr Boodhoo により輸入されたことを示す証拠は、反証されなかった。

Lacoste S.A.S は、Mr Boodhoo が Lacoste S.A.S の許可を得ずに当該模倣品を輸入する際に、2002年特許・工業意匠・商標法の第40条に基づく Lacoste S.A.S の知的財産権を侵害して行動したことを蓋然性の比較により証明したと、同裁判所は認定した。

同裁判所は 2021年1月14日に、以下の命令を出した。

- a. Mr Boodhoo は Lacoste S.A.S の同意なしに「Lacoste」商標を模倣または複製する製品の輸入、取引、商品化および売買をやめる。

- b. Mr Boodhoo の費用負担で侵害品を没収し廃棄する。
- c. Mr Boodhoo は Lacoste S.A.S が負担した総額 16,370 MUR (49,512 日本円) の保管料を支払う。
- d. Mr Boodhoo は Lacoste S.A.S に対し、訴訟費用として総額 1,695€ (235,753,31 日本円) を支払う。

注意すべき重要な点として、Lacoste S.A.S は精神的および経済的損害賠償も主張したが、獲得できなかった。侵害品はモーリシャスへの輸入時にモーリシャス歳入庁によって通関を停止されたため、モーリシャスの市場において販売・商品化・流通されなかったと、同裁判所は認定した。したがって、Lacoste S.A.S の経済的および精神的損害賠償の主張について、同裁判所は裁定しなかった。

### 6.3 モーリシャスの中間裁判所における LACOSTE S.A.S VS T.R.G (Mtius) Ltd (事件 No. CN 75/2020)

2020年1月8日、モーリシャス歳入庁の知的財産権チームは、T.R.G (Mtius)により輸入された「Lacoste」商標を付したTシャツ6点の通関を停止した。Lacoste S.A.Sの代理人は、当該Tシャツが低品質であり、クロコダイルロゴはLacosteガイドラインを満たしておらず、品質表示票は不正確であるため、模倣品であると確認した。さらに代理人は、Lacoste S.A.Sがモーリシャスにおいて「Lacoste」商標を付した製品の商品化と輸入をT.R.G (Mtius)に許可したことはないと述べた。

Lacoste S.A.Sは裁判所に対し、T.R.G (Mtius)への有罪宣告に加え、経済的・精神的損害賠償、弁護士と商標取締官の費用および保管料と廃棄費用に相当する、総額 260,000 MUR (786,385.60 日本円) の損害賠償を原告に支払うよう命じる判決を求めた。Lacoste S.A.Sは、今回のT.R.G (Mtius)の行為の結果として、260,000 MUR (786,385.60 日本円) と推定される不利益、苦痛および損害を受けたと主張した。さらにLacoste商標に付随する業務上の信用が損なわれ、自己の権利を行使するために本件訴訟を提起せざるを得なかったため、総額 132,955 MUR (402,130.37 日本円) は精神的損害賠償に相当すると説明された。

同裁判所は2022年4月26日に、原告に有利な判決を下し、以下のことを命じた。

- a. T.R.G (Mtius)は、自分自身またはその代理人と仲介者による、「Lacoste」商標を模倣または複製する製品の輸入、取引、商品化および売買をやめる。
- b. モーリシャス歳入庁により留置された「Lacoste」商標を付したTシャツ6点を没収し廃棄する。
- c. T.R.G (Mtius)はLacoste S.A.Sに対し、経済的・精神的損害賠償、弁護士と商標取締官の費用およびモーリシャス歳入庁に支払うべき保管料と廃棄費用に相当する、総額 260,000 MUR (786,385.60 日本円) を支払う。

### 6.4 モーリシャスの中間裁判所における POLICE VS FAST CLICK LTD (事件 No. 1186/2017)

Fast Click Ltd (被告企業)は、コンピュータその他の電子機器を取り扱う店舗(当該店舗)をバガテルに構えている。文字商標とロゴ「BOSE」は、1992年7月7日からBose B.V.の名前で、外務・地域統合・国際貿易省の産業財産庁に正式に登録されている商標である。

2015年12月29日、商標BOSEの保護を管理している会社、Geroudis Management Servicesの現場担当者は、当該店舗で小型スピーカーBOSEの試験購入を行った。当該スピーカーは検証のために関連オフィスに運ばれた。

2016年1月3日、当該現場担当者は小型スピーカーBOSEに関する告訴状を知的財産侵害防止チーム（APU）に提出すると共に、当該スピーカーの購入時に発行されたとされる、被告企業の名前が上部に記載された領収書を提出した。

2016年1月6日、当該店舗の敷地内で捜索が行われ、その過程で警察は、ラベル「BOSE」を付した空箱を棚から見つけ、「後ろのカウンターの引き出し」（原文のまま）に保管されていた小型スピーカーBOSEを確保した。

その申立において、（a）被告企業は2015年12月29日に、Bose B.Vの法定代理人の許可なしに係争対象の小型スピーカーを販売し、さらに（b）係争対象の小型スピーカーは「偽の」（原文のまま）製品だったと主張された。

しかしBose B.Vは、被告企業が権利者の同意なしに商標を扱っていたことを立証できなかった。その原因は、モーリシャスの弾劾主義により証拠が口頭で提供され、その証拠の信憑性を裁判所が評価するという事実にあった。証人陳述書の宣言または内容は、被告人に不利な証拠ではなく、審理前に係争対象の小型スピーカーが特定されたことは、証人の整合性を確認する証拠としてのみ許容された。このような審理前の物品の特定は、証人が裁判所に提出できなかった証拠の代わりにはならず、当該小型スピーカーと、現場担当者の証言と共に裁判所に提出された領収書とを結びつける実物証拠がない場合のギャップを埋めることはできない。



## 7. モーリシャスにおける知財問題と利益に関する利害関係者の声

モーリシャスにおける産業財産法は国際基準に沿っているものの、権利行使は比較的弱い。大手の知的財産権法律事務所によれば、関係当局は基本的に、知的財産権者の公式代理人がモーリシャスにいる場合に限り行動を起こす。なぜなら裁判所は、押収された製品が模倣品または別途法的問題のある製品であると証言する代理人を要求するためである。しかし、重要な点として、産業財産法は最近になってモーリシャスで施行されたばかりであるため、この新法の下で知財の権利行使がどのように変わるかはまだ分からない。

特筆すべき点として、知財の権利行使がこれまで比較的弱かったとはいえ、モーリシャスはグローバル・イノベーション・インデックス (GII) に関して、26 か国のサハラ以南のアフリカ経済圏では 1 位、37 か国の高中所得グループ経済圏では 9 位にランクされている。モーリシャスはアフリカ諸国と多くの二国間貿易協定を結んでおり、それにより外国企業は主要なアフリカ市場に優先的に参入できる。政治的にも経済的にも安定しており、外国為替規制がなく、外国企業が自由に利益を回収していることを考えると、非常に友好的な税制と言える。さらにモーリシャスは、複数の国との間で二重課税を排除している。その結果、32,000 を超える海外企業を誘致しており、アフリカ大陸に投資する国際企業の住所として 1 位に浮上している<sup>284</sup>。

---

<sup>284</sup> <https://www.privacyshield.gov/article?id=Mauritius-Protecting-Intellectual-Property>

## 8. 総括表

	特許	商標	著作権	地理的表示	工業意匠	実用新案
<b>定義</b>	製品またはプロセスに相当または関連する、技術分野における特定の課題への解決策を実際にもたらず、発明者のアイデアを保護するために付与される権原。	特定の企業の商品または役務を他の企業のものから識別可能にする、視覚的に認識可能な標識または標識の組合せであって、次のものを含む：(i) 証明標章と団体標章；および(ii) 単語、文字、数字、図形、絵、色の組合せ、商品／その部分の形状、または商品のパッケージその他の体裁。	著作権とは、著作物に存在する経済的権利と著作者人格権をいう。	地理的表示とは、ある国の領土または地域や産地に由来する商品やサービスを識別する表示であって、当該商品の特定の品質、評判その他の特性が本質的にその地理的原産地に起因する場合をいう <sup>285</sup> 。	物品の特徴、特に物品またはその装飾の形状、線、輪郭、色、質感または材料からもたらされる物品の外観。	対象物の新規の形状、構造または構成要素からなり、その機能性または有用性を高める技術的創作物。
<b>要件</b>	新規であり、進歩性を有し、産業上利用可能である。	以下のいずれかに該当する標識は、標章として登録されない <sup>286</sup> ：	著作物は、当該著作物が何らかの有形の形式に固定されている場合は、その表現方法また	地理的表示は、所定のフォームで提出しなければならない、払戻不可	新規で独創的である。	新規で産業上利用可能である。

<sup>285</sup> 2019年産業財産法第2条

<sup>286</sup> 2019年法律第15号、産業財産法第91(2)条

	<p>(a) 識別性がない、または特定の企業の商品や役務を他の企業のものから識別できないもの；</p> <p>(b) 取引において商品または役務の種類・品質・数量・用途・価値・地理的原産地・商品製造時期・役務提供時期その他の特徴を示す役割を果たす標識または表示のみで構成されるもの；</p> <p>(c) 現在の言語表現や善意の取引慣行において一般名称となっている、または商品や役務の一般的な／承認された技術名や学名である標識または表示のみで構成されるもの；</p> <p>(d) 商品の性質上の結果である形状、また</p>	<p>は形式に関係なく、著作権保護を受ける資格があるとみなされる<sup>288</sup>。</p>	<p>の料金の支払を条件とする。</p> <p>本法は、地理的表示が商標としての登録資格を得るために満たさなければならない極めて具体的な要件を定めている。その登録要件は、以下のとおりである<sup>289</sup>。</p> <p>地理的表示の登録出願は、以下のものを含まなければならない：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 出願を提出する人の名前、住所と本拠地；</li> <li>● 登録を求める地理的表示；</li> <li>● 地理的表示を申請する地理的地域；</li> <li>● 地理的表示により指定される商品；</li> </ul>		
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

<sup>288</sup> 2014 年法律第 2 号著作権（改正）法第 3 条と第 5 条

<sup>289</sup> 2019 年産業財産法第 106 条

		<p>は商品に技術的成果・機能的効果・実質的価値を与える形状のみで構成されるもの；</p> <p>(e) 公序良俗に反するもの；</p> <p>(f) とりわけ商品や役務の地理的原産地または性質、品質その他の特徴に関して、誤認を招くおそれのあるもの；</p> <p>(g) パリ条約の加入国や国際機関の紋章、旗その他の象徴としてその国や組織により採用された管理保証を表す公的標識を含んでいるもの、または紋章学の観点から当該標識の模倣に相当するもの。</p> <p>さらに本法第 91(3) 条は、以下のように述べている<sup>287</sup>：</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地理的表示が使用される商品の固有の特性；</li> <li>● 商品の生産地域と生産方法；；</li> <li>● 商品の特性とその生産地域／方法との関連性；</li> <li>● その固有の特性を管理する方法；</li> <li>● 地理的表示の使用規則を定める実務指針；</li> <li>● 原産国でその商品の名前が保護されている証拠；</li> <li>● 地理的表示に関する内部管理計画。</li> </ul> <p>出願人はいつでも地理的表示の登録出願を取り下げることができ</p> <p>さらに地理的表示の出願日は、上記すべての</p>		
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

<sup>287</sup> 2019 年法律第 15 号、産業財産法第 91(3)条

		<p>(a) モーリシャスで有効な第三者の権利に抵触する標章、とりわけ以下のいずれかに該当するものは、登録されない：</p> <p>(i) 類似の商品や役務に関して先に登録されている、または先の出願日／優先日を有する標章に類似しているもの、あるいは当該標章と混同を生じるほど類似しているもの；</p> <p>(ii) 類似の商品や役務に関してモーリシャスで周知である他企業の標章と混同を生じるおそれのある複製、模倣または翻訳に相当するもの；</p> <p>(iii) 出願対象の商品または役務とは同一でも類似でもない商品または役務に関してモー</p>		<p>要件が満たされた日とみなされる<sup>290</sup>。要件が適時に満たされなかった場合、その出願は放棄されたとみなされる。</p>		
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	-------------------------------------------------------------------------	--	--

<sup>290</sup> 2019 年産業財産法第 107 条

		<p>リシャスで登録されている周知標章が存在し、出願対象の商品または役務に関して出願標章を使用すれば、出願対象の商品または役務と周知標章の所有者との関連性を示すことになり、周知標章の所有者の利益を損なうおそれがあるもの；</p> <p>(iv) 法律に基づきモーリシャスで使用できないもの。</p>				
<b>保護期間</b>	特許出願日から 20 年。	登録出願日から 10 年。	一般に、著作権法に別途定める場合を除き、著作物は著作者の生存中と死後 70 年わたり保護される。共有著作物の場合、経済的権利と著作者人格権は、最後に生存する著作者の生存中とその死後 70	登録出願日から 10 年。	出願日から 5 年。さらに 3 回の連続する 5 年間の登録更新が可能である。	6 年。さらに 2 回の連続する 2 年間の登録更新が可能である。

			年にわたり保護される <sup>291</sup> 。			
<b>法律</b>	2019 年産業財産法	2019 年産業財産法	2014 年法律第 2 号の著作権（改正）法	2019 年産業財産法	2019 年産業財産法	2019 年産業財産法
<b>出願／登録手続</b>	<p>発明の特許出願は、所定のフォームで産業財産庁の長官に提出すると同時に、現在 10,000 MUR の出願料を支払わなければならない。出願は、ポート・ルイスの 11<sup>th</sup> Floor, Sterling House, Lislet Geoffroy Street にある産業財産庁に手作業で提出しなければならない。</p> <p>特許出願には、以下のものを添付しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 委任状</li> <li>• 発明の名称、明細書およびクレームに加え、図面と要約</li> </ul>	<p>所定の出願フォーム（TM1）に記入して提出しなければならない。モーリシャス商標局は、マルチクラス出願を認めている。それゆえ標章ごと区分ごとに別個の出願を提出する必要はない。商標局長は、当該出願と抵触する標章の存在を確認するために調査を行う。出願要件として、出願には以下を明記しなければならない<sup>292</sup>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 登録を求める出願人の正式名称、および出願人が所在する正式な住所と国</li> </ul>	<p>モーリシャスで著作権を登録することはできない。むしろ著作権は、要件を満たしていれば、自動的に与えられる。</p>	<p>出願手続は、通常の商標と同じである。ただし、上記の追加の考慮事項が適用される。</p>	<p>工業意匠の登録出願は、産業財産庁長官が定めるフォームと方法に従い、現在 4,000 MUR である料金と一緒に、長官に提出する。出願は、ポート・ルイスの 11th Floor, Sterling House, Lislet Geoffroy Street に所在する産業財産庁に手作業で提出しなければならない。</p> <p>出願の提出時に所定の料金が支払われ、以下のものが含まれている場合：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 出願人の身元を証明し、出願人との連絡</li> </ul>	<p>実用新案出願は、産業財産庁長官が定める方法に従い長官に提出すると同時に、現在 10,000 MUR である出願料を支払わなければならない。出願は、ポート・ルイスの 11th Floor, Sterling House, Lislet Geoffroy Street に所在する産業財産庁に手作業で提出しなければならない。</p> <p>出願には、以下を添付しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 委任状</li> <li>• 発明の名称、明細書およびクレームに加え、図面と要約</li> </ul>

<sup>291</sup> 2014 年法律第 2 号著作権（改正）法第 15 条

<sup>292</sup> 2019 年産業財産法第 92(2)(a)条および 2022 年産業財産施行規則の規則 74(3)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 該当する場合は、譲渡証</li> <li>● 該当する場合は、優先権証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 該当する場合は、標章の種類とその種類の標章に適用される特有の要件を示す陳述</li> <li>● 標章自体の見本</li> <li>● 所定の料金を同時に支払わなければならない</li> <li>● 該当する区分、および指定される商品と役務</li> <li>● 該当する場合は、優先権の詳細</li> </ul>			<p>を可能にする表示；および</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 登録を求める工業意匠の視覚的表現物；</li> </ul> <p>長官は、その提出日から1週間以内に出願日の通知を発行する。出願の受領日が出願日とみなされる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 該当する場合は、譲渡証</li> <li>● 該当する場合は、優先権証明書</li> </ul>
<b>出願できる者</b>	発明者または発明者から出願する権利を取得した人。	標章の登録時に、モーリシャスにおける送達宛先を提示しなければならない。この送達宛先により、商標出願人に代わりモーリシャスで商標出願を提出する権限が与えられる。例えば、モーリシャスに所在する法律事務所または出願人自身の名前と住所を出願に明記し	著作物の著作者が当該著作物に関する著作権その他の権利（当該著作物の共同所有権を含む）の最初の所有者とみなされる。ただし、現在はこの立場に特定の例外が存在する。その一部を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 職務著作者：相反する契約がない限り、従業員著作者または</li> </ul>	地理的表示の場合、その商標出願は、商業分野における特定の集団に制限されており、指定された商品を生産するために指定された地理的地域で活動する生産者グループや、当該生産者を分類する法人、または当該生産者グループや法人を代表する政府機関を含む、	工業意匠を受ける権利は、当該意匠の創作者に帰属し、譲渡できる、または継承により移転できる。	発明者または発明者から出願する権利を取得した人。



		<p>なければならない。商標局長は、モーリシャス以外に所在する法律事務所とは連絡を取らないため、モーリシャスにある法律事務所だけが、出願人に代わり登録出願を提出する際の送達宛先になれることに注意すべきである。あるいは、商標所有者自身が産業財産庁に直接、商標を出願することができる。</p>	<p>委託された著作者が雇用または委託の過程で当該著作物を創作した場合には、著作物の経済的権利は、雇用主または委託者に帰属する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●映像・音響著作物：経済的権利の最初の所有者は、著作権法に別段の定めがない限り、当該著作物の製作者である。</li> <li>●映像・音響著作物の共同著作者および既存著作物の著作者：これらの者はそれぞれ自己の貢献または既存著作物に関する経済的権利を維持する。</li> </ul>	<p>特定の集団が、地理的表示の登録を出願できる。</p>		
<b>出願の場所</b>	<p>出願は、ポート・ルイスの 11<sup>th</sup> Floor, Sterling House, Lislet Geoffroy Street にある産業財産</p>	<p>モーリシャス商標局はポート・ルイスの 11<sup>th</sup> Floor, Sterling House, Lislet Geoffroy Street にあり、すべての商標登</p>	<p>モーリシャスで著作権を登録することはできない。むしろ著作権は、その著作物が著作権保護の要件を満たし</p>	<p>モーリシャス商標局はポート・ルイスの 11<sup>th</sup> Floor, Sterling House, Lislet Geoffroy Street にあり、すべての商標登</p>	<p>出願は、ポート・ルイスの 11<sup>th</sup> Floor, Sterling House, Lislet Geoffroy Street にある産業財産</p>	<p>出願は、ポート・ルイスの 11<sup>th</sup> Floor, Sterling House, Lislet Geoffroy Street にある産業財産</p>

	庁に手作業で提出しなければならない。	録出願は、英語により所定の方法に従い商標局に手作業で提出しなければならない。	ていれば、自動的に著作物に存在する。	録出願は、英語により所定の方法に従い商標局に手作業で提出しなければならない。	庁に手作業で提出しなければならない。	庁に手作業で提出しなければならない。
<b>審査</b>	産業財産庁長官は、その発明が新規であり、進歩性を有し、産業上利用可能であることを確認するため、実体審査を行う。現時点で産業財産庁長官は実体審査を行っていないものの、他の法域における実体審査に関する情報を要求している。	長官は、商標出願日から約2か月後、絶対的および相対的拒絶理由に関して商標出願の完全な審査を行う。	モーリシャスで著作権を登録することはできないため、審査は行われない。	地理的表示の審査手続は、長官が商標登録の通常要件と制限に加えて、上記の要件と不登録事由も検討するため、通常の商標出願とはわずかに異なっている <sup>293</sup> 。さらに長官は、その地理的表示が地理的表示の定義を満たしているかどうかも検討する <sup>294</sup> 。	長官は、工業デザインの新規性、独創性を確認するために実体審査を行う。  現在、産業財産権庁が行っているのは形式審査のみであり、実質審査が実施される時期は未定である。	長官は、実用新案の新規性及び産業上の利用可能性を確認するため、実体審査を行う。  現在、産業財産権庁が行っているのは形式審査のみであり、実質審査が実施される時期は未定である。
<b>権利</b>	特許はその所有者に対し、当該特許発明を他者に利用させない権利を与える。	登録商標権者は、モーリシャスの高等法院に提起される侵害訴訟により、商標権者の登録された権利を侵害する第三者に対して行動を起こすことができる。	該当する権利には、特定の著作物に関する経済的権利と著作者人格権が含まれる。	地理的表示の権利範囲は極めて独特であるため、該当する地理的地域で活動する生産者グループまたは当該生産者を分類する法人以外は、いかなる人も、該	登録された権利者以外の方が、モーリシャスで登録された工業意匠を利用する場合、登録された権利者の書面による同意を求めなければならない。	実用新案の登録はその所有者に対し、登録された実用新案に含まれる発明を他者に利用させない権利を与える。

<sup>293</sup> 2019年産業財産法第108条

<sup>294</sup> 2019年産業財産法第108条

		商標権者が自分の名前で商標侵害訴訟を提起しないことを選択する場合、登録使用者として指名されているライセンシーが自らの名前で侵害訴訟を提起できる。		当する登録簿に指定された商品に関して登録された地理的表示を取引の過程で使用する権利を与えられない <sup>295</sup> 。		
<b>取消</b>	出願は取り下げることができる。  利害関係者は、特定の要件が満たされる場合には、特許の無効を請求できる。	不使用による商標の取消は、モーリシャスにおける3年以上にわたる当該標章の不使用を根拠とする。上記の商標の不使用の結果として、利害関係を有する第三者が当該登録の商標登録簿からの削除を請求する可能性がある。	該当なし	不使用による商標の取消は、モーリシャスにおける3年以上にわたる当該標章の不使用を根拠とする。上記の商標の不使用の結果として、利害関係を有する第三者が当該登録の商標登録簿からの削除を請求する可能性がある。	出願人は、工業意匠が登録される前のあらゆる時点で、出願を全体的に、または任意の数の意匠に関して取り下げることができる。  利害関係者は、特定の要件が満たされる場合には、工業意匠の無効を請求できる。	出願は取り下げることができる。  利害関係者は、特定の要件が満たされる場合には、実用新案の無効を請求できる。
<b>ライセンス</b>	従属特許に関して、強制実施権とライセンスが利用可能。	商標権者は、商標登録を通して獲得した権利を第三者にライセンス供与できる。モーリシャスでは、独占的お	著作権者は、著作権の経済的権利を全体的または部分的に別の人にライセンス供与できる。その一方で、著作	商標権者は、商標登録を通して獲得した権利を第三者にライセンス供与できる。モーリシャスでは、独占的お	本法は、第三者がモーリシャスで登録された工業意匠を利用するには、登録された権利者の書面による同意が必	本法は、実用新案のライセンスについて規定していない。

<sup>295</sup> 2019年産業財産法第109条

		よび非独占的ライセンスの双方が認められている。	者人格権は、まさにその性質上、移転またはライセンス供与することはできない。	よび非独占的ライセンスの双方が認められている。	要であるとのみ規定している。	
<b>譲渡</b>	特許を受ける権利は、譲渡できる、または継承により移転できる。	本法は所有権の変更を可能にする手続について規定している。譲渡を有効にするには、書面にして長官に提出しなければならない。  重要な点として、該当する商品または役務の性質・出所・製造方法・特徴・目的適合性に関して、譲渡の登録が誤認または混同を生じるおそれがある場合、本法は所有権の変更を無効にする。	著作権者は、著作権の経済的権利を全体的または部分的に別の個人へ移転できる。その一方で、著作者人格権は、まさにその性質上、移転することはできない。	本法は所有権の変更を可能にする手続について規定している。譲渡を有効にするには、書面にして長官に提出しなければならない。  重要な点として、該当する商品または役務の性質・出所・製造方法・特徴・目的適合性に関して、譲渡の登録が誤認または混同を生じるおそれがある場合、本法は所有権の変更を無効にする。	工業意匠を受ける権利は、譲渡できる、または継承により移転できる。	実用新案を受ける権利は、譲渡できる、または継承により移転できる。
<b>民事権利行使</b>	当事者は知財権の侵害に関して、以下の救済手段または救済を中間裁判所／最高裁判所に請求できる。	当事者は知財権の侵害に関して、以下の救済手段または救済を中間裁判所／最高裁判所に請求できる。		当事者は知財権の侵害に関して、以下の救済手段または救済を中間裁判所／最高裁判所に請求できる。	当事者は知財権の侵害に関して、以下の救済手段または救済を中間裁判所／最高裁判所に請求できる。	当事者は知財権の侵害に関して、以下の救済手段または救済を中間裁判所／最高裁判所に請求できる。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 不正行為または違法行為を阻止する差止命令</li> <li>- 損害賠償</li> <li>- 裁判所が適切と考える場合は、不正行為に使用された、または不正行為を引き起こしたあらゆる物品または事物の没収と廃棄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 不正行為または違法行為を阻止する差止命令</li> <li>- 損害賠償</li> <li>- 裁判所が適切と考える場合は、不正行為に使用された、または不正行為を引き起こしたあらゆる物品または事物の没収と廃棄</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>- 不正行為または違法行為を阻止する差止命令</li> <li>- 損害賠償</li> <li>- 裁判所が適切と考える場合は、不正行為に使用された、または不正行為を引き起こしたあらゆる物品または事物の没収と廃棄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 不正行為または違法行為を阻止する差止命令</li> <li>- 損害賠償</li> <li>- 裁判所が適切と考える場合は、不正行為に使用された、または不正行為を引き起こしたあらゆる物品または事物の没収と廃棄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 不正行為または違法行為を阻止する差止命令</li> <li>- 損害賠償</li> <li>- 裁判所が適切と考える場合は、不正行為に使用された、または不正行為を引き起こしたあらゆる物品または事物の没収と廃棄</li> </ul>
<b>刑事権利行使</b>	特許発明を故意に利用するあらゆる人は、罪を犯しており、有罪判決を受けると、250,000 MUR を超えない罰金および5年を超えない期間の禁錮を科せられる。	登録商標を故意に利用するあらゆる人は、罪を犯しており、有罪判決を受けると、250,000 MUR を超えない罰金および5年を超えない期間の禁錮を科せられる。		登録商標を故意に利用するあらゆる人は、罪を犯しており、有罪判決を受けると、250,000 MUR を超えない罰金および5年を超えない期間の禁錮を科せられる。	登録された工業意匠を故意に利用するあらゆる人は、罪を犯しており、有罪判決を受けると、250,000 MUR を超えない罰金および5年を超えない期間の禁錮を科せられる。	登録された実用新案を故意に利用するあらゆる人は、罪を犯しており、有罪判決を受けると、250,000 MUR を超えない罰金および5年を超えない期間の禁錮を科せられる。
<b>行政当局</b>	モーリシャス産業財産庁（「IPO」）、産業財産裁判所、最高裁判所および枢密院司法委員会	モーリシャス産業財産庁（「IPO」）、産業財産裁判所、最高裁判所および枢密院司法委員会	モーリシャス産業財産庁（「IPO」）、産業財産裁判所、最高裁判所および枢密院司法委員会	モーリシャス産業財産庁（「IPO」）、産業財産裁判所、最高裁判所および枢密院司法委員会	モーリシャス産業財産庁（「IPO」）、産業財産裁判所、最高裁判所および枢密院司法委員会	モーリシャス産業財産庁（「IPO」）、産業財産裁判所、最高裁判所および枢密院司法委員会
<b>模倣対策</b>	依頼人は模倣品を差し止めるために、税関に	依頼人は模倣品を差し止めるために、税関に	依頼人は模倣品を差し止めるために、税関に	依頼人は模倣品を差し止めるために、税関に	依頼人は模倣品を差し止めるために、税関に	依頼人は模倣品を差し止めるために、税関に

	<p>よる水際措置を選択できる。税関は国内留置を行えるため、領土内に模倣品を留置することも税関に申請できる。模倣品を取り締まる警察の知的財産侵害防止チームも存在するが、この刑事ルートは多大な時間と費用を要するため、お勧めできない。</p>	<p>よる水際措置を選択できる。税関は国内留置を行えるため、領土内に模倣品を留置することも税関に申請できる。模倣品を取り締まる警察の知的財産侵害防止チームも存在するが、この刑事ルートは多大な時間と費用を要するため、お勧めできない。</p>	<p>よる水際措置を選択できる。税関は国内留置を行えるため、領土内に模倣品を留置することも税関に申請できる。模倣品を取り締まる警察の知的財産侵害防止チームも存在するが、この刑事ルートは多大な時間と費用を要するため、お勧めできない。</p>	<p>よる水際措置を選択できる。税関は国内留置を行えるため、領土内に模倣品を留置することも税関に申請できる。模倣品を取り締まる警察の知的財産侵害防止チームも存在するが、この刑事ルートは多大な時間と費用を要するため、お勧めできない。</p>	<p>よる水際措置を選択できる。税関は国内留置を行えるため、領土内に模倣品を留置することも税関に申請できる。模倣品を取り締まる警察の知的財産侵害防止チームも存在するが、この刑事ルートは多大な時間と費用を要するため、お勧めできない。</p>	<p>よる水際措置を選択できる。税関は国内留置を行えるため、領土内に模倣品を留置することも税関に申請できる。模倣品を取り締まる警察の知的財産侵害防止チームも存在するが、この刑事ルートは多大な時間と費用を要するため、お勧めできない。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 9. 参考文献

- Mauritius Customs Act 47 of 1998
- “Mauritius: A Trademark Judgment That Will Please Multinationals.” Insights Into the Law in South Africa | Welcome to Go Legal, 18 Nov. 2019, [www.golegal.co.za/mauritius-trademark-multinationals](http://www.golegal.co.za/mauritius-trademark-multinationals).
- Mauritius Industrial Property Regulations Act 2019
- Act of the Hague Agreement signed in Geneva on July 2, 1999
- Copyright (Amendment) Act no 02 of 2014
- Industrial Property Act of 2019.
- Copyright (Amendment) Act no 13 of 2017.
- <https://intellectual-property-helpdesk.ec.europa.eu/system/files/2021/11/IP%20Country%20Fiche%20MAURITIUS%20final.pdf>
- “Member States - the African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO).” The African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO), [www.aripo.org/member-states](http://www.aripo.org/member-states). Accessed 15 Nov. 2022.
- “WIPO Lex.” WIPO Lex, [wipolex.wipo.int/en/treaties/ShowResults?code=MU](http://wipolex.wipo.int/en/treaties/ShowResults?code=MU). Accessed 1 Dec. 2022.
- “Statistical Country Profiles.” Statistical Country Profiles, [www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country\\_profile/profile.jsp?code=MU](http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/profile.jsp?code=MU). Accessed 5 Nov. 2022.
- “WIPO Lex.” WIPO Lex, [wipolex.wipo.int/en/members/profile/MU](http://wipolex.wipo.int/en/members/profile/MU). Accessed 1 Dec. 2022.
- “ABOUT US.” ABOUT US, [foreign.govmu.org/Pages/Industrial%20Property%20Office/ABOUT-US0409-2313.aspx](http://foreign.govmu.org/Pages/Industrial%20Property%20Office/ABOUT-US0409-2313.aspx). Accessed 5 Nov. 2022.
- “The Industrial Property Act 2019 - Patent - Mauritius.” The Industrial Property Act 2019 - Patent - Mauritius, 5 Sept. 2019, [www.mondaq.com/patent/842718/the-industrial-property-act-2019](http://www.mondaq.com/patent/842718/the-industrial-property-act-2019).
- [https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed\\_norm/---relconf/documents/meetingdocument/wcms\\_736873.pdf](https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_norm/---relconf/documents/meetingdocument/wcms_736873.pdf)
- “Intellectual Property Rights - Mauritius Trade Easy - Expanding Markets and Facilitating Compliance.” Intellectual Property Rights - Mauritius Trade Easy - Expanding Markets and Facilitating Compliance, [www.mauritiustrade.mu/en/intellectual-property-policy](http://www.mauritiustrade.mu/en/intellectual-property-policy). Accessed 5 Nov. 2022.
- “What Are the Major Natural Resources of Mauritius?” WorldAtlas, 3 Dec. 2018, [www.worldatlas.com/articles/what-are-the-major-natural-resources-of-mauritius.html](http://www.worldatlas.com/articles/what-are-the-major-natural-resources-of-mauritius.html).
- “Mauritius - Resources, Power, and Manufacturing.” Encyclopedia Britannica, [www.britannica.com/place/Mauritius](http://www.britannica.com/place/Mauritius). Accessed 9 Nov. 2022.
- “SEM at a Glance – Stock Exchange of Mauritius.” SEM at a Glance – Stock Exchange of Mauritius, 1 Jan. 1989, [www.stockexchangeofmauritius.com/about-us/sem-at-a-glance](http://www.stockexchangeofmauritius.com/about-us/sem-at-a-glance).
- “GDP (Current US\$) - Mauritius | Data.” GDP (Current US\$) - Mauritius | Data, [data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.MKTP.CD?locations=MU](http://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.MKTP.CD?locations=MU). Accessed 17 Nov. 2022.
- “Intellectual Property Rights - Mauritius Trade Easy - Expanding Markets and Facilitating Compliance.” Intellectual Property Rights - Mauritius Trade Easy - Expanding Markets and Facilitating Compliance, [www.mauritiustrade.mu/en/intellectual-property-policy](http://www.mauritiustrade.mu/en/intellectual-property-policy). Accessed 17 Nov. 2022.
- “Mauritius - Wikipedia.” Mauritius - Wikipedia, 29 July 2019, [en.wikipedia.org/wiki/Mauritius](http://en.wikipedia.org/wiki/Mauritius).
- <https://www.nationsonline.org/oneworld/mauritius.htm>

## 10. 別紙 A

モーリシャスにおける知的財産に関する 2022 年 11 月現在の公定料金

### 10.1 特許：

	料金 (MUR)	料金 (日本円)
特許出願	10,000	30,245,60
出願の取下	1,000	30,24,56
出願の早期公開	2,000	6,049,12
異議申立	5,000	15,122,80
特許のコピー	300/ページ	907,37/ページ
明細書または図面の補正請求	5,000	15,122,80
年金		
1 年度	なし	
2 年度	なし	
3 年度	3,000	9,073,68
4 年度	3,000	9,073,68
5 年度	10,000	3,0245,60
6 年度	10,000	3,0245,60
7 年度	10,000	30,245,60
8 年度	10,000	30,245,60
9 年度	10,000	30,245,60
10 年度	30,000	90,736,80
11 年度	30,000	90,736,80
12 年度	30,000	90,736,80
13 年度	30,000	90,736,80
14 年度	30,000	90,736,80
15 年度	50,000	151,228,00
16 年度	50,000	151,228,00
17 年度	50,000	151,228,00
18 年度	50,000	151,228,00
19 年度	50,000	151,228,00
年金の延滞料	2,000	6,049,12
失効した特許の回復	10,000	30,245,60
強制実施権の申請	100,000	302,456,00
送付手数料	5,000	15,122,80



## 10.2 実用新案：

	料金 (MUR)	料金 (日本円)
実用新案登録出願	6,000	18,147,36
更新料：		0
第 1 期間	3,000	9,073,68
第 2 期間	5,000	15,122,8
更新料の延滞料	1,000	3,024,56
特許出願を実用新案出願に変更する料金	1,000	3,024,56
実用新案出願を特許出願に変更する料金	5,000	15,122,8

## 10.3 回路配置

	料金 (MUR)	料金 (日本円)
回路配置登録出願	10,000	30,245,6

## 10.4 工業意匠

	料金 (MUR)	料金 (日本円)
工業意匠登録出願	4,000	12,098,24
出願の取下	1,000	3,024,56
登録料	6,000	18,147,36
登録の更新申請		
第 1 期間	5,000	15,122,8
第 2 期間	7,000	21,171,92
第 3 期間	10,000	3,0245,6
更新料の延滞料	2,000	6,049,12

[特許庁委託事業]

モーリシャスの知的財産制度および  
その運用に関する調査

2023年3月

無断複製・転載禁止

[委託先]

Kisch Global Limited

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

知的財産権部